

出席委員 杉崎委員長、佐藤（正）副委員長
青木委員、岸本委員、太田委員
関口議長

欠席委員 なし

説明者 亀山福祉部長、内田福祉課長、原副主幹、千野主査
鈴木福祉部参事（兼）高齢介護課長、仲手川副主幹、佐野主査、伊波主査、長谷川主査、
石黒主任主事
三留保険年金課長、磯崎主幹、大平主幹、一島副技幹、松本主任主事
伊藤健康子ども部長、宮崎子育て支援課長、加藤副主幹、秋庭副主幹、野呂副技幹
伊藤保育・青少年課長、徳江副主幹、横山副主幹
亀井健康・スポーツ課長、今澤技幹、大山副主幹、嶺主査、門脇主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第10号 令和2年度寒川町一般会計予算
2. 議案第11号 令和2年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第12号 令和2年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第13号 令和2年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第14号 令和2年度寒川町下水道事業特別会計予算

令和2年3月16日

午前9時00分 開会

【杉崎委員長】 皆さん、おはようございます。予算特別委員会2日目、これより始めたいと思います。

審査の前に、新型コロナウイルス感染症に関する新たな情報が入りましたので、私から言うのも何ですが、この委員会しかございませんので、私のほうからお話をさせていただきますが、きのう発表ですかね、茅ヶ崎市在住で、ライフ鎌倉大船モール店従業員の50代の男性の方がコロナウイルスに感染をしたという確認がされたことを、ご報告させていただきます。今現在、症状については発熱、またさまたま検査で入院をしているそうでございまして、行動歴につきましては現在調査中ということで、海外渡航歴はないということでございます。

なお、ご家族の人権尊重、個人情報保護にご理解とご配慮をお願いしますということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、早速審査に入ってまいりたいと思います。

まず、福祉部福祉課からの審査になります。

執行部入室まで暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより福祉課所管の審査に入ります。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。

亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 皆さん、おはようございます。これより福祉部が所管いたします令和2年度予算につきまして、ご審査をお願いいたします。

まずは福祉課が所管いたします予算でございます。説明は内田福祉課長がいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

【杉崎委員長】 内田福祉課長。

【内田福祉課長】 おはようございます。それでは、福祉部福祉課所管の令和2年度予算につきまして、ご説明させていただきます。

なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料をもとにご説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。予算書は54、55ページから58、59ページまでで、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費及び2目障害福祉費並びに2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。タブレット資料は、010福祉課でございます。

タブレット資料の2ページをごらんください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。初めに職員給与費でございます。福祉課13名と高齢介護課3名、保険年金課2名の合計18名分の給与職員手当及び共済費などの人件費でございます。高齢介護課は高齢福祉担当職員、保険年金課は新たな事業を担う保健師と管理栄養士各1名、合わせて2名の人件費でございます。

タブレット資料3ページをごらんください。次に、社会福祉事務経費は、総務担当の事業全般に関する事務経費で、報償費については地域福祉計画推進会議の委員報酬で、旅費は出張旅費です。需用費では図書購入費でございます。

続いて、下表をごらんください。特定財源でございますが、歳入番号1番、予算書は26、27ページでございます。遺族等援護事務交付金9万1,000円のうち、5万9,000円は需用費の消耗品費に充てております。残りの3万2,000円は、戦没者遺族等援護事業の需用費及び役務費へ充当しております。

4ページをごらんください。民生委員児童委員活動事業費です。地域福祉のかなめとして地域住民への的確な援助・相談を行う民生委員児童委員活動を推進するための経費でございます。報酬は、民生嘱託員の報酬と民生委員児童委員を推薦するための民生委員推薦会委員報酬の費用でございます。推薦会ですが、昨年度は一斉改選の年であり、推薦会の開催回数は5回でございましたが、令和2年度は2回の開催予定でございます。旅費は県民事協への会議などの出張旅費です。負担金補助及び交付金は、寒川町民生委員児童委員協議会への補助金です。

続いて、下表をごらんください。特定財源でございますが、歳入番号1番、予算書は24、25ページの民生委員児童委員活動費等負担金479万2,000円は、民生委員推薦会委員報酬と負担金補助及び交付金の民生委員児童委員協議会補助金へ充当しております。4万3,000円の減は、推薦会開催数の減に伴うものでございます。

5ページをごらんください。次に、社会福祉協議会補助事業です。社会福祉法人寒川町社会福祉協議

会に対し補助するものです。企画広報、地域福祉活動、権利擁護、ボランティア活動、福祉有償運送など、地域福祉の推進を図るための事業費に対する補助金でございます。194万円の増は、昨年職員の増員をするなど、全体的な事業のボリュームが増大しておるため増といたしました。

なお、今年度は、地域福祉活動計画の改定や成年後見制度への対応、ホームページの充実事業などを実施する予定でございます。

6 ページをごらんください。避難行動要支援者支援事業費でございます。避難行動要支援者きずなプランに基づき、災害時における要支援者の安否確認や情報の伝達、迅速な避難誘導を行うため、特に配慮を要する方々の名簿を町が作成し、情報提供に同意された方々の名簿を平時に支援関係者へ提供するもので、5月に自治会、民生委員児童委員会、その後、消防、警察等に名簿を提供する予定でございます。役務費は郵送料で、使用料及び賃借料は避難行動要支援者管理システムの借上料でございます。

7 ページをごらんください。戦没者遺族等援護事業費は、戦没者の遺族や被爆者の方々への追悼、見舞金などの費用で、需用費といたしまして戦没者追悼式での生花代、役務費は郵送料でございます。今年度は国の戦没者特別弔慰金の改定の年に当たりますので、届け出の必要な対象者宛てへの通知費用でございます。負担金補助及び交付金は、町遺族会への補助金です。昨年、茅ヶ崎寒川被爆者の会が解散したため、1万4,000円の減となっております。扶助費は、原爆被爆者見舞金を町内在住の被爆者の方へ1人1万円を支給するものでございます。

続きまして、下表をごらんください。予算書26、27ページの遺族等援護事務交付金3万2,000円は、需用費と役務費へそれぞれ充当しております。

8 ページをごらんください。福祉活動センター維持管理経費でございます。障害者の福祉向上を図るための施設である寒川町福祉活動センターの維持管理を、指定管理者制度において管理を行っているもので、平成31年4月から改めまして5年間、社会福祉法人翔の会へ指定管理委託しております。役務費は建物共済分担金で、委託料は指定管理委託料でございます。

9 ページをごらんください。保護司会活動支援事業費です。社会を明るくする運動の推進を初め、保護司会会員の研修並びに更生保護や犯罪予防の推進を図ることを目的とした活動を行っている団体へ助成するもので、負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎寒川地区保護司会及び寒川地域保護推進会への補助金でございます。

10 ページをごらんください。社会福祉基金積立金です。福祉の増進を図る事業の財源に充てるため、社会福祉基金へ積み立てるもので、積立金は社会福祉基金の利子でございます。

続いて、下表をごらんください。歳入番号1番、予算書の28、29ページ、社会福祉基金利子は1,000円を充当する予定でございます。

11 ページをごらんください。災害等見舞金支給事業費です。災害見舞金支給条例により、火災または自然災害によりけがや死亡された方へ見舞金を支給するとともに、小災害見舞金要綱により、火災または自然災害により住居に被害を受けた方に対し見舞金を支給するもので、扶助費として8万5,000円を計上しております。

続きまして、障害福祉関係に移ります。予算書は54ページから57ページ、2目の障害福祉費でございます。

まず初めに、済みません、30ページをちょっと飛んでごらんいただければと思います。補足資料1についてご説明いたします。令和2年1月1日現在の手帳の所持者及び身体障害者障害種別の集計でございます。合計で2,282人おられまして、平成30年1月1日が2,227人でしたので、この1年間で55人の増となっております。身体の方が7名の減、知的の方が34名の増、精神の方が28名の増となっております。また、65歳以上の高齢者が約半数を占めており、身体障害者の方が61.8%を占めておるところでございます。下段につきましては、身体障害者の障害別内訳でございます。参考までにごらんいただければと思います。

タブレット資料の12ページにお戻りいただきたいと思います。障害福祉事務経費でございます。障害福祉事業全般にわたる事務経費で、旅費は事務の会議や認定調査に係る普通旅費でございます。需用費の消耗品費は研修の教材費で、印刷製本費は封筒の印刷代等でございます。役務費は郵送料で、委託料は障害福祉総合システムの運用保守委託です。使用料及び賃借料は、障害福祉サービス請求等に使用しているコンピューターの借上料です。負担金補助及び交付金は、神奈川県下全市町村が加入している障害福祉サービスの支払いシステムである、かながわシステムの改修に係る負担金でございます。令和元年から3年かけて開発する予定で、去年は各市町村のシステムとの調整に係る課題点の整理が主な業務でしたが、2年度から本格的な開発が始まるため、全体の委託料が増大しており、それに伴い町負担額が増となっております。負担割合については人口比で算出しております。

13ページをごらんください。障害者自立支援給付事業費です。障害者総合支援法により、障害児・者が日常生活及び社会生活において自立した生活を送ることができるよう、障害者本人や家族の申請に基づき、障害福祉サービスの給付を行う制度の事業費でございます。報酬は、障害者の区分認定を審査する介護給付費等の支給に関する審査会委員4人分の報酬で、認定審査会は年12回の開催を予定しております。報償費は、認定審査会委員の研修に伴う謝礼でございます。役務費は、認定審査に係る通知等の郵送料、医師意見書や自立支援給付費等支払いに係る手数料でございます。認定調査は多くの方が3年ごとのため、今年度は前年に比べ対象者数がふえる見込みとなっております。委託料は、町内在住者の認定調査を相談事業所等に委託する委託料で、予算増の理由は対象者の増を見込んでおるところでございます。扶助費は、障害福祉サービス費で、障害者総合支援法のサービスを利用した際の介護給付費及び地域生活支援事業の移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス等の利用に伴う費用を計上しております。

ここで扶助費の内訳についてご説明します。申しわけございません。タブレットのまた31ページのほうにお飛びいただければと思います。補足資料の2になります。ちょっと小さい表なんですけれども、障害者自立支援給付事業費、児童通所給付事業費の扶助費の内訳でございます。

初めに1、左のところの上のほうですけれども、介護給付費等は国の障害者総合支援法の制度による介護や訓練等の給付で、①の居宅介護から⑨の高額サービス費までの障害福祉サービス費でございます。主な増減は、④の療養介護ですが、利用者の高齢化・重度化に伴い、介護ニーズが逆に減少しているというところ減といたしました。⑤の生活介護、⑨の共同生活援助は、利用者の増を見込み、増といたしました。⑩から⑫の自立訓練は、利用者が減る見込みのため減といたしました。⑭⑮の就労継続支援A型、B型は、実績を勘案し減といたしました。

次に、2、県単独事業です。①の短期入所から③生活介護までの費用でございます。事業所の運営が円滑に行えるよう、県が単独で実施している事業でございます。

3の地域生活支援事業は、障害者総合支援法の制度による給付事業で、①の移動支援から③の入浴サービスまでの費用でございます。利用実績から予算を計上させていただきました。

4の児童通所支援でございますが、①の児童発達支援から⑤の高額サービスまでです。①の児童発達支援は主にひまわり教室などの利用に伴うサービス費で、②放課後等デイサービスは近隣の事業所を含め、寒川町の子どもたちが利用したサービスに伴う給付でございます。放課後等デイサービスは利用増が見込まれていますが、①児童発達支援や③障害児相談支援事業は利用実績から計上させていただいております。

済みません。また、13ページにお戻りいただければと思います。13ページ、下表のほうでございます。特定財源でございます。予算書は22ページから27ページになります。歳入番号1番、障害者自立支援給付費等国庫補助金につきましては、歳入番号3番、障害者自立支援給付費等県負担金とともに交付され、扶助費、障害福祉サービス費へ充てております。国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合でございます。その他事業への充当は、それぞれ備考のとおりでございます。

歳入番号2番、国庫支出金の地域生活支援事業費補助金は、歳入番号4番、県支出金の地域生活支援事業費とともに交付され、扶助費、障害福祉サービス費のうち、地域生活支援関連事業へ充てております。国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合になっておるものでございますが、割り落とし等を想定し、予算計上しております。その他事業への充当は、それぞれ備考のとおりでございます。

歳入番号5番、障害者地域生活支援関連事業費補助金ですが、扶助費の障害福祉サービス費のうち、県単独加算分として695万8,000円充当しております。令和元年度より、市町村事業推進交付金から障害福祉費補助金として歳入されているものでございます。

続きまして、14ページをごらんください。補装具交付等事業費でございます。身体障害者手帳所持者で、身体上の更生のために必要な補装具の購入、修理、貸与に関する費用を助成し、身体障害児・者の生活の安定と福祉の向上を図るもので、扶助費として841万9,000円計上しております。

下表をごらんください。特定財源でございますが、歳入番号1番、障害者自立支援給付費等国庫負担金、歳入番号2番、障害者自立支援給付費等県費負担金とともに交付され、扶助費のほうに充てております。

歳入番号3番、在宅障害者福祉対策推進事業補助金18万3,000円は、扶助費のうち、平成30年度より開始している中度・軽度難聴児への補聴器の購入、修理費等へ充てています。県3分の1、町3分の1、本人3分の1の負担割合で、手帳取得に至らない中軽度の難聴児への補聴器の使用を推進するものです。その他事業への充当は備考のとおりでございます。

15ページをごらんください。次に、療養介護医療費助成事業費ですが、国が定める医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理下で介護及び日常生活上の支援を受ける医療と介護が必要な障害者に対し、療養介護医療費を給付するもので、役務費は国保連や社保基金への事務手数料で、扶助費は対象者8名分の医療費と福祉サービス費でございます。

下表をごらんください。予算書は22ページから25ページです。歳入番号1番、障害者医療費国庫負担

金は、歳入番号2番、障害者自立支援給付費等県費負担金とともに扶助費へ充てております。その他事業への充当は備考のとおりでございます。

16ページをごらんください。障害者虐待防止対策支援事業費でございます。障害者虐待防止法に基づき、24時間365日障害者虐待に係る通報、届け出の受理及び緊急時の一時保護のための居室確保といった体制整備を図ることによって障害者の権利擁護を図るもので、居室の確保のための費用を委託料として計上しております。

下表をごらんください。特定財源でございますが、歳入番号1番、予算書は22、23ページ、国庫支出金の地域生活支援事業費補助金は、歳入番号2番、予算書は26、27ページ、県支出金の地域生活支援事業費補助金はともに委託料に充てております。その他事業への充当は、それぞれ備考のとおりでございます。

17ページをごらんください。次に、更生・育成医療費助成事業費ですが、手術等の治療により、障害を除去または軽減に効果が期待できるものに対し、医療費の自己負担を軽減するため、自立支援医療の助成を行うものでございます。更生医療は、身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方が対象となり、育成医療は児童福祉法に規定する18歳未満の障害児が対象でございます。役務費は国保連や社保基金への事務手数料で、負担金補助及び交付金は医学的判定業務の負担金でございます。扶助費は自立支援医療費で、主に免疫機能障害と肝機能障害の方でございます。

下表をごらんください。特定財源でございますが、予算書は22ページから25ページでございます。歳入番号1番、障害者医療費国庫負担金及び歳入番号2番、障害者自立支援給付費等県費負担金は、扶助費へ充てております。その他事業への充当は、それぞれ備考のとおりでございます。

18ページをごらんください。相談支援事業費でございます。障害児・者やその家族、介護者からの相談に適切に対応できるよう相談体制を確保することで、必要な情報の提供や助言、日常生活上の相談、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業でございます。報酬、職員手当等、共済費は、会計年度任用職員のもので、精神保健福祉士2名分を計上しております。報償費は、寒川町地域自立支援協議会委員への謝礼で、1人2,000円程度の商品券の予定です。旅費でございますが、会計年度任用職員制度により、当該職員の通勤手当を費用弁償として計上しておりますので、昨年度より20万9,000円の増となっております。会議等の出席のための普通旅費は、2万円の計上でございます。役務費は、町長が行う成年後見の審判申し立てに要する費用で、裁判所の申し立てに必要な事務経費でございます。委託料は、障害児・者や家族、介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供を行う相談支援事業所2カ所の運営委託料と、新規事業としての令和2年10月から実施予定の基幹相談支援事業委託料を計上しておりますので、746万円の増となっております。基幹相談支援事業につきましては、後ほど地域生活支援拠点整備事業費でご説明いたします。扶助費は、成年後見制度利用支援助成費として4名分の後见人等報償費用を計上しております。賃金は、会計年度任用職員制度に伴い廃止でございます。

下表をごらんください。特定財源でございますが、歳入番号1番、予算書は22、23ページの国庫支出金、地域生活支援事業費補助金と、歳入番号2番、予算書は26、27ページの県支出金、地域生活支援事業費補助金は、報酬、職員手当、共済費、旅費、役務、委託料、扶助費に充てております。その他事業

への充当は備考のとおりでございます。

続きまして、19ページをごらんください。コミュニケーション支援事業費でございます。聴覚障害者等の社会生活上のコミュニケーションを円滑にするため、窓口への手話通訳者の設置や手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うことにより、社会参加の促進を図る事業で、先ほどの相談支援事業費と同様に、設置手話通訳士1名分が会計年度任用職員となるため、報酬、職員手当等、共済費及び旅費が計上されております。報償費は、手話通訳者や要約筆記者派遣に伴う謝礼です。派遣回数の増を見込み、前年度より98万円の増としております。需用費は、要約筆記に必要なロール紙やペンなどの消耗品費でございます。役務費は、県聴覚障害者福祉協会への手話通訳などを依頼した場合の手数料と、手話通訳時の保険料でございます。使用料及び賃借料は、設置手話通訳者が手話通訳業務に使用する駐車場使用料です。賃金は、会計年度任用職員制度により廃止でございます。

下表をごらんください。特定財源でございますが、歳入番号1番、予算書は22、23ページ、国庫支出金の地域生活支援事業費補助金と、歳入番号2番、県支出金の地域生活支援事業費補助金とともに交付され、報酬、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費の消耗品費、役務費に充てております。その他事業への充当は、備考のとおりでございます。

20ページをごらんください。日常生活用具給付等事業費でございます。在宅の重度障害児・者に対し日常生活用具を給付することにより、障害者の日常生活の利便を図るもので、役務費は給付決定通知等の郵送料です。扶助費は、ストーマ用装具や紙おむつ及び特殊マット、入浴用補助具などの日常生活用具を給付するための費用でございます。

下表をごらんください。特定財源でございますが、歳入番号1番、予算書は22、23ページ、国庫支出金の地域生活支援事業費補助金、歳入番号2番、予算書は26、27ページ、県支出金の地域生活支援事業費補助金とともに交付され、扶助費に充てております。その他事業への充当は、備考のとおりでございます。

21ページをごらんください。次に、地域活動支援センター機能強化事業費でございます。障害者の地域での生活を支援するため、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図っている地域活動支援センターの機能充実のための事業でございます。委託料は、NPO法人ともだちに地域活動支援センターFの運営を委託するものでございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市にあります地域活動支援センターの町民の利用分を負担するための費用でございます。

下表をごらんください。特定財源でございますが、歳入番号1番、予算書は22、23ページの国庫支出金の地域生活支援事業費補助金は、歳入番号2番、予算書26、27ページ、県支出金、地域生活支援事業費補助金及び歳入番号3番、予算書25、26ページ、県支出金の障害者地域生活支援関連事業費補助金とともに交付され、委託料に充てております。

歳入番号4番、予算書は32、33ページの地域活動支援センター負担金30万円につきましては、茅ヶ崎市からの地域生活支援センターF利用分の負担金でございます。その他事業への充当は、それぞれ備考のとおりでございます。

22ページをごらんください。就労支援事業費でございます。支援を必要とする方がそれぞれに合った就労を目指すことを支援する事業で、負担金補助及び交付金は湘南地域就労援助センター運営事業負担

金で、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で湘南地域就労援助センターの運営費を補助しているもので、寒川町分の運営費等の負担金でございます。人口割で案分しており、寒川町は約7%負担しております。扶助費は、就労に向けて、訓練施設や就労継続型の事業所に通った場合の交通費を助成するものです。

23ページをごらんください。社会参加支援事業費でございます。身体障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、社会活動への参加を促進するための事業でございます。委託料は、聴覚障害者協会へ委託する手話奉仕員養成講座の委託料、負担金補助及び交付金は寒川町福祉団体協議会への補助金でございます。扶助費は福祉タクシー利用助成でございます。

下表をごらんください。特定財源でございますが、歳入番号1番、予算書22、23ページ、国庫支出金の地域生活支援事業費補助金は、歳入番号2番、予算書26、27ページ、県支出金の地域生活支援事業費補助金とともに交付され、委託料に充てております。その他事業への充当は、備考のとおりでございます。

24ページをごらんください。在宅障害者福祉サービス充実事業費でございます。障害者が自立して安心した地域生活が送れるようにすることを目的に、在宅重度障害者のための各種事業費でございます。委託料は、在宅のひとり暮らしの重度障害者に対し、希望に応じて緊急通報システムを設置し、24時間体制で緊急時の病気やけが等に迅速に対応する在宅重度障害者緊急通報システム委託として5万9,000円、行方不明になるおそれがある障害児・者をあらかじめ登録し、行方不明となった場合に関係機関が連携して早期に発見し保護し、家族の不安を和らげるために実施する障害者のためのSOSネットワーク事業として9万2,000円を委託するものでございます。負担金補助及び交付金は、住宅改造費用の一部を助成する重度障害者住宅設備改修費でございます。現在3件の相談を受けており、上限いっぱい予算として計上させていただいております。

下表をごらんください。特定財源でございますが、予算書は26、27ページ、歳入番号1番、障害者地域生活支援関連事業費補助金ですが、委託料の在宅重度障害者緊急通報システム委託へ充当しております。歳入番号2番、在宅障害者福祉対策推進事業補助金は、負担金補助及び交付金の在宅障害者住宅設備改修費助成に充てています。その他事業への充当は、それぞれ備考のとおりでございます。

25ページをごらんください。地域生活支援拠点整備事業費でございます。新規事業でございますので、参考資料でご説明したいと思います。

32ページをごらんいただきたいと思います。地域生活支援拠点とは、障害者が安心して暮らし続けられるよう、複数の事業所、関係機関により居住支援を含めたさまざまな支援を切れ目なく提供し、障害者の生活を地域全体で支援する体制を構築することであるとされており、目的として緊急時の迅速な確実な相談支援の実施、短期入所を活用しての受け入れ、施設や親元からグループホーム、ひとり暮らし等への生活の場の移行にしやすい支援体制の整備とされています。

また、地域生活支援拠点には5つの役割が求められており、資料のイメージ図から①から⑤がこれに当たります。右側の大きな円が緊急時の対応、左側の大きな円がふだんの準備、中央の重なる部分が①の相談事業で、Aのコーディネート機能と緊急時にかかわるBの緊急時相談がございまして。右側の大きな円には、緊急時の受け入れ対応として、C、居室の確保、D、一時的な宿泊場所、E、緊急時の食の

提供、F、緊急時駆けつけ隊かございます。左側の大きな円はふだんの準備で、③地域生活の体験、④専門的な人材の確保・養成、⑤体制づくりの機能強化でございます。

町ではこれらの機能を有するセンターを設置するのではなく、幾つもの事業者がつながって地域生活支援拠点を構成する方法で実施いたします。その中で中心となる①の相談機能の中核をなすものが、先ほど相談事業でご説明いたしました基幹相談支援事業となります。基幹相談支援事業には、地域生活支援拠点のコーディネートの役割のほか、人材の育成、スーパーバイザー的な機能、虐待通報も含めた緊急時の相談や自立支援協議会の運営など、障害福祉のかなめとしての役割を担っていただく予定でございます。

それでは、25ページにお戻りください。委託料でございますけれども、緊急時の居室の確保や宿泊に伴う委託費や事務費、支援員の派遣費用などがございます。事業開始は10月を予定していますので、半年分の予算とさせていただきます。

下表をごらんください。特定財源でございますが、歳入番号1番、予算書22、23ページの国庫支出金、地域生活支援事業費補助金は、歳入番号2番、予算書は26、27ページの県支出金、地域生活支援事業費補助金とともに、委託料へ充当しております。割り落とし等を推定し、予算計上させていただいております。

26ページをごらんください。次に、重度障害者等医療費助成事業費でございます。重度障害者等の健康維持向上や福祉の増進を図るために、重度障害者等の医療費の保険診療分の自己負担額を助成するもので、需用費は医療証の用紙代でございます。役務費は、医療証の送送料や審査支払手数料でございます。扶助費は、県補助事業の重度障害の対象者のほか、町単独で精神障害者1級の入院費及び重度の知的障害の方、内部障害の3級の方を対象に医療費の助成をするものです。利用実績を勘案し、429万2,000円の減とさせていただきます。

下表をごらんください。特定財源でございますが、歳入番号1番、予算書は26、27ページ、県支出金の障害者医療費給付補助事業補助金は、役務費の通信運搬費及び扶助費に充てております。負担割合は県2分の1です。

歳入番号2番、予算書32、33ページの重度障害者等医療費助成金高額療養費等返戻金は、扶助費に充てております。この重度障害者等医療費助成事業は、自己負担分を助成するものですので、高額療養費分については保険者である国保や社会保険組合が負担するため、清算金が発生することがありますので、歳入の予算として計上しているものでございます。

27ページをごらんください。障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費でございます。負担金補助及び交付金は、県及び3市1町、藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市及び寒川町の広域連携により、在宅の重度障害者等に24時間365日対応できるよう、短期入所の拠点事業を湘南東部圏域に確保するため、町負担分を人口割と実績割に基づき補助するもので、藤沢市にあります社会福祉法人光友会と契約しております。

下表をごらんください。特定財源でございますが、歳入番号1番、予算書は26、27ページ、県支出金の障害者地域支援関連事業費補助金を充当しております。その他事業への充当は、備考のとおりでございます。

28ページをごらんください。寒川町障害者福祉計画推進事業費でございます。障害者基本法や障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、令和3年度から3年間を計画期間とした寒川町障害者福祉計画の策定に向けた事業費です。既に令和2年2月にアンケート調査を実施しております。2年度は計画改定の予定でございます。需用費はアンケート用紙等の消耗品で、役務費はアンケートの送付・回収のための郵送料でございました。今年度予算に計上しております委託料につきましては、実施したアンケート結果の分析等の委託料でございます。

29ページをごらんください。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉給付事業費でございます。予算書は56ページから59ページでございます。児童福祉法に基づき実施する児童通所支援の給付を行うもので、役務費は国保連への審査手数料です。扶助費は、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用に対して事業者へ支払うもので、利用料の増を見込み、増とさせていただいております。扶助費の内訳は、先ほど補足資料でご説明したとおりでございます。

下表をごらんください。特定財源でございますが、歳入番号1番、予算書は22、23ページ、国庫支出金の障害児施設措置費給付費等国庫負担金は、歳入番号2番、予算書24、25ページ、県支出金、障害児通所給付費負担金とともに交付され、扶助費に充てております。

続きまして、最後になります。33ページから35ページの補足資料をご説明したいと思います。補足資料3、令和2年度寒川町障害者就労施設等からの物品等の調達方針でございます。この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項により、毎年調達方針を策定し、公表が求められるものです。寒川町においても、物品等の調達に当たって、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的として、障害者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた方針について、予算等を勘案して毎年度ごとに作成し、公表しているものでございます。調達方針は、1、目的、2、適用範囲、3、調達の対象となる障害者就労施設等、4、調達の対象となる物品等、5、調達の実施及び窓口、6、調達方針及び実績の公表で構成されております。

34ページをごらんください。令和2年度の調達目標金額は、各課の予算要求状況や障害者就労施設等の状況を踏まえて、昨年と同額の230万円以上とさせていただきました。

35ページは、障害者就労施設等が受注できる物品、役務等一覧でございます。調達方針に添付して公表するもので、町内障害者事業所連絡会を含め、7つの障害者の就労施設等が請け負うことができる物品等や役務の内容でございます。

以上で、福祉課所管の予算の説明を終わります。よろしくご審査いただければと思います。

【杉崎委員長】 説明が終わりましたが、資料の確認をしたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 それでは、休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

これより質疑を受け付けます。質疑のある方、挙手にてお願いいたします。

岸本委員。

【岸本委員】 大きく2点質問をさせていただきます。1点が、5ページの社会福祉協議会補助事業費の中のボランティア活動事業で、その中でさむかわ災害ボランティアネットワークさんへの具体的な支援であるとか内容、そのあたりをまず質問させていただきます。

2点目が聴覚障害者さんへの支援ですけれども、19、23ページに係ると思いますが、現在、聴覚障害者さんを取り巻く環境といいですか、今どのような支援を行っているのか、手話通訳者さんの人数等の具体的な数字も数字も含めて、まず質問させていただきたいと思います。

【杉崎委員長】 内田福祉課長。

【内田福祉課長】 まず、2点いただきました。1点目が、社会福祉協議会が行っているボランティア連絡協議会等への支援という事業、特に災害ボランティアさんに対する具体的な内容ということでございますけれども、ご案内のとおり、災害ボランティアネットワークにつきましては、社会福祉協議会の事務局側のいろんなご努力の中で立ち上げができて、活動していただいております。

今も事務局的なかわりというのは、社協さんのほうでもある程度かわっていただいているところですが、具体的に予算的なところについては、済みません、ちょっと今、手元に資料がないのでわからないんですけれども、ボランティア連絡協議会に登録していれば、ボランティア連絡協議会からのいろんなお金の流れというのは見えてくるんですけれども、ボランティア連絡協議会には災害ボランティアネットワークは入ってなくて、登録しているのは協働文化推進課の町のボランティア登録のほうをされていて、ボランティア団体としての活動をされているというところがありますので、ちょっとごめんなさい、本日、具体的なその辺の流れというのは持ち合わせがございません。

活動としては、ご案内のとおり3・11の活動ですとか、それに絡む形で、ふだん産業まつりですとか福祉フェスティバルでも、東北の物産展等をされているという中での活動ということで伺っております。

【杉崎委員長】 千野主査。

【千野主査】 私のほうからは、コミュニケーション支援の関係で、聴覚障害者の方へこういった支援をしているのか等についてお答えさせていただきます。

まずは手話通訳者の登録者数ですけれども、実際に派遣している通訳者等については、令和2年は19名を予定しております。正直、通訳者の中で町内にいらっしゃる方はごくわずかで、町外から来ていただいて派遣している方のほうが多いという状況になっております。

こういった支援をしているのかといいますと、今、一番多いのが実際に病院のほうへかかれる際に、お医者さんとか、お薬をいただいたりするときの説明を聞く際に、通訳の方に入っていただいているというのが一番多い派遣の内容となってきています。そのほかに、いろいろな生活上の手续とか、そういったところに派遣をしたりとか、あとお子さんが学校にいらっしゃる方ですと、学校のいろんな事業に参加される際に派遣をしたりとか、そういった形で、日常生活で必要なところには必ず派遣をしているという状況になっています。

そのほかには、コミュニケーション支援事業としてではなくて、日常生活用具の支給みたいなもので、実際に聞こえないので、例えばご自宅のほうでチャイムが鳴ったら、それがランプで光って、それを知らせるような器具を申請していただいて、そういったものを支給したりとか、そういった形の支援をしているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 さむかわ災害ボランティアネットワークさんのほうはわかりました。協働文化さんに

事業費を持ってもらっているということでもよろしいのかということをもう一度確認させてもらいたいのと、あと3.11を中心に活動していただいているということでございますが、前回の台風15号、19号などでも活動をされていたのかどうかとか、そのあたりの情報が入っていれば確認したいと思います。

そして、聴覚障害者さんへの支援ということでございますが、今は手話通訳者さんが同行したりしているというところでございますが、町として今後の展開といいますか、令和2年度の予算の中でなく、今後どのような支援を考えているのか、また障害者さんの具体的な協議の場でどんな要望が挙げられているのかどうか、その点についてお聞かせください。

【杉崎委員長】 内田福祉課長。

【内田福祉課長】 ボランティア連絡協議会の関係で1点と、聴覚障害者協議会の関係で1点ということでございます。

災害ボランティアネットワークさんは、登録は町のほうに登録されて、活動されているとお答えさせていただいたんですけれども、そこの担当の協働文化推進課のほうから何かしらのそういった補助とか、何か出てくるのかというのは、今、資料がないので、そこについては申しわけございませんが、お答えできないところでございます。

社協からについては、特に事務局的なところでの支援というのはしているということでございますけれども、ボランティアネットワークの予算といいますか、財源とその活動費については、済みません、ちょっと今、手元に資料がないので、お答えができません。

昨年の台風15号とか19号のときの活動としては、特にこういった活動したというようなお話は福祉課のほうには入ってきておりません。

2点目の聴覚障害者の方についてですけれども、たしか手話の派遣というのは、町の事業としての派遣というのもふえていますけれども、聴覚障害者から直接依頼を受けて派遣するという形がふえています。特に病院同行がふえておりまして、どうしても高齢化してきてたりして、病院に行くときに医者とのやりとりができないというところで、通訳者さんを派遣してほしいという依頼がふえてきております。そのほかにつきましても、いろいろな社会活動というものが少しずつ、今、聴覚障害者協会さんを通じてメンバーの方々が参加していただいていますので、それに対して手話通訳者さんに同行してもらいたいという依頼がふえてきているというのが実態としてありますので、令和2年度予算については大きくここの部分の回数を伸ばさせていただいたところでございます。

今、千野のほうからも報告がありましたとおり、手話通訳者として寒川町で登録されている方の人数がなかなかふえていかない、あるいは今登録されている方も町外の方が多いという中では、その中でも目いっぱい回していただきながらやっているとございまして、どちらかというと聴覚障害者の方も手話通訳の方が少ないというのが今課題かなというところでございます。そのところについては資格を取るまでにハードルの高いものがございまして、手話講習会等もやりながら、少しずつ改善していくしかないのかなと感じております。

以上です。

【杉崎委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 災害ボランティアネットワークさんのほうはわかりました。

最後、聴覚障害者さんへの支援といいますか、今後の発展的なサポートという中で、手話通訳者さんが少ないというところで、今後ふやしていきたいということですが、そのふやす中にも、例えば教育委員会と連動して学校の中でちょっと教えるとか、そのように教育の一環として教えたりするのもいいのかなと思いますし、また日常的な中で普通の会話だということを教えていくというのも、もしかして福祉としての大事な視点だと思いますので、今後そのような展開、予算があるかもしれませんが、考えられるかどうかを最後に質問したいと思います。

【杉崎委員長】 内田福祉課長。

【内田福祉課長】 ありがとうございます。教育の中での一環というところですけども、これは資格を取っていくためのハードルが非常に高く、教育の中で親しむと。手話ってこういうものだよというのをまず理解してもらうという部分は、確かに大切だと思っております。そこにつきましては社会福祉協議会さんのほうで、ちょっと重なるかもしれないですけども、やっておられる事業の中で、学校に行って、学校の主催なんですけれども、学校の授業の中で障害者を理解するということを入れていただいております、その中で聴覚障害者の方にご協力いただいて、手話の体験というものもメニューの中に入れていただきながら、その結果のデータは、済みません、持ち合わせてはいないんですけども、毎年どこかで必ずやっているというお話も伺っております。教育としては、そういった形での事業展開はやっておるというところでご理解いただければと思います。

そのほかのところ、資格を取るのも、今回、聴覚障害者協会のほうで手話の講習会についても委託してまいりますけれども、町内での講習につきましても、2年から3年かけて初級、中級、上級というような講習を、県指定のカリキュラムに基づいた講習を受けていただいて、きちんとした実力をつけていただいた後に、今度、県のほうでの講習会がありまして、それもきちんと実力をつけて、卒業試験みたいなのがありますので、それに受からないと資格が取れないという、ちょっとハードルが高いところもございますので、手話通訳者の方が人数的にふえていかないし、登録していただいて、寒川町で活動していただける方が少ないというのが課題としてあるというのを認識しております、協会の皆さんともそこについてはよく協議をしているところなんですけれども、なかなか育ってこないというのがちょっと課題としてあるところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

太田委員。

【太田委員】 大きく1点になるのかと思うんですけども、新たに令和2年度から基幹型相談支援事業センター開設ということと、その中に含まれてくるのかもしれないんですけども、地域生活支援拠点整備事業が新たに入ってきました。資料の32ページの中にこの2つが入ってくるのかと思うんですけども、これは本当に障害のある方にとっては切れ目なくいろんなことが支援されていく拠点ができてくるのはすごくいいことなのかなと思うんですけども、なかなかイメージがしづらいんですが、センター開設ということは、どこかに1つセンターを設けて、そこに事業者さんが入って委託をしていくのか、今ある既存のいろんなところに各分野をお願いをして、それぞれ委託をしていくのか、その辺がもう一つ見えなかったもので、センターをどこかに1カ所開設するのかどうか、その辺をお聞かせいただ

きたいと思います。

あともう一つが、地域生活支援拠点整備事業というのもあるので、これもどこかに拠点を設けるのか、今ある施設というか、事業所さんを拠点として開設していくのか、その辺をお聞かせいただけますでしょうか。

【杉崎委員長】 内田福祉課長。

【内田福祉課長】 ありがとうございます。地域生活支援拠点事業でございます。

まず、大きな質問のうちの一つ目の相談支援センターという、センター的なものをつくるのかというご質問でございますけれども、基幹相談支援センターというセンター的なものというイメージではなくて、今現在2カ所、相談支援事業所がありますけれども、それらと似たような形で、直接町民の方が相談する場所ではないんですけれども、もう1カ所事業者さんの公募をさせていただいて、基幹相談支援という事業所を1カ所委託していきたいと考えております。これにつきましては、予算を取りました新年度になりまして、公募という形になるかと思っておりますので、また議会のほうにもどういった形での公募かという内容についてご報告させていただければと思っております。

もう一つ拠点づくりということにつきましても、一つ拠点センターみたいなものを設置するというのではなく、今ある既存の障害者の各事業所さんをネットワークで結ぶような形で、面的整備と言わせていただいていますけれども、場所、建物をつくるのではなくて、ネットワークでの整備という形にさせていただきたいと思っております。そのネットワークの中心に、新たに基幹相談支援センターが中核となってネットワークを構築していくという形で、緊急時にここの事業所だったら1人受けられるとか、その辺の調整とか、そういったことを具体的なネットワークでの事業という形で考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 直接、障害のある方たちがそこに行ってどうこうということではなくて、それをまとめる事業者さんを一元化して、より皆さんにさまざまな生活の場面でスムーズに、何かあったときに対応できるようにしていくという大きな捉え方で、そういう形でよろしいんですか。

【杉崎委員長】 内田福祉課長。

【内田福祉課長】 そうですね。特に緊急時の受け入れ、この緊急時というのは基本的には災害というよりも、ご家族で障害者の方を介護しておられる、見ておられるというときに、ご家族の方が何か急なことで入院しなければいけなくなっちゃったりとか、どうしても二、三日家をあけなきゃいけないといったときに、1人で残してはおけないといったときに、どこか短期入所が必要だったり、どこかでというようなときに対応できるような体制というのは、正直今はできてないところがございまして、そういったことをできるような形で、その調整というものは、まずは基幹相談支援センターがそういった各事業所さんの状況というのを把握していただきながら、できるような形にしていきたい。

平時については、基幹相談支援センターは人材の育成、研修会を開いたりですとか、グループホームとかの状況の確認ですとか、そういった体制づくりのための事業を担っていただくという活動内容を委託していきたいと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 わかりました。これで安心して、スムーズに要望されている内容に移行していくのかなと思います。

あと1点、障害のあるお子さんをお持ちの親御さんが一番心配されているのが、自分たちが高齢になって亡くなった後に、子どもたちの居場所にしろ、心配だというご相談が多いんですけれども、そういったこともこの中で取り組んでいくという考え方でよろしいのでしょうか。

【杉崎委員長】 内田福祉課長。

【内田福祉課長】 緊急時というところで、ふだんからのご心配ごとというか、今後どうしていかうかということについては、今現在ある相談事業所が今受けていますので、それについてはなるべく早く相談をしていただきながら、障害者の方が独立していくのか、あるいは施設入所みたいなのところに行くのか、グループホームみたいなのところで生活していくのかというのは、今現在もそれは相談があれば受けられています。

問題なのは、ご相談に来ていただかなくて、ご家族の中で抱えられていて、親御さんが高齢になって、ちょっと転んでけがしちゃって、入院しなきゃいけないなんていったときに、じゃどうするんだというのが急に出てくるものですから、それについての対応というのは今でも時々ありますけれども、職員を含めてばたばた慌てて、いろんなところに調整しながらというのはあるんですけれども、そういうことがあったらこういう対応をとっていかうというのが事前にできるように、何かそういうネットワークをつくっていかうというのが、来年度やっていきたい地域生活支援拠点整備というイメージでございます。

【杉崎委員長】 千野主査。

【千野主査】 今、委員がおっしゃったものは、今の表の中の③の地域生活体験というものが、それに当たってきます。実際に親元から自立をするに当たって、共同生活、グループホームといったところですか、あまり福祉サービスを使われてない方々もいらっしゃいますので、そういった方にまずは体験をしてもらって、どういうものなのかを知ってもらおう、それで外に出ていくことに抵抗なく、いろんなことをちょっと体験してもらって、いずれは親元から離れて地域の中でお一人でも生活できるように、場合によってはグループホームとかで支援していけるように、まずご本人、お子さんですね、知っていただくことが必要なのかなというところで、そこから始めようというところで、そういった事業を考えております。ただ、まだグループホーム自体で体験ができる場所というのは町内にはなくて、町外に数カ所ありますので、そういったところを活用していきながら進めていかうかなと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 タブレット資料の4ページ目、民生委員児童委員活動費の部分ですが、こちらの内訳がわからないので、ちょっと確認ということなんですけれども、民生委員と児童委員の内訳と定員をまずお聞かせ願います。

それと今、太田委員も質問されましたが、基幹型相談支援センターについてですが、いろいろなイメ

ージで説明があつて、ちょっとわからない部分をもう一度聞きたいと思いますが、まず2カ所の相談所があるということで、基幹型相談支援センターの位置づけというんですか、役割というのをもう一度お聞かせ願いたいということと、相談所の違いというのは前段で何度か聞いて、自分としても理解はしているんですけども、もう一度その相談所の性格というか、違いをお聞かせ願えますでしょうか。

それと24ページ、在宅障害者福祉サービス充実事業費の部分ですけども、いろいろと説明を受けて、これはふえているということですが、ひとり暮らしのほかにもいろんな環境の方がいらっしゃると思いますけれども、相談実績というか、相談数についてお聞きしたいのと、今どういった相談がふえているのかということをお聞きします。

【杉崎委員長】 内田福祉課長。

【内田福祉課長】 3点ご質問いただいたかと思います。

1点目は、民生委員児童委員の定数ということでございます。寒川町の場合、民生委員児童委員としては73名の定数でございます。そのうち主任児童委員が5名、地区民生委員が68名、合計で73名の定数でございます。3月1日現在で定員に対してないところが5地区、主任児童委員については5名、定員に達していますけれども、地区民生委員のほうでは5名の方が今欠員の状態でございまして、現状としては68名の民生委員児童委員の方がご就任されて、活動していただいているところでございます。

ただ5名、今欠員というところでございますけれども、2名の方については、もう既に県、国のほうに審査会を通してご推薦の依頼をしております、直接、県のほうからまだ委任状等届いてないんですけれども、4月1日から2名の方についてはお願いする予定でございまして、4月1日にそこが無事委嘱ができれば、3名の欠員という形で、新年度から活動していただける予定になっております。

それと2点目の基幹相談支援センターの部分でございまして、現在ある2カ所の相談支援事業所というのは、直接、町民の方、障害者、当事者、家族の方等を含めて、さまざまな相談を受けていただくというところで、そこからどういった生活をつくっていくのか、お困り事に対してどういう解決方法があるのかというのを相談する活動をしていただいております。今回、来年度予定しています基幹相談支援センターは、その相談支援事業所等でも家族ぐるみであったり、困難事例というのがあって、そこで解決がなかなかできないことについて、スーパーバイザー的な形で支援をしていただくところが、通常での主な活動になるのかなというイメージでいただければと思います。

3点目の在宅障害者の福祉サービス充実事業費の委託料ですけども、これはひとり暮らしの方が警備会社と契約させていただいて、24時間、何かあれば警報が鳴って、警備会社の方がすぐ来ていただけるという事業でございまして、実績としましては1名の方が登録されて、その事業をずっと使われていました。

その方が調子が悪くなると、そこで警備会社の方が来ていただいて、対応をとっていただいていたところがあるんですけども、その方が昨年、入院されて、まだ退院されてこないというところがありまして、一度警備会社のほうの契約も1回解除になってしまったところがありまして、来年度については、退院してくれば新たにもう一度契約をしてというところがありまして、そのときには設置費用、1回解除になっちゃったので、機械を撤去されたので、もう1回設置費用等がかかると。その分がかかるだろうというところ、あるいは新規の方がもし来れば設置費用がかかるというところがあって、来年

度、令和2年度につきましては1万3,000円の増額となっております。ですので、この事業については今まで実績は1件ということでございます。

負担金補助及び交付金につきましては、ご説明したとおり、住宅改修の部分でございまして、障害福祉の部分については上限が40万円でございます。今現在、3件の相談を受けていまして、年度明けましたら工事に入る可能性がありますので、その部分については上限いっぱいのところ、40万円掛ける3件で120万円の予算がついて、今回計上させていただいているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 民生委員の定員が73名ということで、あと民生委員と児童委員を兼ねている人というのもしらっしゃるんですか。別々にというか、その割合というのも確認させていただきたい。

あと、2番目の支援センターの役割のことで、その位置づけというのを確認させていただいたんですが、今、スーパーバイザー的な役割を担っていただくということなんですけれども、それが来年度というんですか、今回の予算で計上されているわけですが、今まではなかった緊急時の対応だというふうに理解しているんですけれども、そういうときの今までの対応というのはどういう対応をされていたのかというのをお聞かせ願いたい。

あと、これはひとり暮らしの方に対しての委託ということで、わかりました。自分もひとり暮らしなので、こういう状況になる可能性もあるので、4人というのは少ないような感じがするんですけれども、周知なんかされているのかというのをお聞かせください。

【杉崎委員長】 原副主幹。

【原副主幹】 1点目の民生委員児童委員の質問についてお答えいたします。

通常、民生委員、民生委員と呼んでおりますけれども、民生委員は全て民生委員児童委員というのが正式な呼び名になります。なぜかといいますと、法律なんですけれども、民生委員については民生委員法で定められております。また、児童委員については児童福祉法で定められているんですけれども、民生委員児童委員というので、児童から、地域の中、全ての方を見回り等している状況でございます。ですので、定数73名のうち全てが民生委員児童委員でございます。

それから、先ほど課長のほうで答弁いたしました主任児童委員というのは、その中から5名を主任児童委員としてお願いしているところです。

以上です。

【杉崎委員長】 千野主査。

【千野主査】 私のほうから、基幹相談の関係をお答えさせていただきます。

まずは、スーパーバイザーの担い手というのが、今現在どうなっているのかというご質問ですが、今現在ですと、湘南東部圏域といいまして、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町を管轄しております圏域のナビゲーションセンターというのが、辻堂のアイクロスの中にございます。そちらのところでスーパーバイザー的な担い手というので、いろんな相談を受けてくださっているものがあったりとか、発達障害の方の相談であれば、同じその中で発達障害関連の専門医の方がいらちゃって、そこでご相談をしたりということが出来ます。

ただ、ここ最近、そういった多問題の方が非常にふえてきているということで、圏域とか、そういったところでの対応ではし切れないという状況がありまして、これは神奈川県が全域で今動いているところですけども、できる限り各市町村に1つ基幹相談支援センターをつくっていかうという方針のもと、県の計画の中にもそういったことが今書かれております。それが令和2年度中に何とか設置をするようにという指導が入っておりまして、今回設置をする次第です。

以上です。

【杉崎委員長】 内田福祉課長。

【内田福祉課長】 3点目の在宅障害者福祉サービスの自主事業の件でございます。委託のところで、今、定数としては1名の方を予算化しております。住宅改修の部分では、3名の方が今現在予定されているところでございます。これにつきましてはガイドブック等で周知させていただいているところでございまして、障害者の方が更新のときにはガイドブックをお示しさせていただいて、サービス全般についてご周知させていただいておりますし、家で生活していく中でさまざまなふぐあいが出てきたり、ちょっと苦勞しているところが出てくるというのは相談の中でありますので、そういった中で、じゃあそろそろ住宅改修を考えなきゃいけないかなとか、そういった中でご相談させていただいているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 自分の認識不足で済みません。そういうことだったんですね。だけれども、なかなか定員に達しないって、ほかの事業もお願いして定員が少ないというのが、いろいろと見た中で結構あるんです。今回も民生委員の方5名、あと2名県にお願いして、承認されればふえるということなんですが、なかなか定員に達しないというのが厳しいところなんですけれども、定員に達しないというのはなかなかハードルが高いのかなと思う部分があるんですが、その点に対してさらに募集というのは、当然、今もしているんですよね。最後にそれだけ確認します。

それとあと、センターについてはわかりました。スーパーバイザー的なことを、県の指導もあって各地域に設置するということで、切れ目ないということでこれはやっていくということとはよくわかりました。

あとは3つ目ですが、こちらもあり暮らしということで、ガイドブックなどで周知しているということで、こちらのほうもわかりました。そういう境遇の方がいらっしゃると思うので、ぜひ周知していただきたいと思います。これは要望です。

1番目だけお答えください。

【杉崎委員長】 内田福祉課長。

【内田福祉課長】 ありがとうございます。民生委員児童委員の定数につきましては、各市町村、定数を満たしていないというのが多い状態でございます。以前から議会の皆さんからいろいろ心配をいただいているところでございまして、これについては定数に達するまで、期間がいつまでということではなく、随時、日常から募集なり、地域を回りながら人材発掘というものに努めているところでございます。今後についても人材発掘については努めてまいります。

以上でございます。

【杉崎委員長】 それでは、佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 私から3点あります。一部重複しますが、内容は違います。

1点目が今の民生委員のところ、お答えがあったところです。確保に努めていくという話だったんですが、これは恐らく大部分が自治会に頼っている部分あるのかなと思うんですが、町としてはどういった形で確保に向けて動いているのか、担当課としてどのように動いているのかという点がまず1点目です。

2点目が避難行動要支援者支援事業ですけれども、支援が必要な方の把握状況、現状どれぐらいできているのかという点を教えてください。

3点目が、これもちょっと重複しますが、コミュニケーション支援事業の手話通訳のところ。通訳者が19名というお話ありましたが、それに対して手話通訳の件数、どれぐらいの件数が見込まれているのかというところをまずお答えください。

3点です。

【杉崎委員長】 内田福祉課長。

【内田福祉課長】 1点目の民生委員児童委員についてでございますけれども、確かに自治会、あるいは地域を回っている民生委員児童委員さんの中で、いろんな形で動いていただいているというところがありまして、町職員といたしましては地域の中でどういう人がいるのかというのがわからない部分がありますので、自治会さん、民生委員さん、あるいは地域でいろいろな活動をされている方に聞き取りさせていただいて、あそこの人、この人どうだろうというようなお話を聞いたときに、まず我々の職員がお話しさせていただいて、少し考えていただきながら、地域の中からもお声かけをしていただくという形で、具体的に民生委員児童委員さんの活動はこういうことをやっているんだよ、こんな人たちがやっているんだよというお話について、町職員のほうでご説明に上がっているところでございます。

【杉崎委員長】 原副主幹。

【原副主幹】 2点目の避難行動要支援者名簿について、どのくらい把握をしているかということで、対象となる方、75歳以上独居の高齢者、要介護3、4、5の要介護者、身体障害者手帳1級、2級の障害者、療育手帳A1、A2の障害者、精神障害者保健福祉手帳1級の障害者を対象としているところです。現在、対象として2,038人、町からその方に対して、名簿に載せてよろしいですかという同意を得るために郵送で発送しております。その中から、名簿に実際載せていいと同意を得ている方が1,090人でございます。

以上です。

【杉崎委員長】 千野主査。

【千野主査】 私のほうからは、手話通訳の派遣の件数を、過去のものから実績も含めてお答えをさせていただきます。

まず、昨年度、平成30年度、一般派遣といいまして、そのものでいきますと251件の派遣でございます。町事業で派遣させていただいているものが42件となっております。そして、ことしの見込みといたしましては、一般派遣についてが302件、昨年から比べると120%の増として見込んでおります。そして、

今回の予算に計上させていただいております令和2年のものについては一般派遣が363件、こちらもとしからおおむね109%の伸びということで見込んでおります。利用についてはかなり伸びてきている形なので、多目の回数となってきております。

以上です。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 まず、民生委員のところですが、わかりました。担当課としてもしかるべき行動はとっていただいているというところはわかりました。毎年、これは話題に上がる件だと思ひまして、仕組みを考えていかなきゃいけないんじゃないのかなというところがあると思うんです。そういった中で民生委員協力員制度ですか、寒川はまだ導入してないですけども、少しずつそういった導入をする自治体がふえてきていて、民生委員になる方の負担もそうだし、あとなってもらうためにというところもあると思うんです。例えば一例ですけども、そういう協力員制度みたいな形で今後考えていかないと、この状況、時代が進めばもっと厳しくなるのかなとちょっと思ひておひまして、そういった新しい制度を導入していく考えはあるのかどうかという点が1点です。

2点目は避難行動のところ、恐らく47%ぐらいの把握だと思うんですが、当然これはなるべく100%に近づけていくべきものなのかなと思ひまして、そのために令和2年度はその目標値があるのかどうかということと、あとはそのために何をやっていくのかという点。

もう1点が、この名簿を把握するときに確認書というのがあると思うんですが、その確認書というのは名簿を把握した人が全員出すわけではないですよ、恐らく。なので、その確認書の取得率はどういうふうになっているのか。避難支援希望確認書ですかね、それを教えていただきたいと思ひます。

3つ目が手話通訳者のところで、かなり件数がふえてきているという事実はわかりました。その中でまず1点が、手話通訳者の数というのはここ近年でふえているのかどうかという点と、あとは件数に対して、予算措置は今回するので、その点は大丈夫だと思うんですが、人的に少ない人数でやっていく中で、もしかしたらニーズに対応できてない部分があるんじゃないのかと思うんですが、その点について町の見解を教えていただければと思ひます。

【杉崎委員長】 内田福祉課長。

【内田福祉課長】 1点目の民生委員協力員制度ということでございます。確かに民生委員児童委員協議会の中で、町にしても、県の協議会にしても、そういった制度についていろいろ話し合いが行われているというのは、事実として承知しております。

じゃ、寒川町はどうするのかという部分なんですけれども、近隣の状況で、どういう形でその人たちが活動しているのかという部分、どういった役割を担っていただくのかというのは、全国的には少しずつ事例が導入されているところは承知しておりますので、そういった知見を加えながら、あるいは民生委員児童委員協議会の考え方というのは一番大事だと思いますので、そちらのほうの考え方も含めて、できましたら次回の改選に向けて、課題とさせていただければと思ひます。

2点目のきずなプランのところですけども、実は今、原のほうからお答えさせていただいた人数というのが、こちらから一方的にリストアップしたのを、対象者の方に通知を送って、返信していただいた方の人数というのがほぼ同意した数という形になりますけれども、確かにそういった数と不同意の人

の数、あるいは自治会に入っている人、入っていない人というのも当然いますので、その人は自治会の支援が受けられるのか受けられないのか、いろいろな課題が出てきているところがあります。

それについては民生委員児童委員、あるいは自治会の役員さんたちとさまざま、特に決まった会議ではないんですけども、調整会議という形の中でその課題についていろいろ議論しているところまでございまして、同意した1,090名、あるいは同意をしていただけていない残りの1,000名近くの方についても、一応リストアップしただけですので、実際、本当に支援が必要なのか必要じゃないのかというのは、正直なところ、把握できてないところもございまして、当然、内部障害で1級の手帳を持っておられる方、ペースメーカーを入れられている方で1級の手帳を持っている方もリストアップ上は出てきてしまうんですけども、当然ペースメーカーをしていても大変健康で、スポーツをされているような方もいますので、そういった方が要支援者なのかというところは、実は地域の中で見ていただかないとわからないところがありますので、そういった課題を整理していこうよということで、今、話を進めておりまして、実際に支援の必要な人の絞り込みじゃないんですけども、そういったこともやりながら、今の課題というのも整理できればと思っております。

【杉崎委員長】 原副主幹。

【原副主幹】 先ほどきずなプランの全対象者2,038人のうち、同意者が1,090人と答えさせていただきました。非同意の方、名簿に載せることを同意しないという方が、この1,090人のほかに309人おられます。ですので、実際に回答が町のほうにこないのは、この2,038人から1,090人と309人を引きますので、639人が回答を得られてない方です。この方々についてですけども、平成30年度には行ったんですが、実際、3年に1回やろうとしているんですけども、回答がない方については、再勧奨という形で再度郵送して、どのような感じでおられるのかというのを聞いている状況でございます。

以上です。

【杉崎委員長】 千野主査。

【千野主査】 手話通訳の登録人数についてお答えさせていただきます。

実はことし、令和元年については20名の登録があります。来年4月1日で19名、1名減となりますのが、毎年、登録の更新をさせていただくんですけども、お一人、転居先が不明で、郵送とかメールとか、そういった連絡がつかないということで、1名残念ながら減となっている状況でございます。

ただ、先ほど登録の通訳者になるために県の研修とか、そういったところに行って、試験に合格したらというお話をさせていただいているところですが、町の研修を全て修了されて、ここで県の研修に参加する資格を有して、これから参加していただける方が1名、今のところ出てきております。その方にぜひ頑張ってもらっていて、通訳者になっていただければなということをちょっと思っているところと、あとはニーズに応えられているかというご質問もあったかと思うんですが、まず町のほうで申請をいただいたものについては、今のところ100%派遣できている状況でございます。

ただ、今後またどんどんふえていくという形になりますと、必ずしもそれに応え切れるかというのは、担当としてもちょっと不安を感じているところでございます。そういったときには、県の聴覚障害者の協会がございまして、そちらのほうに依頼をして派遣するという形での予算の手当でも取っておりますので、今の実績ですと、遠方、神奈川県を越えて都内とかで、例えば就職活動のときに来てくださ

いとか、働いてからではあれなんですけれども、働くに当たっての条件とかの要件の調整するのに必要だということであれば、派遣をさせていただいたりするときに、都内だと今の登録の通訳者さんが対応するのは難しいということで、そういった協会を使ったりということは今のところしておりますし、なかなか調整がつかなかった場合はそちらを活用するという体制はっております。

以上です。

【杉崎委員長】 原副主幹。

【原副主幹】 先ほど要支援者名簿についての目標値はということで、答えが抜けておりました。申しわけございません。目指すところはもちろん100なんですけれども、目標として何十人、何%という設定はしていません。

以上です。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 まず、民生委員のところは、そういった新しい事例を踏まえて検討とか、研究していただくという答弁だったので、それはやっていただきたいというか、それを考えていかないところの状況はなかなか解消されないと思いますので、その点をお願いしたいと思います。

避難行動のところなんですけれども、状況はわかりました。確かに同意しない人というのも一定数いるところで、それはわかりました。

あとは課題ですね。いろいろ挙げていただきましたけれども、そういった点も理解させていただいたんですが、問題はきずなプランですね、これがどのように生かされているのかというところを聞きたくて、去年の台風19号のときに、きずなプランというのは何らかの形で生かされたのかというところを最後お聞かせください。

手話通訳者の部分ですが、お答えにもありましたけれども、今後こういう状況でニーズがふえていくと、対応できるかわからないというお答えもあった中で、一番大事なのはまずは通訳者ふやすことなのかなと思ってしまして、先ほどの答弁の中でも寒川町は少ないって、たしかお答えもあったと思うんです。そういった中で、通訳者をふやすために町として何をやっているのか。例えば、わかりませんけれども、講習を受けるに当たって期間も相当な期間がかかるということと、恐らく金銭的なものもちょっとかかってきたりするんですかね、そこはわからないんですけれども、通訳者になろうという方に対して町としてどういった支援を行っているのかどうか、その点をお答えいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 順次答弁お願いします。

内田福祉課長。

【内田福祉課長】 1点目の避難行動要支援者きずなプランのところ、去年の台風のときにこういった形で生かされたのかということでございます。

正直なところ、先ほどちょっと課題として申し上げさせていただきましたとおり、名簿上出てくる中で、本当に支援の必要な人がどれだけ地域にいるのかという部分については、まだ正直なところ、地域、あるいは民生委員児童委員さんとの共有が進んでないところもございます。

また、このきずなプランができるきっかけになったのが、ご案内のとおり、東日本大震災というところの中で、災害防止という部分でも、今、地震に対応する部分と水害に対応する部分とで、少し違う形

でのアプローチの仕方が必要なんじゃないかという話が出ているかと思いますが、そういった部分についてのきずなプランの生かし方については、まだ課題として残っているという認識でございまして、具体的に前回のときにどういう形で生かされたということについては確認できておりません。

あと、手話通訳者のふやし方という部分で、我々についても妙案がなかなかなくて、通訳士になるための資格要件については非常にハードルが高いものが実際ありますので、県の試験についても、試験を受けた方のうちの数%、ごめんなさい、具体的な数字ではないんですけども、7割、8割が合格するというんじゃないくて、ほんの数%の方しか、資格要件をもらえるための試験には合格できないというハードルの高い状況が続いていますので、研修会、講習会を受けていただいても、そのハードルを越えられないという方、あるいは先ほども説明したとおり、長い期間かけないと町内での研修も修了しないという中で、今までは平日の夜間、講習会を開いていただいたんですけども、あんまり同じじゃなくて、違う時間帯に開いたら違う形の人たちが来るんじゃないかというところで、実は元年度の後期の講習については、平日の昼間の時間帯でやってみようという中で、初級のコースとして募集をかけたんですけども、それらが例年よりも募集人数が少なくなっちゃって、今回、少ない人数での講習会を実施していたというところもありまして、なかなかいい案がないかなという形でございます。

また、費用については、町内での講習会については、講師謝礼等は町の委託料になっていますので無料でございますけれども、テキスト代だけ実費で負担していただいております。ごめんなさい。具体的な数字じゃないですけども、2,000円か3,000円ぐらい、3,000円でおつりがくるようなテキスト代だったと思っております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 以上で福祉課所管の審査を終わりたいと思います。

暫時休憩いたします。再開は11時からいたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

審査の前に、きょう天気がいいので、屋上の工事をどうしてもきょう施工したいということなので、ちょっとうるさいというか、騒音がしますが、我慢していただいて審査していただければと思います。それでちょっと押していますから、質問は明朗簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、これより福祉部高齢介護課の審査に入りたいと思います。執行部の説明をお願いいたします。

亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 引き続きまして、高齢介護課が所管いたします予算でございます。一般会計予算及び介護保険事業特別会計予算がございますので、よろしくお願いいたします。

説明は鈴木参事がいたしますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 鈴木参事。

【鈴木福祉部参事（兼）高齢介護課長】 それでは、福祉部高齢介護課所管の一般会計予算について、ご説明をさせていただきます。

最初に、高齢福祉担当の予算全体額から、予算書は56、57ページをお開きください。3款民生費1項

社会福祉費 3 目老人福祉費の中の高齢介護課が所管いたします事業費につきましては、下から 4 つ目、健康診査事業費及び、1 つあけて後期高齢者医療事業特別会計繰出金の保険年金課所管分を除いたものでございます。

それでは、タブレットにより、高齢介護課より提出させていただきました予算特別委員会説明資料に基づきまして、事業別にご説明をさせていただきます。

タブレットは上から 6 番目、020 高齢介護課の一般会計になります。説明資料は、表紙に続きまして 2 ページをごらんください。生きがいくりと交流促進事業費のシルバー人材センター支援事業費につきましては、公益社団法人寒川町シルバー人材センターに対する運営費補助金と県シルバー人材センター協議会への負担金で、支出科目は全額負担金補助及び交付金でございます。

続きまして、3 ページ、敬老事業費につきましては、高齢者に対し敬老の意をあらわし、敬老金とそれを支給するための経費で、88 歳の米寿、99 歳の白寿、100 歳の百寿の方々を支給対象者として支給するものでございます。対象者は備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、4 ページの高齢者生きがいくり等支援事業費は、高齢者が家に閉じこもらず、健康で多くの人と触れ合い、活動的な生活の支援を目的とした事業費で、町シニアクラブ連合会の運営費と単位シニアクラブ 15 クラブの育成補助でございます。

特定財源といたしまして、予算書 26、27 ページの下段に記載してございます 16 款県支出金 2 項県補助金 2 目民生費県補助金 3 節老人福祉費補助金の在宅福祉事業費補助金の充当がでございます。

続きまして、5 ページの旧措置者等利用者負担額軽減事業費は、介護保険制度開始以前よりサービスを利用していた方と障害のある方が 65 歳の第 1 号被保険者になられて、継続してサービスを利用される場合に、1 割から 3 割等の負担が発生するため、障害者ホームヘルプサービス利用者への負担軽減と審査支払手数料を合わせたものでございます。こちらの特定財源も、前段と同様に、県からの在宅福祉事業費補助金がでございます。

続きまして、6 ページです。健康維持介護予防推進事業費のふれあいセンター運営費は、寒川町ふれあいセンターの維持管理経費でございます。この施設は、高齢者の社会参加や地域交流等を行うことにより、介護予防の推進を図ることを目的に設置した施設でございます。施設の管理運営につきましては、町シルバー人材センターに指定管理をしてございます。

続きまして、7 ページの高齢者在宅福祉サービス事業費は、日常生活の維持及び継続に支障のある高齢者を支援するため、ひとり暮らし老人緊急通報システム事業、ねたきり老人等戸別じん芥収集事業、ひとり暮らし老人等給食サービス事業、ねたきり高齢者等おむつ代助成事業及び生活管理指導短期宿泊事業を実施するものでございます。

続きまして、8 ページの湘南広域社会福祉協会負担事業費は、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の 2 市 1 町が、広域行政の一環として設立した養護老人ホーム湘風園の運営補助を行っているもので、湘南広域社会福祉協会への負担金で、内容といたしましては、施設の管理運営と施設整備に係る経費の一部を負担するものでございます。

続きまして、9 ページの老人保護措置事業費は、養護老人ホームの入所措置費と老人ホーム入所判定委員会開催時の委員の謝礼等でございます。扶助費は、病弱者加算などの加算対象者に伴う措置費の増

でございます。現在の措置入所者の状況につきましては、湘風園へ8名、藤沢養護老人ホームに1名入所されてございます。

こちらの特定財源は、予算書18、19ページの13款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金1節老人福祉費負担金の老人保護措置費負担金は、入所者からの負担金で、歳入予算の20款扶助費に充当してございます。

続きまして、10ページをごらんください。老人福祉事務経費につきましては、高齢福祉担当職員の普通旅費でございます。

続きまして、11ページ、介護保険事業特別会計繰出金は、介護保険事業運営に伴う町の負担金で、一般会計から介護保険事業特別会計へ繰出金という形で支出してございます。介護給付費及び介護予防事業費の12.5%、包括的支援事業任意事業費の19.25%の法定割合分と、介護保険担当職員の人件費及び運営事務経費等の合計額及び低所得者保険料軽減分がございまして、昨年10月からの消費税10%導入により、当初の第1段階のみの方から第1から第3段階までの対象者がふえてございます。

こちらの特定財源につきましては、低所得者保険料軽減分として、国が2分の1、県と町分が各4分の1の負担割合で、歳入番号1番につきましては、予算書22、23ページの上段の15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金2節老人福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金と、歳入番号2番につきましては、予算書23、24ページの中段にございます16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金3節老人福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金が国、県の補助金として、歳入予算として計上しているものでございます。内訳につきましては、利用者の見込み増によるものでございます。

続きまして、12ページ、高齢者保健福祉計画推進事業費は、令和3年度から3年間の次期第8次寒川町高齢者保健福祉計画策定のための委託料でございます。

続きまして、13ページは、歳入の一般財源分のご説明をさせていただきます。予算書は18、19ページにございます14款使用料及び手数料1項使用料の行政財産使用料につきましては、ふれあいセンター内の自動販売機及びゲートボール場の公衆電話と電話柱のそれぞれの使用料でございます。

続きまして、予算書は32、33ページにございます21款諸収入4項雑入は、ふれあいセンター内の自動販売機の電気使用料と、その他につきましては公衆電話の使用料が含まれてございます。

以上で、高齢介護課所管の一般会計、民生費、老人福祉費事業費分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 一般会計分の説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方。

太田委員。

【太田委員】 それでは、2点お伺いしたいと思います。

まず1点目が、2ページ目のシルバー人材センター支援事業でございます。ここ数年来、会員数が、特に男性の会員数が減ってきている中で、ことしの1月末の合計人数では、昨年と同じ時期に比べると若干ふえているのかなと思うんです。去年、新たな事業に取り組んでいくようなお話があったような気がするんですけども、負担金なので、事業の内容になかなか踏み込めないと思うんですけども、今年度町として何か新たな事業をお願いするようなことがあるのかどうか。

あと、今、子育て世代の負担軽減のためにさまざまなサポートが必要なんですけれども、シルバー人

材センターの中で女性の会員を獲得していくために、こういった女性の方たちのヘルパー事業とか、家事手伝いですね、そういったところが今年度予定されているかどうか、ちょっと難しいかもしれませんが、ご意見をお伺いしたいと思います。

あと、2点目が4ページ目の高齢者生きがいきづくり等支援事業費、これはシニアクラブの連合と単位クラブに対しての負担金補助になると思うんですけれども、高齢者の皆さんが健康づくり等のためにさまざまなスポーツに取り組んでいただいていると思うんですけれども、この会員の方たちからいろんな、町の施設でやっている分にはいいんですけれども、公園とかでターゲットバードゴルフとか、ゲートボールとかやるときに、道具を毎回持ってきて持って帰ってという作業があつて、荷物が大変重いので、これを何とか公園の敷地内に置き場所を確保してほしいという要望があつたりしているんですけれども、この辺は公園管轄なので、なかなか難しい部分があると思いますけれども、そういった皆さんの健康づくりを推進していくために、そういった部分のご意見はなかったのか、もし改善点とか何かあればお聞かせいただけますでしょうか。

【杉崎委員長】 大きく2点の質問です。

鈴木参事。

【鈴木福祉部参事（兼）高齢介護課長】 それでは1点目、シルバー人材センターの新規事業の関係でのご質問でございました。

シルバー人材センターにつきましては、町では、2つ目になるかもしれませんが、女性会員のヘルパー事業等の導入というところで、実は高齢者の介護予防・生活支援サービスの要支援1・2の方に対します訪問型サービスAという事業がございまして、こちらをシルバーで受託ができないか今検討しているところでございます。そのため、そちらのほうの研究会ではございませんが、まだそこまでの組織は大きくはとってないんですが、事務局、また女性会員等の打ち合わせを今現在進めているところでございます。

新規事業につきましては、空き家対策等、また農地、休耕地の対策につながる就業機会の調査研究も今後していくという報告を受けてございます。また、諸事情により、墓地清掃ができないご家庭の清掃代行等の調査研究もあわせて行いたいという申し出がございまして、現在、その調査研究中ということをお聞かしております。

また、生きがいきづくり、シニアクラブの健康づくりに対しますゲートボール、またターゲットバードゴルフの荷物を置けるかどうかというところでございますが、こちらにつきましては、今、委員もお話しされたとおり、公園担当からになりますので都市計画、直接シニアクラブからそのようなご意見はこちらのほうではまた承ってなかったのも、またシニアクラブと協議をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 2点目のところは、都市計画でもちょっと聞いてみようかなとは思っておりますけれども、調整をしていただければと思います。

1点目のシルバー人材センターの、特に女性の活用、会員登録増加についてですけれども、要支援

1・2の方へのヘルパーのところで女性を活用していくということですが、それもすごく大事なことから思うんですけども、子育て世代の育児経験を、昔と今は若干育児の方法は違いますけれども、そういった支援も前期高齢者の方というんですか、若目の高齢者の方たちが元気にそういった子育て世代にヘルパーに行って、活力を見出しているという事例もありますので、広報の仕方とかもすごく大事になってくるかと思えますけれども、今後、子育て世代への対応というのは、いろんな地域で支えていくというところで大事になってくると思うので、そういったところもぜひ検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【杉崎委員長】 鈴木参事。

【鈴木福祉部参事（兼）高齢介護課長】 委員のご意見、大変な大事だと私たちも思います。高齢者のみではなく、前期高齢者の若いお年寄りにつきましても、こういう子育てできればやってみたいなどということも必ず出てくるのではないかと思います。今現在、高齢者の動きとあわせて、こちらのほうを協議の中で進めてまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

岸本委員。

【岸本委員】 1点、高齢者在宅福祉サービス事業費の中の給食サービスについてお伺いいたします。現在の利用されている人数と、またその声など届いているかどうか、まずその点についてお聞かせください。

【杉崎委員長】 鈴木参事。

【鈴木福祉部参事（兼）高齢介護課長】 給食サービスにつきましては、現在、59名の登録者がございまして、今現在、利用されている方はそのうちの33名と伺ってございます。こちらにつきましては1食のカロリーおおむね600キロカロリーという中で、今現在、事業を進めているところでございます。ご意見といたしましては、独居の方、またご夫婦ですが、なかなか買い物に出かけられない方々を対象として行っている事業でございます。

【杉崎委員長】 よろしいですか。

岸本委員。

【岸本委員】 ありがとうございます。1食500円程度でちゃんとした栄養をとれるというところと、安否確認されているということでございますが、今の業者さんはどのような業者さんがそのような配達をされているのか、1社なのか、何社なのかとか、その辺についてわかればお伺いしたいと思います。

【杉崎委員長】 鈴木参事。

【鈴木福祉部参事（兼）高齢介護課長】 現在は1社でございます。県住のほうに弁当の配達の業者が実際にいらっしゃったんですが、その会社は潰れてしまったということでございまして、現在、1社の中で動いていただいているところでございます。こちらにつきましては一之宮の宅配の弁当、また通常の店舗も兼ねた俵屋さんというお名前でございます。言っちゃっていいのかどうかというところで、申しわけございません。

【杉崎委員長】 みんな承知していると思います。

岸本委員。

【岸本委員】 もともと2社あって、今1社しかないというところで、もしかしたら新規に参入する業者さんにとって何かしらハードルがあったりとか、もしかしたらいろんな業者が入ることによって、価格であったりとか内容についてもよいものができるのかななんて思ったりしたんですけども、担当として今後ふやしていったって、老人の方々においしいものをサービスしていこうという考えがあるのであれば、もう少し工夫する部分もあるのかと思いますけれども、その点について最後お伺いしたいと思います。

【杉崎委員長】 鈴木参事。

【鈴木福祉部参事（兼）高齢介護課長】 こちらにつきましては今現在、新たな事業者の登録という形で、役場の担当のほうに直接来ている業者はございません。実際のところ、俵屋さんにつきましては今、1社随契みたいな形になってございますが、これまでの経験、またカロリー計算、先ほど委員からお話がありました安否確認等について、週何日お届けしているという中で顔見知りとか、そういうところで現在、安心してお任せできる事業者として、我々は継続していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 よろしいですか。他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 1つだけ確認というか、質問ですけれども、タブレット資料5ページの旧措置者等利用負担軽減事業費の部分でお聞きしたいんですが、ちょっと勉強不足で済みません。この方々って何歳以上の方々を旧措置者というのか、何人いらっしゃるのかというのをお聞かせください。

【杉崎委員長】 仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 では、今の旧措置者等利用者負担額のお答えをしたいと思います。

こちらなんですけれども、障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において、負担額がゼロ円となっている方で、介護保険の制度が充実してきましたので、18年4月1日以降に65歳になる前、おおむね1年間に障害のほうでホームヘルプサービスを使っていた方で、その方が65歳になって、高齢者になったというところで、今度は介護保険の対象になった場合の方になってきます。これが基本になってきます。

現在の利用者ですけれども、昨年度、30年度の途中で該当でなくなってしまうとかして、今のところ利用者はいないという状況になっています。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 現在いないということで、わかりました。それ以上質問しようがないので、引っ越してきて、恐らく旧措置者の対象者の方がいらっしゃると思うんです。そういう方については周知していただきたいと思いますので、これは要望です。よろしくお願いします。

【杉崎委員長】 他にございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

【杉崎委員長】 それでは、質疑を打ち切って、特別会計の説明をお願いしたいと思います。

鈴木参事。

【鈴木福祉部参事（兼）高齢介護課長】 ありがとうございます。続きまして、介護保険事業特別会計でございます。予算書は、冊子の後ろから約3分の1ぐらいのところに、寒川町介護保険事業特別会計予算書がございます。緑の表紙をおめくりいただきますと、議案第13号といたしまして、第1条に、歳入歳出予算額35億9,823万6,000円と定め、第2条では、一時借入金の上限を3,000万円とし、第3条では、保険給付費、地域支援事業費の（2）過不足が生じた場合に、款内で流用できる規定を設けてございます。

それでは、予算書は14、15ページをお開きいただき、別冊の予算の概要につきましては88から91ページに、また主要概要の事業番号601から619に記載がございます。説明につきましては、タブレット、先ほどの高齢介護課一般会計分の次に、021高齢介護課の介護保険事業特別会計をクリックしていただきまして、予算特別委員会説明資料に基づきまして、歳出予算から特定財源の歳入予算をあわせて、ご説明をさせていただきます。

それでは、表紙の2ページの目次に続きまして、3ページをごらんください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員給与費につきましては、介護保険担当職員13名分の人件費でございます。

こちらの特定財源につきましては、歳入番号1、予算書は10、11ページの中段にございます7款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金1節職員給与費等繰入金と、歳入番号2番につきましては、予算書は12、13ページの9款諸収入3項1目1節雑入につきましては、再任用職員の社会保険料個人負担分でございます。

続きまして、4ページ、介護保険事業事務経費は、介護保険事業を円滑かつ適正に行うために必要な事務経費で、主な支出科目につきましては、介護保険運営協議会の委員報酬、職員の会議等出席のための普通旅費、介護保険パンフレット等の消耗品の購入費、被保険者証の印刷製本費とその郵送に伴う通信運搬費、共同処理をお願いしている国保連への手数料、コンピューターの介護保険システム改修の委託料とその借上料、またシステム利用の負担金でございます。増減の理由につきましては、備考欄の記載のとおりでございます。

こちらの特定財源の歳入番号1番につきましては、予算書は8、9ページ、2款国庫支出金2項国庫補助金6目事業費補助金のシステム改修費補助金と、歳入番号2番につきましては、予算書は10、11ページ中段の一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金2節事務費繰入金でございます。この事業費から7ページの認定調査等経費までの4事業につきましては、事務費繰入金が特定財源に含まれてございます。

5ページをごらんください。2項徴収費1目賦課徴収費の介護保険料賦課徴収事務経費は、介護保険料の賦課徴収事務に要する経費でございまして、主な支出科目につきましては、保険料の普通徴収と特別徴収の納入通知書等の印刷製本費、納付書等の郵送に伴う通信運搬費と口座振替手数料、納付書の封入、またコンビニ収納やモバイルレジックレジット代行委託料等でございます。増額の理由につきましては、備考欄の記載のとおりでございます。

こちらの特定財源につきましては、歳入番号1番につきましては、予算書の8、9ページの2段目の

2 款使用料及び手数料 1 項手数料 1 目総務手数料の介護保険料納付状況証明書等の発行に伴う手数料と、歳入番号 2 番につきましては、先ほどご説明いたしました事務費繰入金、また歳入番号 3 番は、予算書の 12、13 ページの最下段にございます 9 款諸収入 1 項延滞金及び過料 1 目第 1 号被保険者延滞金が該当いたします。

6 ページをごらんください。3 項 1 目介護認定審査会費の介護認定審査会経費につきましては、介護認定審査会の開催事務経費で、主な支出科目は認定調査会委員の報酬と謝礼、旅費でございます。消耗品は認定審査会資料作成用のプリンターのトナーカートリッジの購入費、通信運搬費は認定結果通知の郵送料で、減額の理由につきましては備考欄のとおりでございます。こちらの特定財源は、全て事務費繰入金でございます。

7 ページをごらんください。2 目認定調査等費の認定調査等経費につきましては、認定審査等に係る事務経費で、令和 2 年度から認定調査員が非常勤職員から会計年度任用職員に変わります。主な支出科目につきましては、認定調査員 4 名分の報酬と職員手当、また共済費と旅費、消耗品につきましては認定調査用紙の購入費、印刷製本費につきましては認定結果通知用の封筒代、通信運搬費は意見書依頼と更新未申請者への通知の郵送料、手数料は認定審査に必要な医師の意見書作成手数料、委託料は遠隔地における認定調査の委託料でございます。増減の理由につきましては、備考欄の記載のとおりでございます。

こちらの特定財源につきましては、歳入番号 1 番は事務費繰入金と、歳入番号 2 番につきましては、9 款諸収入 3 項 1 目 1 節雑入の認定調査員の社会保険料の個人負担分と、歳入番号 3 番につきましては、同じく雑入の県から依頼の生活保護該当者の要介護状態の審査判定等に関する委託料が該当いたします。

8 ページをごらんください。予算書は 16、17 ページをお開きいただきたいと思います。2 款保険給付費 1 項 1 目介護サービス等諸費の介護サービス事業費は、要介護 1 から要介護 5 の方が介護サービスを利用される場合に介護保険給付を行うもので、支出は全額 18 節負担金補助及び交付金でございます。増減の理由につきましては、備考欄のとおりでございます。

こちらの特定財源につきましては、歳入番号 1 は、予算書 8、9 ページの 65 歳以上の方の保険料で、1 款保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料 1 節現年度分特別徴収保険料は、年金から差し引きで徴収される保険料で、歳入番号 2 番につきましては、2 節現年度分普通徴収保険料で、65 歳に到達されて年金からの徴収ができるまでの期間に支払われる納付書払いの保険料と、歳入番号 3 番につきましては、3 節滞納繰越分普通徴収保険料でございます。歳入番号 4 番につきましては、国の負担分で、3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金 1 節現年度分と歳入番号 5 番は 2 節過年度分、また歳入番号 6 は 2 項国庫補助金 3 目調整交付金 1 節現年度分調整交付金で、歳入番号 7 番につきましては、東日本大震災により被災された被保険者の保険料を減免した場合に財政支援される 5 目介護保険災害臨時特例補助金でございます。

歳入番号 8 番の支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までの方から徴収される保険料で、4 款 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金 1 節現年度分と、歳入番号 9 は 2 節過年度分でございます。

歳入番号 10 番につきましては、予算書 10、11 ページの県の負担分で、5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金の現年度分でございます。

歳入番号11は町の負担分で、一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金の現年度分と、歳入番号12番は27年度から始まりました 5 目低所得者保険料軽減繰入金の現年度分と、歳入番号13番につきましては、2 項基金繰入金 1 目介護給付費等準備基金繰入金でございます。

9 ページをごらんください。介護予防サービス事業費は、要支援 1・2 の方が訪問介護、通所介護以外の介護予防サービスを利用された場合に介護保険給付を行うもので、支出は全額負担金補助及び交付金でございます。増減の理由につきましては、主に利用者の見込み増によるサービス利用の増でございます。

こちらの特定財源は、この事業費から14ページまでの高額医療合算介護予防サービス事業費までの 6 事業費の歳入科目は、同一のものでございます。歳入番号 1 番につきましては、保険料の 1 節現年度分特別徴収保険料と、歳入番号 2 は同じく 2 節現年度分普通徴収保険料でございます。歳入番号 3 番は国庫支出金からの 1 目介護給付費負担金の現年度分と、歳入番号 4 番は支払基金交付金からの 1 目介護給付費交付金の現年度分と、歳入番号 5 番は県支出金からの 1 目介護給付費負担金の現年度分と、歳入番号 6 番は一般会計繰入金からの 1 目介護給付費繰入金の現年度分でございます。

10 ページをごらんください。2 項その他諸費 1 目審査支払手数料の審査支払手数料につきましては、国保連合会への審査支払手数料でございます。増額の理由につきましては、こちらも利用者の見込み増によるサービス利用の増によるものでございます。こちらの特定財源は、前段の事業費の歳入科目と同一でございますので、省略をさせていただきます。

11 ページをごらんください。3 項 1 目高額介護サービス等費の高額介護サービス事業費は、介護サービス費の自己負担が高額な世帯に対し、利用者負担額の段階に応じて負担の軽減を図る事業でございます。負担金補助及び交付金からの支出となります。増減の理由といたしまして、こちらも利用者の見込み増によるサービス利用の増によるものでございます。こちらの特定財源も前段の事業費の歳入科目と同一でございますので、省略をさせていただきます。

12 ページの高額介護予防サービス事業費は、ただいま申し上げました前段の事業費と同様の事業で、介護予防サービス利用者要支援 1・2 の方が対象となつてございます。通所介護、訪問介護の利用分につきましては、後述の地域支援事業費からの支出となります。増減の理由といたしましては、こちらも利用者増の見込みによるサービス利用の増によるものでございます。特定財源につきましては、前段と同一でございますので、省略をさせていただきます。

13 ページをごらんください。4 項 1 目高額医療合算介護サービス等費の高額医療合算介護サービス事業費は、医療保険と介護保険の自己負担の合計額が年間で高額な世帯に対し、負担額の軽減を図る事業でございます。負担金補助及び交付金からの支出となります。減額の理由といたしましては、利用見込み増を実績から精査したため、減とさせていただいてございます。特定財源につきましては、前段と同一でございますので、省略をさせていただきます。

14 ページをごらんください。高額医療合算介護予防サービス事業費は、ただいま前段で申し上げました事業費と同様の事業で、要支援 1・2 の方の介護予防サービス利用者の方が対象となる事業でございます。負担金補助及び交付金からの支出となります。こちらの特定財源も、9 ページの介護予防サービス事業費から本事業費まで同一でございますので、省略をさせていただきます。

続きまして、15ページをごらんください。3款地域支援事業費1項1目介護予防生活支援サービス事業費の介護予防生活支援サービス事業費は、要支援1・2の方と厚労省からの基本チェックリストを活用した事業対象者の方が、訪問介護、ホームヘルプと通所介護、デイサービスを利用された場合に給付されるもので、負担金補助及び交付金からの支出でございます。増減の理由といたしましては、備考欄のとおりでございます。

こちらの特定財源につきましては、歳入番号1番は保険料の現年度分特別徴収保険料と、歳入番号2番は現年度分普通徴収保険料でございます。歳入番号3番につきましては、国庫補助金からの1目介護予防事業等交付金の現年度分と、歳入番号4番は4目保険者機能強化推進交付金、また歳入番号5番につきましては、支払基金からの2目地域支援事業交付金の現年度分と、歳入番号6番は県支出金からの2項県補助金1目介護予防事業等交付金の現年度分、歳入番号7番は一般会計からの2目介護予防事業等繰入金の現年度分でございます。

16ページをごらんください。予算書は18、19ページをお開きいただきたいと思います。2目介護予防ケアマネジメント事業費の介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援1・2の方と厚労省からの基本チェックリストを活用した事業対象者の訪問介護と通所介護を利用された場合の計画給付費でございます。こちらの特定財源は、全事業費の中で歳入番号4番の国庫補助金からの4目保険者機能強化推進交付金を除いたものと同一のものでございます。

17ページをごらんください。2項1目一般介護予防事業費の介護予防事業費は、高齢者の生活の質の向上や介護予防のために、誰でも会場に集まれば参加できる元気はっけん広場を、地域の集いの場等に介護予防の専門知識を持った講師を派遣する介護予防講師派遣事業を今年度も進めてまいります。また、自発的な奉仕活動を通じ、高齢者の社会参加、生きがいを支援するため、シニア元気ポイント事業も継続して実施してまいります。こちらの特定財源は、前事業費と同一のものでございますので、省略をさせていただきます。

18ページをごらんください。3項包括的支援事業任意事業費1目包括的支援事業費の地域包括支援センター事業費は、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるために、地域包括ケアシステムの構築が必要とされている中で、地域包括支援センターを運営するための委託料でございます。介護認定を受けなくても比較的軽い症状をお持ちの方で、訪問介護、ホームヘルプと通所介護、デイサービスの2つのサービスのみをご希望の方につきましては、地域包括支援センターの職員が面談の上、厚労省からの基本チェックリストを活用して事業該当者として認定されると、この2つのサービスを受けることができるようになってございます。増減の理由といたしましては、記載のとおりでございます。

こちらの特定財源は、この事業費から23ページの地域ケア会議推進事業費までの6事業の歳入科目は同一のものでございます。歳入番号1番は保険料の現年度分特別徴収保険料と、歳入番号2番は現年度分普通徴収保険料でございます。歳入番号3番は、国庫補助金からの2目包括的支援事業等交付金の現年度分と、歳入番号4番は県補助金からの2目包括的支援事業等交付金の現年度分と、歳入番号5番は一般会計繰入金からの3目包括的支援事業等繰入金の現年度分でございます。

19ページをごらんください。2目任意事業費の任意事業費は、町内の介護施設の利用者の疑問や不安

を受け付け、介護サービス提供事業者及び町との橋渡し役を務めていただく介護相談員の謝礼や研修会参加のための旅費及び保険料と、成年後見制度に係る費用と認知症等高齢者行方不明SOSネットワークの委託料、ホームページでの認知症初期スクリーニングシステムの使用料等でございます。増額の理由といたしましては、記載のとおりでございます。こちらの特定財源も、前段の事業費と同一でございますので、省略をさせていただきたいと思います。

20ページをごらんください。3目在宅医療・介護連携推進事業費の在宅医療・介護連携推進事業費は、平成25年度から茅ヶ崎市と共同して行っている在宅医療・介護連携推進事業実施のための負担金でございまして、平成29年6月から、茅ヶ崎市保健所内に事務局を置き、在宅ケア相談窓口を開設してございます。医療職と介護職をあわせた多職種研修等を開催してございます。こちらの特定財源も、前段の事業費と同一でございますので、省略をさせていただきます。

21ページをごらんください。4目生活支援体制整備事業費の生活支援体制整備事業費は、高齢者が住みなれた地域で継続して生活していただくために必要な生活支援サービスや介護予防サービスの地域の実情に即した基盤整備を図るために、寒川町生活支援介護予防サービス基盤整備推進会議を開催するとともに、生活支援コーディネーターを配置いたします。主な支出科目につきましては、推進会議委員の謝礼と生活支援コーディネーターを配置するための委託料でございます。こちらの特定財源も、前段の事業と歳入科目が同一でございますので、省略をさせていただきます。

22ページをごらんください。5目認知症総合支援事業費の認知症総合支援事業費は、認知症施策の推進の充実を図るために認知症地域支援推進員を配置し、30年4月から認知症初期集中支援チームを立ち上げてございます。主な実施科目は、認知症初期集中支援チーム員会議の謝礼と認知症地域支援推進員を配置するための委託料でございます。こちらの特定財源も、前段の事業費と同一でございますので、省略をさせていただきます。

23ページをごらんください。予算書につきましては、20、21ページをお開きいただきたいと思います。6目地域ケア会議推進事業費の地域ケア会議推進事業費につきましては、医療、福祉の専門職などの多職種協働による会議を開催し、個別事例から地域支援ネットワークの構築とケアマネジメントの支援、地域課題の把握などから、高齢者保健福祉計画などの政策形成に役立てることとしてございます。支出科目は委員の謝礼でございます。

こちらの特定財源も、18ページからの地域包括支援センター事業費から本事業までの歳入科目と同一のものでございましたので、省略をさせていただきます。

24ページをごらんください。4項その他諸費1目審査支払手数料の審査支払手数料につきましては、要支援1・2の方と事業対象者の訪問介護と通所介護を利用された分の審査支払手数料でございます。こちらの特定財源は、16、17ページの介護予防ケアマネジメント事業費及び介護予防事業費と同様で、続く25、26ページの高額介護予防サービス費相当事業費、また高額医療合算介護予防サービス費相当事業費も同一でございますので、省略をさせていただきます。

25ページをごらんください。2目高額介護予防サービス費相当事業費の高額介護予防サービス費相当事業費は、要支援1・2の方及び事業対象者の方の訪問介護と通所介護の2つのサービスの自己負担が高額な世帯に対しまして、利用者負担額の段階に応じて負担の軽減を図る事業でございます。負担金補

助及び交付金からの支出となります。こちらの特定財源も、前段の事業費と同一でございますので、省略をさせていただきます。

26ページをごらんください。3目高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の高額医療合算介護予防サービス費相当事業費は、これも前段と同様なもので、要支援1・2の方及び事業対象者の医療保険と訪問介護、通所介護の2つのサービスをあわせた介護保険の自己負担額の合計額が年間で高額な世帯に対しまして、負担額の軽減を図るものでございます。増額の理由といたしましては、利用者の見込み増によるサービス利用の増によるものでございます。特定財源につきましては、前段の事業費と同一でございますので、省略をさせていただきます。

27ページをごらんください。4款1項基金積立金1目介護給付費等準備基金積立金の介護給付費等準備基金積立金につきましては、前年度決算に伴う介護保険料の余剰金を、急激な保険給付費や地域支援事業費の増による保険料の不足の際に充当するため、基金に積み立てておくもので、科目設定のための金額でございます。本年度の基金残高の見込額につきましては、備考欄のとおり、4億9,009万9,483円でございます。こちらの特定財源は、予算書10、11ページの6款財産収入1項財産運用収入1目1節利子及び配当金でございます。

28ページをごらんください。5款1項公債費1目利子の一時借入金利子は、介護保険事業特別会計の運営資金に不足が生じた場合におきまして、金融機関から一時借入れを行った際の利子を支払うためのものでございまして、科目設定上の金額でございます。こちらの特定財源につきましては、予算書10、11ページの一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金の事務費繰入金でございます。

29ページをごらんください。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金の第1号被保険者保険料還付金は、27、28、29年度の年度中に資格喪失等による保険料の還付金で、主な原因といたしましては死亡及び転出等によるものでございます。こちらの特定財源につきましては、一般会計繰入金の4目その他一般会計繰入金の事務費繰入金でございます。

30ページをごらんください。2目償還金の介護給付費過年度分返還金につきましては、令和元年度決算に伴う県、国支出金等の余剰金を返還するためのもので、科目設定上の金額でございます。

31ページをごらんください。7款1項1目予備費の予備費につきましては、介護保険事業の事務費等に対する予備費でございます。こちらの特定財源につきましては、一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金の事務費繰入金と、予算書12、13ページにございます9款諸収入2項1目1節預金利子でございます。

32ページをごらんください。平成27年度から31年度の高齢者数、認定者数、保険給付費の推移を表にしたものでございます。詳細については、仲手川副主幹よりご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 では、32ページの表について、私のほうから少し説明をさせていただきたいと思っております。こちらのページでは、高齢者数、認定者数と保険給付費の推移について、5年分のデータを掲載させていただいております。

まず、1番目の表です。こちらにつきましては、人口と高齢者数と高齢化率、時点は各年10月1日と

いうことになっております。ごらんいただいているように、確実というか、じわじわと高齢化率が増加していることが見てとれる状況になっております。参考までに、直近の3月1日では高齢者人口が1万3,215人で、高齢化率は27.1%となりました。

次に、真ん中の表、認定者数です。こちらも時点は各年10月1日という形になっております。また、この数値には第2号被保険者、40歳から64歳で介護認定を持っている方の数も入っているものになります。この合計値だけ見ると、高齢者人口の増加もあり、伸びているということが見てとれると思います。全体としてこの5年の前年度比を見ると、28年から29年にかけての伸びが大きかったのですが、30年から31年については前年比2.7%の増でしたので、過去と同じような状況に戻ったように感じております。

また、昨年もお伝えしましたが、町の認定者数は要介護1や2といった中程度の方が多い状況でしたが、30年度に続いて31年、令和元年についても要支援1や2といった、いわゆる軽度と言われる方が大きくふえている状況です。

最後に、保険給付費の状況です。平成31年度、令和元年度の数値については、決算見込みの額になります。これまで要支援1・2の訪問介護、通所介護の分が予防給付費のほうに入っておりましたが、平成30年度から全面移行のためにその部分が入ってございませんが、先ほどお話ししましたように、要支援1・2の認定を持っている方がふえているため、要支援1・2の方が介護サービスを使うときの費用の予防給付費が再びふえてきているような状況です。

簡単ですが、32ページの説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。お昼に近くなってまいりましたが、このまま審査を続けてまいりたいと思います。

質疑を受け付けます。

青木委員。

【青木委員】 タブレット資料8ページの介護サービスですけれども、いろんなサービスが順次、理由も書いてあるんですけれども、見込額として減らしている部分があるじゃないですか。利用者がふえている状況で、単純に利用見込みが減っているというのは、何か理由があるのかなとちょっと感じるところです。

それと高齢者がふえているって今も報告であって、ことしも若干ふえているということで、介護の運営も大変になっていくことになると思うんですけれども、来年度サービスをしていく上では当然必要なんですけど、保険料はどのようにっていくのかという見通しというのを、今の時点でいいので、お答えしていただければということで、よろしくお願いします。

【杉崎委員長】 仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 まず、1点目の減らしている部分があるという理由というご質問だったかと思います。こちらについてですが、この表の比較は前年度の当初予算との比較になっております。実際に2年度の要求を出すに当たっては、今年度の決算見込みを推計しまして出しておりますので、その状況から減らしても大丈夫ではないかという見込みを立てまして、減らした部分であります。ですので、高齢者数はふえてはいるんですけれども、直近のデータを見返しながらという形で予算を要求させていただいているのが1点です。

あと、2点目、保険料の見通しというお話だったかと思いますが、介護保険の保険料は3年間、基本的に同じですので、来年度、2年度までは同じになります。2年度にそれ以降の令和3年からの3年間分を、またこういった実績数値を見ながら、今後の利用見込みを立てながらやっていくという状況になりますが、大変申しわけないのですが、少しずつ少しずつ保険料は上げさせていただいている状況になります。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 わかりました。減らしたのは去年の予算を見越してということで、わかりました。ですけれども、サービスによって実績で減らしたのはわかったんですけれども、サービスが使いづらいとか、そういう壁というのは全くないということ、ちょっと確認だけさせてください。

それと2点目は、来年度も一緒ということですが、見直すということで、高齢者が占める割合がふえているということで、その点では検討するという見解だと自分も思いましたので、その辺は町の負担がふえていくのは、当然高齢化が進んでいくのでやっていくわけではあるんですけれども、その点はちょっと配慮していただければということで、そちらのほうは要望としてお願いするという感じです。

じゃ、1点だけお願いします。

【杉崎委員長】 伊波主査。

【伊波主査】 先ほどのサービス利用の壁はないかというお話ですが、認定調査におきましても、介護保険の窓口においてももちろんなんですけれども、個々のお宅に伺った際に、どのようにして介護サービスを利用していけばいいか、申請者及びその家族の方にきちんと対面して、ご説明するようにさせていただいております。また、結果通知の際にも、介護度が変わって利用者の方がわかりづらいような場面とか、わかりづらいような方には個々にお手紙を書いたりして、介護サービスが適切に使っていただけるように配慮しております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

太田委員。

【太田委員】 1点だけお伺いをしたいと思います。認知症対策のところで、介護も軽度の方の割合が先ほどの報告の中では多くて、重症になってないということは皆さんのご努力が少しずつ身についてきているのか、結果として出てきているのかと思うんですけれども、最後までその人らしく地域の中で暮らしていくという部分で、認知症のところで若干少なくなってきたかなと思うんですけれども、まだ徘徊とかでさまざま家族の方がご苦労されているケースが、放送とかもあつたりとか、放送がなくても前段で徘徊をされている方という中で、今年度そういった徘徊を事前に予防するというか、徘徊をしたときに早期に発見できるような事業展開というのは今までもされてきているか、今後されていく予定があるかどうかお聞かせいただけますでしょうか。

【杉崎委員長】 伊波主査。

【伊波主査】 認知症初期集中支援チームの活動についてご報告させていただきます。認知症初期集中支援チームは、対象として介護保険サービスに結びついていない方や適切な医療に結びついていない方を

対象、また精神行動障害といいまして、認知症に伴う困った症状、例えば先ほどおっしゃられた徘徊や被害妄想など、そういった家族の中で対応が難しい方に対して初期集中支援チーム、私も含めた保健師や地域包括支援センターの職員、認知症地域推進委員などと一緒に、専門職チームでご自宅に伺いまして、このような対応をしたらよろしいのではないかとアドバイスさせていただいたり、サポート医の先生のご助言を得ながら医療などにつなげていったり、また介護保険の申請につなげて、そこからケアマネジャーさんにつなぐまでを丁寧に見ております。令和元年度も7件ほど支援させていただいております。

以上です。

【杉崎委員長】 仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 太田委員の徘徊をしてしまうような人たちの事前の予防はという部分について、補足させていただければと思います。

基本的に事前というものは、特にこれというものはないです。認知症スクリーニングホームページで、ご自身なり、家族なりで気になる方はそこをやっていただきたいというのだけです。

あとは、例えば徘徊をしてしまったという形でSOSの放送を流すんですけども、初期の、本当に今まで登録していない方については、登録をまずお勧めします。そのことによって協力機関等に、またいなくなってしまったというときに探しやすくなります。その後、登録をお願いするということ、また認知症サポーターの方々を寒川町はたくさんふやしています。この方々が気がついて見つけてくださる方もありますので、そういった部分、ことは一部できなかったんですが、寒川町では中学3年生の方にもSOSというか、サポーターになっていただきたいということで、その講座を受けていただいています。周りの方が気づいていただけるというのは、そういった地域で支え合うということも大事というふうに考えておりますので、そちらの事業を行っているところです。

以上です。

【杉崎委員長】 鈴木参事。

【鈴木福祉部参事（兼）高齢介護課長】 もう1件補足がございます。SOSネットワークの関係でございます。こちら徘徊の関係で、通常、防災無線で放送が流れますが、そのときに店舗内で放送を流してもらえないかというところで、これまで既存のフジスーパーさんなりをお願いしていたんですが、昨年度は岡田の三和さん、また中瀬のマックスバリュさん、この2店舗につきまして協議をさせていただきました。また、前のロピアさんの後ですね、なかやさんと、また大曲のトライアルクイックさんをお願いをし、皆さん承諾をいただきました。マックスバリュさんにつきましては、寒川店の店長さんと茅ヶ崎の2店舗の店長さんが同一の方だということで、茅ヶ崎の2店舗も加入をしていただきまして、ネットワークの中に入らせていただいております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 本当にきめ細やかに対応していただいているなということは、ご相談いただいた方からも聞きながら実感しているところなので、引き続き一人一人に寄り添っていただきながら対応していただきたいと思います。

認知症サポーターの寒川の登録率というんですか、サポーター率というんですか、県内でも多分トップクラスになってきていると思うんですけれども、これはずっとサポーターになっていただく必要があって、以前にもステップアップ講座みたいのを提案したような気がしたんですけれども、その辺が今年度どのように展開をされていくのか。そこから、例えば推進員さんになっていく割合がどのくらいあって、今年度人数をどうふやしていく予定があるのかという目標があれば、お聞かせいただきたいと思います。

あと、徘徊に対しても本当にきめ細やかに今お伺いをしました。そういった中で他自治体の中でも、GPSだと、靴とかだと、その靴を履いていかなければ意味がないのであれなんですけれども、シールを着ていく何枚かの洋服に張っていくとか、そういう事前の防止策が展開されていますけれども、そういった検討というのはされているのかどうか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 伊波主査。

【伊波主査】 ステップアップ講座について説明させていただきます。令和元年度はステップアップ講座を1回、2日間コースでやらせていただいております。参加された方は15名程度です。その中で、認知症サポーターとして活動している方という登録は5名ほどいただいております。また、平成30年度には登録していると言っていた方は7名ほどいまして、合計12名になっております。今後のその方たちの活動につきましては、認知症カフェや介護者の集いなどの通知などを送らせていただきまして、そこでステップアップ講座を卒業された方に活動していただければと考えております。

また、令和2年度につきましても、同様のステップアップ講座を開催させていただこうと考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

【杉崎委員長】 佐野主査。

【佐野主査】 徘徊の関係でシール対応という形があったんですけれども、こちらについては業者が町のほうにも何社か来ましたが、他市町村の実績などを研究しながら、今後検討していこうかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 わかりました。ステップアップ講座で、12名の方が今後、認知症カフェとかで展開をしていただくということで、より身近なところでのそういった支え合いってとても大切になってくるかなと思っております。認知症カフェ、今、こすもすさんでやっていただいておりますけれども、この辺の認知症カフェの拡大というか、そういった検討はこの令和2年度はされますでしょうか。

【杉崎委員長】 伊波主査。

【伊波主査】 先ほど認知症カフェのことでこすもすカフェのお話がありましたが、令和元年度から、ファミリーカフェといいまして、ファミリー湘南のほうでファミリー湘南の職員の方が中心となりまして、認知症地域支援推進員が指導・助言などをさせていただいて、ファミリーカフェが立ち上がっております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 それでは、2点です。まず、1点目が介護予防事業、17ページです。ここでアンチエイジング講座の休止と高齢者健康トレーニング教室の回数減というところで、予算額が減らされておりますけれども、以前の数字を見ると、アンチエイジング講座の延べ参加者数が530名、健康トレーニングは641名、結構な方が参加している中で、これを休止なり回数減なりした理由は何か、まず教えてください。

もう1点、認知症サポーターのところですけども、寒川町は9,000人を目指すという話ですよ。平成37年と書いてあったかな。昨年度、中学生に対してこの講座を開催したという話もありましたけれども、令和2年度はどういったところに対して開催を町から投げかけるとか、そういう考えがあるのかどうかということと、あとは累計の人数は今どうなっているのかということをお願いしたいと思います。

【杉崎委員長】 鈴木参事。

【鈴木福祉部参事（兼）高齢介護課長】 1点目の介護予防事業の関係でございます。お父さんのためのアンチエイジング講座につきましては、高齢者トレーニング教室もそうなんですが、募集をいたしまして、申し込み者が大体同一の方が続けて参加をされている状況になりまして、その中でも自発的に自分たちで、チームじゃないんですが、サークルみたいな形で集まりができて、そのところで介護予防の講師派遣事業をご利用されているところがふえてまいりました。その関係でアンチエイジング講座につきましては、今回休止という流れといたしました。

また、健康トレーニング教室のほうですが、こちらのほうも体育館を利用して支援を使っているところですが、ほとんど前回、前々回やられた方がまた継続してやられる。本当は継続は我々とすれば一番願ってもないことなのでございますが、こちらのほうにつきましても5クールあったところを3クールに回数を減らさせていただいて、できるだけ新しい方を募集させていただきたいと考えているところでございます。

【杉崎委員長】 伊波主査。

【伊波主査】 認知症サポーターのことについてご回答させていただきます。

人数のほうは、おおよそなんですけれども、7,500人ほどサポーター養成講座を受けていただいております。

令和2年度に向けましてどのようなところというご質問には、来年度も教育委員会のご協力を得て、中学3年生にさせていただきたいと思っております。こちらのほうにつきましては、先日、校長先生から感想などをいただいております、中学生の皆さんの素直な心で認知症についてお勉強していただいて、とても感謝しております。

また、自治会や小地域活動サロンをされている来年度の予定にも、ぜひ認知症サポーター養成講座を組み込んでいただければと考えておりまして、会長会や自治連のほうに出向きまして、認知症サポーター養成講座をぜひ開催させていただきたいというふうにお話に伺っておりますので、地域の皆様に多くご参加いただけるように予定しております。よろしくお願いします。

以上です。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 介護予防事業のほうはわかりました。同じ方が参加して、それで新しいサークルをつくったということですかね、それは発展的といいますか、すごくいいことなのかなと思う一方で、当然同じ方が参加しているということは、もしかしたら内容も同じような内容になってきていて、介護予防事業のマンネリ化という問題が潜んでいるのかなとちょっと感じる部分があって、これは厚労省のガイドブックでもマンネリ化というのに触れられている部分があって、マンネリ化を防ぐために町としてやっていること、意識していることがあるのかどうか、教えていただきたいと思います。

認知症サポーターのほうはすごいですね。7,500人というのはかなり目標より早く進んでいるのかなと思っておりまして、これはすごくいい取り組みだと思っております。

一つ聞きたいのが、町の職員に対して養成講座を開催しているのかどうか。これは結構前なんですけれども、前の部長が職員に対しても開催はしていくということを答えておりまして、その状況がどういうふうになっているのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 伊波主査。

【伊波主査】 職員の認知症サポーター養成講座につきましては、平成30年度に全職員に向けて、4回に分けて開催させていただいております。新規採用の職員につきましては、1年に2回ほど講座を開かせていただきまして、新規の職員には全員に聞いていただけるようにしております。

以上です。

【杉崎委員長】 仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 1点目の介護予防事業の内容がマンネリ化していることに対して、町はどう考えているかというご質問だったと思います。

そちらについてなんですけれども、今回継続させていただきます元気はっけん広場と講師派遣事業については、元気はっけん広場から卒業していただいて、ご自分たちで身近な会場で運用しながらやるというのが講師派遣事業になってきますので、先ほどのお父さんのためのアンチエイジング講座のメンバーの方々も、そちらのほうにどんどん移動してきているという形になってきます。

元気はっけん広場が何カ所かできればいいんですけれども、会場の問題ですとか、こちらは毎週同じ曜日に基本的にやるということをターゲットにして始めている事業なので、毎週同じ曜日に、例えば公民館の体育館をずっと押さえちゃうと、ほかのサークルの方の関係もございますので、なるべく自分たちが自分たちのことを考えながら近くでやるというところにシフトしていければというのが、町の基本的な考え方になっています。

ですので、マンネリ化という部分につきましては、業者に委託するときにそっちに移動するような工夫をしてくださいということを、昨年度もそうなんですけれども、今回オーダーで出しています。

確かにこちらのほうで、この項目は予防のために入れてくださいという項目がありますので、そちらを踏まえていただくと、多少同じになってきてまっているのかなというのも感じているところです。

それと来年度、また次期の計画の策定の見直しをしますので、そういうところで1回立ちどまって、いろんな会議体もございますので、そちらの方の意見を聞きながら、今後の予防事業、こういった方向

性、こういったメニューがいいかということを考えていきたいと思っています。

以上です。

【杉崎委員長】 鈴木参事。

【鈴木福祉部参事（兼）高齢介護課長】 では、少し補足したいと思います。

元気はっけん広場につきましては、1クール3カ月、12回という形を4回やるということで、年48回あります。こちらにつきましては、第1回目に体力測定、血圧測定、運動機能測定といいまして、コンピューターを利用した体力測定もやっております、毎回1クルールの最初に。その後、運動機能の向上、また認知症の予防講座、管理栄養士によります栄養改善の講座、また歯科衛生士によります口腔機能の向上等の講座を織りまぜながらやらせていただいている、できるだけ1クールと2クール同じような形じゃなくて、少し工夫をしてくれということにつきましては、担当からこちらのほうにお願いをさせていただいている形でございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 よろしいですか。

それでは、質疑を打ち切りまして、高齢介護課所管の審査を終わりたいと思います。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。午後からの審査は、13時30分、午後1時30分より再開いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたしますが、マスクを忘れた委員がいらっしゃいますのでどうぞ。済みません、ここから副委員長と交代しますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

【佐藤（正）副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、ここから進行をかわらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ここからは、福祉部保険年金課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 午前中に引き続きよろしくお願いいたします。福祉部、最後になります。保険年金課が所管する予算でございます。一般会計予算と国民健康保険事業特別会計予算及び後期高齢者医療事業特別会計予算となります。説明は、三留課長がいたしますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 三留保険年金課長。

【三留保険年金課長】 それでは、福祉部保険年金課所管の令和2年度一般会計予算につきましてご説明させていただきます。説明に当たりましては、説明資料をもとにご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料030一般会計説明資料の2ページをお願いいたします。予算書は54、55ページでございます。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。これは一般会計より国民健康保険事業特別会計へ法定等により繰り出すもので、保険料軽減対象見込世帯数の増加に伴い、前年度より増額となっております。なお、繰出金の内訳につきましては、備考

欄に記載しております特定財源でございますが、歳入番号1、予算書の22、23ページの国庫による保険基盤安定負担金の保険者支援分と、歳入番号3、予算書の26、27ページの県費による保険基盤安定負担金の保険者支援分は、保険料の軽減対象となった一般被保険者数に応じて平均保険料の一定割合を国が2分の1、県及び町が4分の1を負担するものでございます。歳入番号2、県費による保険基盤安定負担金の保険料軽減分は、一定所得以下の世帯を対象として保険料を軽減した場合に交付され、その減額相当分の4分の3を県が、4分の1を町が負担するものでございます。

説明資料の3ページを、予算書は56、57ページをお願いいたします。3目老人福祉費の健康診査事業費でございます。これは、令和2年度から開始する新規事業であります高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施及び75歳以上の後期高齢者の健康診査についての費用でございます。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施は、国が進める新たな取り組みでございまして、町は後期高齢者医療広域連合から委託を受けて事業を実施いたします。事業の詳細は、今後広域連合との調整により決定し、実施は福祉部保険年金課、高齢介護課と健康子ども部健康・スポーツ課の2部3課が連携して取り組みます。

事業の概要でございますが、背景としまして、我が国の高齢化が急激に進行しており、高齢者数がほぼピークとなる2045年は全高齢者数に占める後期高齢者の割合はおよそ6割となり、社会保障費の増加が予想されております。高齢者の医療保険制度は75歳に到達すると、これまで加入していた保険制度から後期高齢者医療制度に移行することになっており、保険事業が適切に継続されてこなかった課題があります。

また、これまでの後期高齢者医療制度の保健事業は、健康診査が中心で医療保険での生活習慣病対策や介護保険での介護予防は制度ごとに縦割りで実施され、一体的に対応できていないという課題がありました。高齢者が住みなれた地域で健やかに暮らせるよう、医療や介護等必要なサービスを一体的に実施することで、高齢者の健康意識を向上し、健康づくりや介護予防を促進することが目的でございます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施にかかる予算につきましては、旅費は担当者の研修旅費、需用費は事務用品などの消耗品費、役務費は訪問通知の通信運搬費でございます。

特定財源は予算書32、33ページの広域連合委託金でございます。高齢者の健康診査については、対象者を6,447人、受診率を39.09%で見込み算定しております。主なものは、受診券等の印刷代や郵送料、また医師会等への委託料と連合会における審査支払手数料でございます。特定財源は、広域連合高齢者健康審査事業費補助金でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。後期高齢者医療事業特別会計繰出金でございます。これは、一般会計より後期高齢者医療事業の特別会計へ法定により繰り出すもので、被保険者の増により増額になっております。なお、繰出金の内訳につきましては、備考欄に記載しております。

特定財源でございますが、予算書の24、25ページの後期高齢者医療基盤安定制度負担金でございます。これは保険料の均等割にかかる軽減分及び社会保険から移行してきた被扶養者の軽減分に対して交付され、その減額相当分の4分の3を県が、4分の1を町が負担するものでございます。

説明資料の5ページを、予算書は56、57ページをお願いいたします。4目国民年金費の職員給与費でございます。特定財源でございますが、歳入番号1、予算書の24、25ページの国民年金協力連携事務費委託金は、法定受託事務に付随する事務などに交付されるもので、歳入番号2、国民年金特別障害給付

事務費委託金は、任意加入期間中に発生した障害給付事務に対して交付されるものでございます。歳入番号3、国民年金事務費委託金は、法定受託事務に対して交付されるものでございます。

説明資料の6ページを、予算書は56、57ページをお願いいたします。年金事務経費でございます。これは、国民年金の事務にかかわる経費で、主に消耗品の購入費や年金生活者支援給付金対応に伴うシステム改修委託料、年金システムの借上料でございます。特定財源は歳入番号1、国民年金事務費委託金、歳入番号2、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務費委託金でございます。

説明資料の7ページを、予算書は56、57ページをお願いいたします。国民年金推進事業費につきましては、会計年度任用職員1名分の報酬等で、年金制度の周知や相談業務を行う事業費でございます。特定財源は、国民年金事務費委託金でございます。

以上で、一般会計分の予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 保険年金課所管の一般会計分の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 それでは、質疑なしと認めます。

引き続き、保険年金課所管の特別会計分の説明を求めます。

三留保険年金課長。

【三留保険年金課長】 続きまして、令和2年度国民健康保険事業特別会計の予算につきましてご説明いたします。

それでは、予算書の中ほど一番始めにある緑色の中表紙、寒川町国民健康保険事業特別会計予算書をお開きいただいて、次の1ページをお願いいたします。令和2年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算の総額は、第1条において、歳入歳出予算それぞれの総額を48億6,112万6,000円とするものでございます。第2条において、一時借入金の限度額を1億5,000万円と定め、第3条において、歳出予算の流用について規定しております。

続いて、2ページをごらんください。第1表歳入歳出予算の歳入でございます。歳入は1款の国民健康保険料から8款の諸収入まで、歳出は3ページの1款の総務費から9款の予備費まで、それぞれ予算額の合計は48億6,112万6,000円でございます。前年度予算額と比較して3.92%、1億9,825万4,000円の減となりました。主な要因としては、前年度当初予算時と比較して被保険者数の減少に伴う保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の減によるものです。

それでは、詳細につきましてご説明いたします。予算書は14、15ページをお開きください。内容につきましては説明資料をもとにご説明いたします。タブレットの資料031国民健康保険事業特別会計をお願いいたします。

説明資料の2ページをごらんください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員給与費でございます。特定財源につきましては、予算書の10、11ページ、職員給与費等繰入金でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。国民健康保険運営事業事務経費につきましては、国民健康保険事業を行うための事務経費で、主に保険証の郵送料やシステム改修費でございます。特定財源につきましては、歳入番号1、社会保障・税番号制度システム整備補助金と、歳入番号2、職員給与費等繰

入金でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。診療報酬明細書共同電算委託事業費につきましては、レセプトの管理や高額療養費申請書、ジェネリック医薬品差額通知等の印刷などを国保連合会において県内市町村分の共同処理をするための委託料でございます。特定財源は、歳入番号1、予算書の8、9ページの特別調整交付金及び歳入番号2の職員給与費等繰入金でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。2目連合会負担金の国保連合会負担金でございます。これは国保連合会の安定した運営を図るための負担金で、特定財源につきましては、職員給与費等繰入金でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。2項徴収費1目賦課徴収費の国保料賦課徴収事業事務経費でございます。これは保険料の賦課及び徴収に関する事務経費で、特定財源につきましては、職員給与費等繰入金でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。3項1目運営協議会費の国保運営協議会運営経費でございます。これは、国保運営協議会委員9名分の報酬と会長研修に伴う旅費で、特定財源につきましては、職員給与費等繰入金でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。2款の保険給付費全体につきましては、総額で33億7,337万8,000円となり、被保険者数見込数の減少により3.33%、約1億1,620万1,000円の減額となっております。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費と9ページの2目退職被保険者等療養給付費につきましては、被保険者の疾病及び負傷に対して保険給付を行うものでございます。特定財源は、予算書の8、9ページの普通交付金は、市町村の保険給付費を賄うため県より交付されるものでございます。

説明資料の10ページを、予算書は16、17ページをお願いいたします。3目一般被保険者療養費と次の11ページの4目退職被保険者療養費につきましては、柔道整復マッサージなどの施術費やコルセットなどの補装具の費用でございます。特定財源は普通交付金でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。5目審査支払手数料の診療報酬審査支払手数料につきましては、神奈川県国民健康保険団体連合会へ疾病取扱機関の診療費請求額を審査委託するものでございます。この事業の特定財源は、歳入番号1の普通交付金と2の職員給与費等繰入金でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費と次の14ページの2目退職被保険者等高額療養費につきましては、被保険者の一部負担金が所得区分に応じ一定金額を超えた場合、現金または現物給付するものでございます。特定財源は普通交付金でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。3目一般被保険者高額介護合算療養費と次の16ページの4目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、医療保険及び介護保険の自己負担の合計が基準額を超えた場合に支給するものでございます。特定財源は普通交付金でございます。

次に、説明資料の17、18ページの3項移送費でございます。負傷、疾病等により移動が困難な被保険者が、医師の指示により一時的、緊急的に移送が必要な場合の費用を補填するものでございます。この移送費につきましては、それぞれ科目設定としており、特定財源につきましては、普通交付金でござい

ます。

説明資料の19ページをお願いいたします。4項出産育児諸費1目出産育児一時金につきましては、被保険者が出産等をした場合、1人につき42万円を支給するものでございます。この事業の特定財源は、予算書の10、11ページの出産育児一時金繰入金で、3分の2を法定繰り入れするものでございます。

次に、説明資料の20ページをお願いいたします。5項葬祭諸費1目葬祭費につきましては、被保険者が死亡した場合、その葬祭を行った者に5万円を支給するものでございます。財源につきましては一般財源でございます。

説明資料の21ページを、予算書は18、19ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分につきましては、県内市町村の保険給付費の財源とするために県へ納付するものでございます。特定財源でございますが、歳入番号1、予算書の8、9ページの保険者努力支援分は、保険料収納向上対策や保健事業の実績に基づいて交付されます。歳入番号2の特別調整交付金は、保険料の減免実績等に対して交付されます。歳入番号3の県繰入金2号分は、保険料の収納率や医療費適正化対策への取り組みに対して交付されます。歳入番号4、予算書の10、11ページの保険基盤安定繰入金保険料軽減分は、保険料法定軽減分を県が4分の3、町が4分の1を負担するものです。

歳入番号5の保険基盤安定繰入金保険者支援分は、軽減対象となった一般被保険者数に応じて平均保険料の一定割合を国が2分の1、県と町が4分の1を負担するものでございます。歳入番号6の財政安定化支援事業繰入金は、主に高齢者が多いなど市町村の責めによらない理由による国保財政への影響を勘案して算出されております。歳入番号7の一般会計繰入金につきましては、障害者の医療費助成等の町単独事業の実施により国庫負担金が減額され、町が納付する国民健康保険事業費納付金に影響が出ないよう被保険者の負担軽減を図るため、一般会計から繰り入れるものです。歳入番号8の国保財政調整基金繰入金は、国民健康保険の安定した財政運営を図るため、積立額を確保しつつ保険料上昇抑制のため活用するものでございます。

説明資料の22ページをお願いいたします。2目退職被保険者等医療給付費分につきましても、県が負担する県内市町村の保険給付費の財源とするために県へ納付するものでございます。財源につきましては一般財源でございます。

説明資料の23ページをお願いいたします。2項後期高齢者支援金等分1目一般被保険者後期高齢者支援金等分と次の24ページの2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分につきましては、後期高齢者医療制度に要する費用に充てるため県へ納付するものでございます。一般被保険者分の特定財源は、国保財政調整基金繰入金でございます。退職被保険者分の財源は一般財源でございます。

説明資料の25ページをお願いいたします。3項1目介護納付金分でございます。これは国民健康保険被保険者のうち40歳から64歳までの人に賦課され、介護保険制度に要する費用に充てるため県へ納付するものでございます。特定財源は国保財政調整基金繰入金でございます。

説明資料の26ページをお願いいたします。4款1項共同事業拠出金1目その他共同事業拠出金の年金受給権者一覧表作成経費拠出金につきましては、退職被保険者の資格確認を行うため、年金受給者の一覧表を作成する経費でございます。財源は一般財源でございます。

説明資料の27ページを、予算書は20、21ページをお願いいたします。5款1項保健事業費1目保健衛生普及費の国民健康保険制度広報事業費につきましては、国民健康保険制度を周知するために小冊子を作成する費用でございます。財源につきましては一般財源でございます。

説明資料の28ページをお願いいたします。医療費通知事業費につきましては、健康や医療に対する理解を深めるために、医療費通知やジェネリック差額通知等を送付する費用でございます。特定財源は、県繰入金2号分でございます。

説明資料の29ページをお願いいたします。2項1目特定健康診査等事業費の特定健康診査事業費でございます。生活習慣病予防を目的として40歳から74歳までの被保険者を対象に特定健康診査を実施するものでございます。令和2年度は、受診率向上を図るため、自己負担額を1,500円から500円とし、外部委託による受診勧奨を行う予定です。主に国保連合会への委託料及び特定健診対象者への郵送料や受診券等の印刷代でございます。この事業の特定財源は、予算書の8、9ページの1、特別調整交付金と2、特定健診等負担金でございます。

説明資料の30ページをお願いいたします。特定保健指導事業費につきましては、特定健康診査の受診結果において、生活習慣改善の必要がある被保険者に対し、保健指導を行うための費用でございます。特定財源は、歳入番号1の特定健診等負担金と2の職員給与費等繰入金でございます。

説明資料の31ページをお願いいたします。6款1項基金積立金1目保険給付基金積立金の国保財政調整基金積立金につきましては、国保財政調整基金繰入金及び利子を積み立てるもので、予算額は利子を計上しております。なお、基金の残高でございますが、令和2年3月末で6億1,016万円ほどを見込んでおります。特定財源は、予算書の8、9ページの国保財政調整基金積立金利子でございます。

説明資料の32ページをお願いいたします。7款1項公債費1目利子の一時借入金利子につきましては、一時的な資金不足となった場合に借入れを行ったときの利子で、予算額は前年度と同額でございます。財源につきましては一般財源でございます。

説明資料の33ページをお願いいたします。8款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険料還付金と、次の34ページの2目退職被保険者等保険料還付金につきましては、過年度分の保険料の還付金と還付加算金でございます。財源につきましては一般財源でございます。

説明資料35ページの3目保険給付費等交付金償還金の保険給付費交付金返納金につきましては、精算のために科目設定として予算計上しており、財源につきましては一般財源でございます。

続きまして、説明資料の36ページ、2項1目指定公費負担医療立替金につきましては、特例措置の廃止により科目設定として予算計上しております。特定財源は、予算書の10、11ページの指定公費負担医療立替交付金でございます。

説明資料の37ページをお願いいたします。9款1項1目予備費につきましては、予算外の支出や突発的な予算不足等に備えるものでございます。財源につきましては一般財源でございます。

続きまして、歳入の一般財源分でございます。説明資料の38ページを、予算書は8、9ページをお願いいたします。1款1項国民健康保険料でございますが、被保険者に納めていただく保険料は、主に国民健康保険事業費納付金の支出に充てるために賦課いたします。1目一般被保険者国民健康保険料1節現年分の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で、予算額は8億5,459万2,000円で、

対前年度比11.41%、1億1,011万8,000円の減額でございます。

次に、2節滞納繰越分につきまして、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計の予算額は5,723万円で、対前年度比15.03%、1,012万4,000円の減額でございます。

次に、2目の退職被保険者等国民健康保険料でございますが、退職者医療制度は、平成27年度から廃止されて現在新規の対象者がいないことから、今年度をもって終了するため減額となっております。退職被保険者の現年分の保険料は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計の予算額は3,000円で、対前年度比99.34%、45万3,000円の減額となっております。また、退職の滞納繰越分につきましては医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計の予算額は24万6,000円で、対前年度比35.26%、13万4,000円の減額となっております。

次に、2款使用料及び手数料1項手数料1目証明手数料につきましては、国民健康保険料の納付証明手数料でございます。

続いて、予算書の10、11ページをお願いいたします。7款1項繰越金1目その他繰越金につきましては、前年度からの繰越金で、昨年同様50万円を計上しております。8款諸収入1項延滞金及び過料1目延滞金につきましても、前年度と同額を計上しております。

次に、2項雑入1目一般被保険者第三者納付金と2目退職被保険者等第三者納付金につきましては、交通事故等による納付金で、実績により見込んでおります。

続いて3目一般被保険者返納金と4目退職被保険者等返納金につきましては、国保の資格がなくなった後に、国保を使って医療機関にかかったことによる医療費の返納金でございます。5目保険事業費納付金返還金につきましては、退職被保険者等の納付金の清算に伴う返還金でございます。

以上で国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑のある委員は挙手をお願いします。

太田委員。

【太田委員】 2点お願いいたします。ちょっとページ数忘れてしまったんですけど、保険者努力分の歳入というんですか、歳入にはならないのか、保険者努力分で昨年から145万円減額になっているんですけども、昨年は830万ぐらいだったかな、それが今年度が685万円で、145万円減額になっているんですけども、その理由がわかれば教えてください。

それから、特定健診の40代から74歳の特定健診のところで、今年度は自己負担を1,500円から500円に引き下げて、委託をかけていくと説明がありました。この委託の内容、こういった内容なのか、また受診率を上げていくためにこの委託をするということですが、今年度は何%に目標を掲げているのかお聞かせいただけますでしょうか。

【佐藤（正）副委員長】 一島副技幹。

【一島副技幹】 まず、努力支援の減額となった背景というか理由ですが、この努力支援については、やはり健診とか保健指導とかいわゆる保健事業に相当する部分というのが非常に加点が多くされているものなんです。後半の太田委員の質問にも絡むところなんですけれども、現在、寒川町の特定健診の受診率は、確定値という正確なものと平成30年度分がちょうど去年の暮れに出ています。平成29年、30年と少しずつ今減少してきているという、それが苦しい実態なんです。そうなったときに、

それが努力支援の分に影響を及ぼしています。

あわせて健診の受診人数が減っているということは、健診から続く保健指導の分も影響するということなので、健診の受診者が縮小すれば、小さくなればなるほど保健指導のほうにも好ましくない影響があらわれ、それがまた努力支援のほうに加点がもらえにくくなるというふうな構造になっています。ですので、努力支援の金額についての減は、大きくはやはり特定健診、保健指導がなかなか結果が出ていないという非常に苦しいことが正直な理由です。

それに対し、令和2年度からどうするかという話がここからです。これまでも特定健診については、職員の努力ですとかいろいろな知恵を出しながらやってはきていますけども、何せ結果が結果、もうそれはどうにも言いわけはできないとまず1つそこは受けとめています。その中で、どうしても継続して受診するための対策と、あと未受診者の方を受けていただくというその両方をより一層攻めていかなければいけないということが明らかです。そのために令和2年度は、今までは全くしてきていない、してきていないというか、全く新しいチャレンジということで思い切ってワンコイン、500円の自己負担にする。そして、外部委託をかけながら受診率を上げていくというふうな、その2点に絞っています。

まず、ワンコインについては、もうそれは簡単にイメージできると思うんですけども、何せ受けやすい条件を整えるということのワンコイン、そして、外部委託については、特に未受診者の受診勧奨の動きをつなげていきたいということで、そこは未受診者はどういう方なのかということをもまずAIを使って分析をして、その未受診と一言言いましても、多分いろいろな層に分かれていく、そのターゲットに合った受診勧奨をしていくというふうな、この抱き合わせで令和2年度、特定健診の受診率をまずこの2年間減少し続けているものをストップするとともに、データヘルス計画上の45%を目指すというふうなのが今回の予算計上に至った背景です。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 太田委員。

【太田委員】 細かく説明ありがとうございました。両方の質問が、結局はその保険者努力分の減額につながっているということで、これまでも本当に保健指導を含め、いろいろな情報データをもとに、さまざまなご努力をされていたなということはすごく承知をしていますので、この令和2年度、委託をかけてAIによるさまざまな解析をしていただいて、また寒川町民の国保の方々の健康にしっかりとまた、どういう結果が出るかわかりませんが、向き合っていただければと思います。これは要望で結構です。

【佐藤（正）副委員長】 他にございますでしょうか。

青木委員。

【青木委員】 説明でもあったんですけども、この特別会計、被保険者が減っているという状況があるということを説明受けましたが、国民健康保険ってなかなか厳しい保険で、自分も国民健康保険入っているんですが、この減っているその要因というのは、いろいろな制度も変わったということもあるのかなというのはあるんですが、主な要因というのはまずお聞かせ願えますか。

【佐藤（正）副委員長】 三留課長。

【三留保険年金課長】 国保の被保険者が減っている主な原因でございますが、適用拡大による社会

保険への加入と後期高齢者医療保険への移行となります。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 やはり制度が変わったということで減っているということなんですけども、なかなか一般会計からの繰り入れも厳しい状況の中で、要望的なこと、要望的というかもちょっと今の見解、苦しい見解をちょっとお聞きするんですけども、来年度の国民健康保険料がどういうふうな形になるかということを今の現時点での思いというのをちょっと伝えていただければということで、済みません、お願いします。

【佐藤（正）副委員長】 磯崎主幹。

【磯崎主幹】 令和2年度の国民健康保険料率の見込みですが、今年度令和元年度と同等、または微増という形で見込んでおります。予算規模は縮小しているんですが、1人当たりの給付費は増えていることから増える見込みで、今年度と同じく2億円の基金を入れて微増に抑えるような形になっております。

以上です。

【佐藤（正）副委員長】 青木委員。

【青木委員】 微増ということなんですけど、町がすごく努力されているというのは本当に理解されているんですけど、いろいろな国民健康保険料の賦課限度額及び軽減判定所得の見直しなどでいろいろなことをやっているんですが、そうですね、一般会計で賦課なかなか厳しいんですけども、ぜひそのところは自分もこの国民健康保険料を受けている一員として微増というか、長らくそういう据え置いていただければなという、ここは要望ですので、これは答えていただかなくてもよろしいんですけど、ぜひよろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 要望という形でいいですかね。

（「はい。要望でいいです」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 それでは、ほかになればここで質疑を打ち切ります。

引き続きまして、保険年金課所管の後期高齢者医療事業特別会計についての執行部の説明をお願いいたします。

三留保険年金課長。

【三留保険年金課長】 続きまして、後期高齢者医療事業特別会計の予算につきましてご説明いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する医療保険で、神奈川県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、市町村と連携して運営しております。令和2年度の寒川町の後期高齢者医療被保険者は、6,360人ほどが見込まれております。被保険者証の更新は2年ごとで、令和2年度は更新年です。保険料率は2年に一度見直しされ、令和2年度は改正の年となります。なお、8.5割軽減が令和2年10月から7割軽減に変更されます。

それでは、予算についてご説明いたします。予算書は、ただいまごらんいただいていた国民健康保険事業特別会計歳出の次にある緑色の中表紙、寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算書を開いていただき、その次の1ページをお願いいたします。令和2年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計の予算は、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を10億8,395万2,000円とするもので、第2条におきまして、一時借入金の限度額を2,000万円と定めるものでございます。

続いて、2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算の歳入は、1款後期高齢者医療保険料から5款繰越金まで、3ページの歳出は1款総務費から5款予備費まで、それぞれの予算額の合計は10億8,395万2,000円でございます。

それでは、詳細につきましてご説明いたします。予算書は12、13ページをお開きください。内容につきましては、説明資料をもとにご説明いたします。タブレット資料の032後期高齢者医療事業特別会計をお願いいたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の職員給与費でございます。特定財源につきましては、予算書の8、9ページの事務費繰入金でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。後期高齢者医療事業事務経費につきましては、後期高齢者医療事業を行うための事務経費で、主に会計年度任用職員報酬、コンピューター借上料でございます。特定財源につきましては、予算書の8、9ページの事務費繰入金でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。診療報酬点検事業費につきましては、医療費適正化のため、レセプトの点検を国保連合会に委託しております。特定財源につきましては、事務費繰入金でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。2項1目徴収費後期高齢者医療保険料徴収事業費でございます。主に保険料決定通知書等の印刷製本費や郵送料及び保険料コンビニ収納の代行委託料でございます。特定財源につきましては、歳入番号1、予算書の8、9ページの諸証明手数料と歳入番号2、事務費繰入金でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、制度を運営する神奈川県後期高齢者医療広域連合へ保険料や療養給付費等を納付するもので、被保険者の増に伴い増額となっております。特定財源につきましては、歳入番号1、現年度分特別徴収保険料、歳入番号2、現年度分普通徴収保険料、歳入番号3、滞納繰越分普通徴収保険料、歳入番号4、後期高齢者医療広域連合事務費繰入金につきましては、広域連合への共通経費を一般会計から繰り入れるものでございます。歳入番号5、保険基盤安定制度繰入金につきましては、保険料軽減分の補填として繰り入れるもので、県が4分の3、町が4分の1を負担いたします。歳入番号6、療養給付費定率負担分繰入金につきましては、町の被保険者の給付費見込額の12分の1を広域連合へ納付するために繰り入れをするものでございます。繰入金につきましては、全て法定繰り入れとなっております。歳入番号7、延滞金につきましては、保険料の延滞金でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。3款1項公債費1目利子の一時借入金利子につきましては、後期高齢者医療事業特別会計の運営資金に不足が生じた場合に一時的に借り入れを行う際の利子で、科目設定としております。特定財源につきましては、事務費繰入金でございます。

説明資料の8ページを、予算書は14、15ページをお願いいたします。4款諸支出金1項1目償還金及び還付加算金につきましては、過年度保険料に対する還付金等でございます。

特定財源につきましては、歳入番号1、2、予算書の8、9ページの保険料還付金と還付加算金でございます。これは後期高齢者医療広域連合から交付されるもので、前年度保険料の還付金や還付加算金の実績により計上しております。

説明資料の9ページをお願いいたします。5款1項1目予備費につきましては、予算外の支出や突発的な予算不足に備えるものでございます。特定財源につきましては、事務費繰入金でございます。

続きまして、歳入の一般財源分でございます。説明資料の10ページを、予算書の10、11ページをお願いいたします。5款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金で、前年度と同額を計上してございます。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）副委員長】 説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）副委員長】 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。以上で福祉部保険年金課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は14時45分といたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

ここからはまた私が進行させていただきたいと思います。

それでは、これより健康子ども部の審査に入ります。まずは、健康子ども部子育て支援課の審査に入ります。それでは、説明をお願いいたします。

伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、お疲れのところ恐縮でございます。これより健康子ども部所管の令和2年度予算につきましの審査をお願いいたします。まず初めに子育て支援課の審査をお願いいたします。説明につきましては、宮崎子育て支援課長より行いますので、よろしくお願い申し上げます。

【杉崎委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 皆さん、こんにちは。それでは、子育て支援課が所管いたします令和2年度予算について説明をさせていただきます。説明につきましては、タブレットの予算特別委員会説明資料に基づいて行わせていただきます。

予算書は56ページから59ページになります。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。資料040の2ページをごらんください。職員給与費につきましては、健康子ども部長と子育て支援課14人の職員のうち10人分、保育・青少年課8人分、合わせて19人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

職員給与費に充当している特定財源でございますが、下の表をごらんいただきまして、まず、歳入番号①、予算書は24から25ページになりますが、特別児童扶養手当事務取扱委託金14万5,000円です。国

の制度で県が実施主体の特別児童扶養手当の各種申請届け出事務を町が行っていることに対する国からの委託金でございます。

次に、歳入番号②、予算書は32、33ページの児童発達支援給付費等負担金1,650万9,000円は、児童発達支援事業を行っているひまわり教室の障害児通所給付費と利用者負担金でございます。子育て支援課10人分のうち、ひまわり教室職員3人分の給料に対し625万7,000円を充当しております。このほかに児童発達支援事業の特定財源として1,023万6,000円、児童福祉事務経費へ1万6,000円を充当しております。以上①と②の特定財源充当額合計640万2,000円を事業費1億5,702万2,000円から除いた1億5,062万円が一般財源でございます。

次に、資料の3ページ、子育て支援事業費でございます。子育てサポートセンター内に子育て支援センター、ファミリーサポートセンターを設置し、育児不安や子育てに関する相談、会員相互の援助活動の支援を行うとともに、利用者支援事業や養育支援訪問事業等を通じて、子育てに関する情報提供や児童虐待防止を図ります。報酬、職員手当等旅費につきましては、子育て支援相談員や乳児家庭全戸訪問のための助産師や保健師、NP講座開催時の保育者を会計年度任用職員として雇用するための経費で、令和2年度からの制度適用に伴い、皆増となっております。共済費は子育て支援相談員2人分の社会保険料負担金です。現在、配置している子育て支援相談員2人のうち1人については、これまで再任用職員を充てておりましたが、令和元年度で再任用の期間が終了することに伴い、令和2年度から改めて会計年度任用職員として雇用することとしたため増となっております。

先ほど申し上げた報酬の本年度予算額が、賃金廃止の前年度予算額と比べ大幅に増えておりますが、同じ理由によるものでございます。また、需用費、役務費、負担金補助及び交付金につきましては、備考欄記載の理由により本年度は皆減となっております。NPファシリテータは親の子育てに対する自己肯定感を育むNP講座の講師で、専門機関が実施する養成講座を受講し、その後一度NP講座を行ってから認定機関において認定されて、初めて正式なファシリテータを務めることができます。町では、これまで平成27年度に2人、29年度、30年度、令和元年度にそれぞれ1人、合計5人の職員がファシリテータ養成講座を受講し、認定されておりますが、ある程度の子育てや母子保健業務の経験等が求められる中で、現在の担当内の業務分担のバランスを考えると、母子保健業務の経験を積ませる必要があると判断し、令和2年度はいったん受講を見送ることとしたものです。

町民向けに開催するNP講座については、既に認定されている5人のファシリテータを講師として、例年どおり初夏と秋の2回開催してまいります。委託料と使用料及び賃借料の内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

充当している特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は22、23ページ、子ども・子育て支援交付金4,097万9,000円と、歳入番号③、予算書26、27ページ、子ども・子育て支援交付金事業費補助金の4,097万9,000円は、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的に、対象となる事業ごとに、国で定めた方法で算定される基準額に基づき、国、県それぞれ負担率3分の1で交付されるものでございます。本事業における乳児家庭全戸訪問を行う会計年度任用職員の報酬、職員手当等旅費や子育て支援センター及びファミリーサポートセンターの委託料に、国、県それぞれ783万4,000円を充当しております。このほかに保健衛生総務費の職員給与費や子育て世代包括支援センター事業費、保育・青少年課が

所管する保育環境充実事業費、保育等事務経費及び児童クラブ運営事業費に充当しております。

また、歳入番号②、予算書は22、23ページの児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金130万2,000円は、国の児童虐待防止対策支援事業実施要綱に基づいて市町村が行う相談体制整備事業への補助金で、補助金交付要綱で定める基準額に対して補助率2分の1で交付されるものでございます。子育て支援相談を行う会計年度任用職員の報酬、共済費、旅費に充当しております。これらの特定財源の充当額合計1,697万円を除いた一般財源は2,735万8,000円でございます。

続きまして資料の4ページ、地域子育て環境づくり支援事業費につきましては、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進するため、子育て支援に関する事業等を行う団体に対して、30万円を限度に補助するものでございます。全額負担金補助及び交付金でございます。充当する特定財源は、歳入番号①、予算書は26、27ページ、市町村事業推進交付金で、交付率は2分の1でございます。予算額121万2,000円のうち本事業への充当額は5万円で、歳出における一般財源は25万円でございます。

次に、資料の5ページ、児童福祉施設維持管理経費につきましては、町内の児童の遊び場に設置している遊具の点検委託料でございます。財源につきましては全額一般財源でございます。なお、この後ご説明する事業について、全額一般財源の場合、特に財源について申し上げますので、ご了承ください。

次に、資料の6ページ、小児医療費助成事業費でございます。医療費の保険診療分の自己負担額を助成することにより、小児の健康増進を図ることを目的に実施する事業です。町では現在通院、入院ともにゼロ歳から中学3年生までを対象として実施しております。需用費は医療証の用紙購入のための消耗品費と送付用封筒の印刷製本費、役務費は医療証郵送のための通信運搬費と国保連合会等への審査支払いに係る手数料、使用料及び賃借料は小児医療システムの機器借上料、扶助費は小児医療費扶助料でございます。役務費と扶助費について令和元年度の実績状況を踏まえて、見込みを精査したことにより減額しております。

特定財源につきましては、まず、歳入番号①、予算書は26、27ページですが、小児医療費助成事業補助金2,600万円は、神奈川県の小児医療費助成事業実施要綱に基づく事業に対する補助金で、補助率は3分の1でございます。歳入番号②、予算書は32、33ページの小児医療費助成金高額療養費返戻金1,000円でございますが、町が助成した医療費の一部負担金のうち、高額療養費に相当する額について、医療保険者から返戻金として収入するもので、科目設定で1,000円を計上しております。

以上、①と②の特定財源の充当額合計2,600万1,000円を事業費1億6,736万1,000円から除いた1億4,136万円が一般財源でございます。

次に、資料7ページ、ひとり親家庭等医療費助成事業費は、ひとり親家庭の父または母や児童が医療機関にかかった場合に、医療費の保険診療分の自己負担額を助成し、生活の安定と自立支援を図るものでございます。需用費は医療証の用紙購入のための消耗品費、役務費は医療証郵送のための通信運搬費と国保連合会等への審査支払いに係る手数料、扶助費はひとり親家庭等医療費扶助料でございます。小児医療費助成事業と同様、令和元年度の実績状況を踏まえ、見込みを精査し、役務費と扶助費について減額しております。

特定財源につきましては、歳入番号①、予算書26、27ページのひとり親家庭等医療費助成事業補助金1,334万5,000円です。神奈川県のひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱に基づく事業に対する県の補

助金で、補助率は2分の1以内となっております。続いて歳入番号②、予算書32、33ページのひとり親家庭等医療費助成金高額療養費返戻金1,000円につきましては、先ほどの小児医療費助成金高額療養費返戻金と同じ趣旨の内容でございます。以上①、②の特定財源の充当額合計1,334万6,000円を事業費2,879万2,000円から除いた1,544万6,000円が一般財源でございます。

次に資料8ページでございますが、児童発達支援事業費でございます。児童発達支援事業所である、ひまわり教室にかかる経費で、就学前の発達が気になるお子さんに対して、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への訓練等を実施しております。報酬、職員手当等、共済費、旅費は重度障害児の指導などに当たる保育士や言語聴覚士、理学療法士等の会計年度任用職員にかかるもので、需用費は施設の運営及び維持や児童の衛生管理等に伴う消耗品費や光熱水費、役務費は電話料金にかかる通信運搬費や療育に使うぬいぐるみのクリーニング手数料及び各種保険料、委託料はカーペットクリーニングや機械警備、児童の歯科健診に伴う委託料、使用料及び賃借料は療育指導に必要な行事実施に伴うバス借上料、備品購入費は児童の外出時に用いる子ども用バギーの購入費等、負担金補助及び交付金は児童発達支援管理責任者更新研修の受講料負担金でございます。主な増減理由につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

本事業の特定財源は、歳入番号①の児童発達支援給付費等負担金1,650万9,000円で、事業費全額にわたる1,023万6,000円を充当しております。負担金の内容につきましては、冒頭の職員給与費のところでご説明したとおりでございます。

次に、資料の9ページ、特定不妊治療費助成事業費です。不妊治療のうち、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療について、県が実施している補助に上乗せする形で助成し、経済的負担の軽減を図るものです。全額負担金補助及び交付金で、平成30年度実績等から申請額の伸びを例年並みと見込み、前年度より減額しております。

次に資料の10ページ、不育症治療費助成事業費は、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる不育症治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るものでございます。全額負担金補助及び交付金でございます。平成30年度、令和元年度と申請がありました。それぞれ1件ずつでございますが、助成額としては平成30年度4万8,000円、令和元年度が16万8,000円という状況で、令和2年度につきましても前年度と同額の20万円で予算計上しております。

次に、資料の11ページ、児童福祉事務経費でございます。児童福祉総務費の各事業に要する事務的経費を一括して計上しております。報酬は、寒川町子ども・子育て会議委員の報酬、旅費は、担当者会議や研修会、養成講座等への出席や療育の議事にかかる旅費でございます。備考欄記載の理由により減額しております。

特定財源として、歳入番号①の児童発達支援給付費等負担金1,650万9,000円のうち、1万6,000円を児童発達支援事業にかかる旅費に充当しております。

続きまして、資料の12ページ、予算書は58、59ページをごらんください。2目児童措置費でございます。児童手当等事務経費は、児童手当や児童扶養手当等の支給のために町が行う事務に要する経費で、会計年度任用職員の報酬や職員手当等、担当者会議等出席のための旅費、事務に必要な参考図書購入や支払通知書等の用紙購入のための需用費、郵送に伴う役務費がその内容でございます。主な増減理由は

備考欄記載のとおりでございます。

次に、資料の13ページ、児童手当支給事業費は、児童手当法に基づき、子育て家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を目的に、中学校卒業までの児童を養育している人に児童手当を支給するものでございます。全額扶助費でございますが、ここ数年の対象児童数の減少傾向を踏まえて見込みを精査したことにより、前年度より1,152万円の減としております。

特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は22、23ページ、国庫支出金の児童手当負担金5億8,237万6,000円と、歳入番号②、予算書は24、25ページ、県支出金の児童手当負担金1億2,749万2,000円は、児童手当法に基づき、支給額のうち被用者に対する3歳未満の児童に該当する部分については、国が45分の37、県が45分の4の割合、それ以外の部分においては、国が6分の4、県が6分の1の割合で交付されるものでございます。

この国と県の支出金の合計額7億986万8,000円を事業費の8億3,736万円から除いた1億2,749万2,000円が一般財源でございます。

続きまして、資料の14ページをごらんください。予算書は60、61ページをごらんください。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。職員給与費につきましては、子育て支援課14人の職員のうちの4人分と健康・スポーツ課11人の職員のうちの8人分、合わせて12人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

特定財源ですが、歳入番号①、予算書は22、23ページ、子ども・子育て支援交付金4,097万9,000円と、歳入番号②、予算書26、27ページ、子ども・子育て支援交付金事業費補助金の4,097万9,000円は、先ほど子育て支援事業費のところでご説明したとおり、国と県それぞれ負担率3分の1で交付されるものでございます。国、県それぞれ乳児家庭全戸訪問にかかる補助額として、国の基準で算定した額のうち、子育て支援事業費における充当額を除いた54万9,000円ずつを充当しております。このほかに子育て世代包括支援センター事業費、保育・青少年課が所管する保育環境充実事業費、保育等事務経費及び児童クラブ運営事業費に充当しております。

特定財源の充当額合計109万8,000円を事業費9,577万5,000円から除いた9,467万7,000円が一般財源でございます。

続いて、資料の15ページ、母子保健事業費につきましては、母子保健法に基づき窓口での母子健康手帳の交付、父親母親教室や離乳食講習会などの母子健康教育、7カ月児相談や育児相談などの母子健康相談、妊婦健診や1歳6か月児健診等の母子健康診査、妊産婦訪問や新生児訪問等の母子訪問指導など、母子の健康の保持及び増進のための事業を行うものでございます。報酬は健診や講習会、育児相談等の実施にかかる栄養士、看護師、歯科衛生士等の会計年度任用職員報酬です。旅費は、職員の研修参加や会議出席のための普通旅費と会計年度任用職員制度に伴う費用弁償でございます。消耗品費は、母子健康手帳やブックスタート用絵本の購入費や離乳食講習会等の食材料費などでございます。印刷製本費は、妊産婦健康診査費用補助券や母子健康診査の記録表等の印刷代、医薬材料費は、母子健康診査で使用する使い捨て手袋や消毒液等の購入費でございます。役務費や各種健診の受診案内や未受診者への勧奨通知の郵送のための通信運搬費と、未熟児養育医療費にかかる国保連合会等への審査手数料等の手数料でございます。委託料は、妊婦健診や1歳6か月児健診等の各種健診事業にかかるもので、神奈川県産科

婦人科医会や茅ヶ崎医師会等へ委託して実施するものです。使用料及び賃借料は、歯科健診で使用する器具の借上料、負担金補助及び交付金は、償還払いによる妊婦健康診査受診費用助成金等、扶助費は、母子保健法第20条の規定に基づき町が負担する未熟児養育医療費でございます。令和2年度は、前年度に引き続き栄養相談にタイムリーに対応できる体制をより充実させるため、管理栄養士の配置日数を増やすこととし、その分の会計年度任用職員報酬を前年度の賃金と比べて増額しております。

令和元年度から管理栄養士を1人配置しましたが、現状では週に2日から3日の配置日数であり、電話や窓口での栄養相談にタイムリーに対応できない日がございます。離乳食や子どもの栄養に関する親の不安は強い育児不安となって児童虐待につながるケースもあることから、今回の増額で配置日数を平均週4日にすることにより、管理栄養士がいない日をできるだけ減らし、必要なときに栄養について相談していただける体制を整えてまいります。また、2年目を迎える産婦健康診査事業と新生児聴覚検査事業につきましては、令和元年度の実績見込みを踏まえた中で、令和2年度の見込み数を精査したことにより委託料と償還払いのための負担金補助及び交付金を減額しております。これにつきましては、令和元年度は事業の初年度ということもあり、予算計上件数と実績見込み件数の差が大きかったことから、精査したものでございます。

この事業の実施につきましては、茅ヶ崎市内の医療機関や助産院等からも一定の評価をいただいております。引き続き産後鬱や子の障害等への不安からくる児童虐待防止に努め、切れ目のない支援の一層の充実を図ってまいります。

特定財源につきましては、まず、歳入番号①、予算書22、23ページの未熟児養育医療費等国庫負担金115万円と、1行飛びまして、歳入番号③、予算書26、27ページの母子保健衛生費等県負担金57万5,000円は、母子保健法に基づき市町村が未熟児養育医療費として要する費用に対する国と県の負担金で、負担率は国が2分の1、県が4分の1でございます。また、歳入番号②、予算書24、25ページの母子保健衛生費国庫補助金230万1,000円は、国の母子保健医療対策総合支援事業実施要綱に基づき実施する事業に対する国の補助金で、補助率は2分の1となっており、産婦健康診査事業の委託料及び償還払いの財源として充当しております。

以上①から③の特定財源の充当額合計332万5,000円を事業費4,455万8,000円から除いた4,123万3,000円が一般財源でございます。

次に、資料の16ページ、う蝕予防対策事業費は、乳幼児期からのう蝕予防対策として、食事や生活習慣の確立する2歳児を中心に歯科検診、歯科相談とブラッシング指導及び栄養指導を強化し、歯磨き習慣確立と口腔の健康増進を図るものです。報酬は、歯科保健指導や食育指導などに当たる歯科衛生士や栄養士等の会計年度任用職員報酬、旅費は会計年度任用職員制度に伴う費用弁償でございます。消耗品費は、教材として使用する歯の健康パンフレットの購入費、医薬材料費は、ブラッシング指導時に配布する幼児用歯磨きと歯ブラシの購入費でございます。役務費は2歳児歯科健診の案内と問診表の郵送に伴う通信運搬費、委託料は、2歳児歯科健診の実施について、茅ヶ崎歯科医師会に委託するための委託料です。使用料及び賃借料は、健診時に使用する器具の借上料でございます。

続いて、資料の17ページ、子育て世代包括支援センター事業費でございます。平成29年度から始めた事業で、妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対し、助産師によるきめ細やかな対応により、

その人その人に応じた相談支援を提供する母子保健型の利用者支援事業を実施するとともに、出産直後に家族等から十分な支援が受けられない母子や育児不安の強い産婦に対し、適切な心身のケアや育児サポートを提供する産後ケア事業を行うものでございます。報酬、職員手当等共済費及び旅費は、母子保健コーディネーターとして配置する助産師2人分の会計年度任用職員報酬、期末勤勉手当、社会保険料負担金及び費用弁償でございます。委託料は、産後ケア事業を医療機関や助産院等へ委託して行うための委託料でございます。産後ケアについては、平成29年度の事業開始から令和2年度で4年目を迎えるに当たり、これまで実際に利用された方や委託先の助産院等からの要望を踏まえ、一部見直しを行っております。

産後ケアの実施形態は3つございまして、委託先の助産院等に利用者が泊まる宿泊型、日中に委託先においてサービスを受けるデイサービス型、委託先の助産師が利用者宅へ伺う訪問型に分かれております。このうちの訪問型について現行では1回の訪問につき、連続する60分以内を利用単位として基準額を税抜き5,000円と設定しておりますが、実際の産婦の状況を考えると、90分程度あると十分なケアができるという声が多くございましたので、より充実した内容でケアを受けていただくために、1回につき連続する90分以内とし、基準額を税抜き7,500円と改めるものでございます。実際にはそのうちの1割を自己負担していただきますので、自己負担金も税抜き500円から750円に改めるものです。

特定財源につきましては、歳入番号①、予算書22、23ページ、子ども・子育て支援交付金4,097万9,000円と、1行飛んで歳入番号③、予算書26、27ページの子ども・子育て支援交付金事業費補助金の4,097万9,000円は、子育て支援事業や保健衛生総務費の職員給与費のところでもご説明したとおり、国、県それぞれ負担率3分の1で交付されるもので、会計年度任用職員の報酬、職員手当等共済費及び旅費に213万3,000円ずつ充当しております。

また、歳入番号②、予算書24、25ページの母子保健衛生費国庫補助金230万1,000円は、先ほど母子保健事業費でご説明したとおり、国の母子保健医療対策総合支援事業実施要綱に基づき実施する事業に対する国の補助金で、補助率は2分の1となっており、産後ケア事業に要する費用に充当しております。

以上、①から③の特定財源の充当額合計496万7,000円を事業費780万5,000円から除いた283万8,000円が一般財源でございます。

続いて資料の18ページ、予算書は60、61ページから62、63ページにかけてをござらんください。2目予防費でございます。母子予防接種事業費につきましては、予防接種法に基づきBCG4種混合、小児用肺炎球菌、水痘、日本脳炎など子どもにかかる個別予防接種等を実施するものでございます。報酬は、接種履歴の適切な管理のために一人ひとりが受けた予防接種のデータを速やかにシステム入力するために雇用する会計年度任用職員報酬、旅費は、担当職員の会議出席等にかかる普通旅費、消耗品費は、説明用小冊子の購入費、印刷製本費は、接種の際に使用する予診票の印刷代でございます。役務費は麻疹風疹予防接種未接種者への接種勧奨通知や風疹の追加的対策に伴う検査受検勧奨通知とクーポン券送付のための郵送にかかる通信運搬費並びに請求事務にかかる国保連合会への手数料でございます。

委託料は、予防接種実施についての茅ヶ崎医師会等への委託や、風疹追加的対策に伴う抗体検査を委託するための委託料です。負担金補助及び交付金は、保護者が里帰りをしているなどの理由で委託外の医療機関で接種を受ける場合について、定期予防接種を受ける機会の確保を図る観点から、あらかじめ

申し出ていただくことにより償還払いを行うための個別予防接種償還金でございます。扶助費は、定期予防接種による健康被害を受けた方の救済のための手当等でございます。

主な増減理由は備考欄記載のとおりでございますが、風疹の追加的対策にかかる前年度予算が、平成30年度3月補正で議決いただき、全額繰越明許により、令和元年度繰越明許予算として執行していることから、前年度の欄には含まれておらず、役務費や委託料など今年度と比較した増減額が非常に大きくなっているものがございます。

特定財源につきましては、歳入番号①、予算書は24、25ページの感染症予防事業費等国庫補助金499万2,000円につきましては、風疹の追加的対策の実施に伴う風疹抗体検査に要する費用への国の補助金で、補助率は2分の1でございます。風疹抗体検査の受検勧奨通知とクーポン券の郵送料及び検査委託料に充当しております。

歳入番号②、予算書は26、27ページの予防接種健康被害救済費補助金443万8,000円は、予防接種法に基づく予防接種による健康被害の救済措置に要する費用に対する県の補助金で、補助率は4分の3でございます。

また、歳入番号③、予算書は同じく26、27ページの風疹予防接種事業補助金33万1,000円は風疹の流行及び先天性風疹症候群の発生防止のための事業に対する県の補助金で、補助率は3分の1でございます。町では、臨時予防接種の委託料として、妊娠を希望する女性と妊娠している女性の夫またはパートナーを対象とする成人の麻疹風疹混合ワクチンの接種費用に充当しております。

以上①から③の特定財源の充当額合計976万1,000円を事業費1億2,788万2,000円から除いた1億1,812万1,000円が一般財源でございます。

続いて資料の19ページ、令和2年度休止及び廃止等事業でございます。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の子ども・子育て支援事業計画策定事業費につきましては、第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画の策定が令和元年度で終了することに伴う事業の休止でございます。

以上で子育て支援課の予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方、挙手にてお願いいたします。

太田委員。

【太田委員】 済みません、何点か質問していきたいと思います。質問する用紙を控室に置いてきてしまっていて、的確に質問ができるか。

まず3ページの子育て支援事業のところですが、ファミサポのところで質問したいと思うんですが、昨年の10月から幼児教育の無償化によってファミサポが対象にもなっていると思うんですが、これによって令和2年度はどういった見込みをされているのか。去年の10月からどういった利用があるのかないのかも含めてもしお答えできれば、お聞かせいただきたいなと思います。

それにあわせてファミサポは人数によって国、県の補助金が変わってくると思うんですが、あわせての全部の会員を何名程度で令和2年度は組んでいるのかお聞かせください。

それから、8ページのひまわり教室のところになります。このひまわり教室も去年の無償化から対象になっていると思うんですが、令和2年度までは国から予算がついてくると思うんですが、

令和3年以降は直営に関しては100%、10分の10町負担ということになると思うんですけども、そういったところを考えたときに、施設のさまざまな老朽化だったり手狭だったりということも考えたり、いろいろなお子さんが幅広く来られているという観点からも、これを民営化していく、そして、さらに発達障害のあるお子さんたちが、しっかりと地域の中で子育てをできるような生活ができるような体制にしていく検討とかというのは進めていく予定があるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、15ページです。母子保健事業のところで妊婦健診の金額を平成28年ぐらいに一気に上げていただいて、本当に多くの妊婦の方から喜ばれておりますけれども、一方で、人数は少ないと思うんですけども、多胎児の妊婦さんとかハイリスクの妊婦さんに対して、例えば14回では足りない場合というのは町としてどのように対応しているのか、足りなくなった場合はどのように対応しているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

それから17ページ、子育て世代包括支援センターのところでございますけれども、母子保健法が改正されて産後ケア事業が法的に位置づけられて、この2年以内に施行がされるという中で、さまざまな国の予算が令和2年度ついております。先ほど課長も訪問型の60分のところをさまざまなニーズを考えたときに90分あれば何とか産婦さんのケアができるのではないかとということで、拡充していただいたことはすごく喜ばしいことかなと思うんですけども、この訪問型、産後4カ月から法が施行されれば、産後1年未満の母子に拡大されていくということを考えたときに、どういったことが考えられるのか。この訪問型というのは大変重要になってくるかなと思っていて、人的にもどういう配置がされるのかという、その辺のところを予定として考えていればお聞かせをいただきたいと思います。

あわせて先ほど高齢介護課のところでも、シルバー人材センターの子育て世代の介護支援だったりというところの質問もさせていただいたんですけども、産前産後サポート事業をやっていく中で、国がこここのところの支援をまた大きく予算をつけております。さまざまな支援があって、大きく2つ新たに付け加えられたんですけども、その中でもこういった訪問型を利用していくに当たって、対象者、派遣する人が大変少ない中で、どうやってそういう人たちを確保していくかというところがすごい課題になってくるかなと思うんですけども、その辺を大学の教授の先生とかの講師を呼んで、そういった講師の方から今の子育て、昔の子育てとの違いをいろいろレクチャーしていただきながら、家事よりももう一段上のレベルの支援をできるような講習を受けて、そういった人たちの人材の育成をしたらどうかと思うんですけども、その辺の国としての予算の中で入っているんですけども、そういったことが町として考えられているのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、18ページのところで、母子予防接種のところなんですけれども、何年か前に県でやっている母子アプリを導入して、町バージョンでやっていただいていると思うんですけども、なかなか使い勝手がもうひとつというところがあって、お母さん方がこの母子アプリに一番期待しているのは予防接種の次いつなのかというのがきちんと自動的に反映されてくるシステム、そこがやっぱり一番、結局は自分の手で書いて、管理をしなくちゃいけないというところが、あまりこの母子アプリの意味がなくなっているんですけども、そういったところの改善とかいうところは利用者の方からの意見で、今年度どういった形でもし改善するようなところがあれば、お聞かせいただけますでしょうか。

以上5点かな、済みません。

【杉崎委員長】 順次答弁をお願いいたします。

秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 ファミリーサポートセンターの10月からの幼児の無償化に伴う実績なんですけれども、保育・青少年課担当から支給認定を受けて、保育園などに入れなくてファミサポ等を使ったというケースは1件もございませんでした。

2点目の令和2年度のファミリーサポートセンターの会員数の見込みなんですけど、30年度末の会員数が1,115名になっておりますので、その実績を踏まえて令和2年度も見込んでおります。

【杉崎委員長】 野呂副技幹。

【野呂副技幹】 多胎児やハイリスク妊婦への費用補助の対象についてご説明をさせていただきます。現状は妊婦健診に関しましては初回が1万2,000円、2回目から14回目までが5,000円の費用補助をさせていただいておりますが、この中に多胎児、ハイリスク妊婦への追加の支給の要綱はございません。それが現状となっております。

あともう1点、母子アプリの件に関しましてです。こちらなんですけれども、県がまとめて行って運営をしているものでして、そのお母様方が予防接種の管理の機能を強化してほしいというようなご要望があると伺いましたので、年に1回、残念ながら今年度はコロナウイルスの関係でちょっと会議が中止となってしまったんですけれども、要望等を伝えられるものが年1回開催されますので、そちらの場で県に申し上げていきたいと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 3番目にお話のありましたひまわり教室の民営化等についての考え、あるいは検討についての予定はとのことなんですけれども、現状、今の時点で民営化とかということについて考えは今のところ持っていないです。もし仮にそういうことを考えていくということになるとすれば、当然私どもは子育て支援課としては事業所としてのひまわり教室という位置づけで所管をしておりますが、おっしゃったとおりお子さんたちのこれからのいろいろなあり方とかにもなってきますので、そうすると大きい障害児とかそういう施策のくくりも絡んでどうかと思っておりますので、うちの課単独で考えるということじゃなくて、いろいろなほかの施策のあり方とかも絡めて検討していかなくちゃいけないのかなと今ちょっと感じているところでございます。

それから、産後ケアの法的に4カ月が1年ということになるところで、どういうことが考えられるか、人的な部分もお話がありました。そこについては法の施行が当然2年以内の政令で定める日となっておりますので、まだ施行そのものはされていないんですが、考えていかなくちゃいけないなとは思っております。当然、どこの市町村も努力義務ということになって、取り組みが進んでいくということになると、ちょっと言葉が乱暴ですけども、委託をさせていただいている助産師さんですとか医療機関の取り合いという言葉は乱暴ですけども、どこも同じようなところに頼んだりということも出てくるのが想像されますので、今のうちから少し、今は7機関、医療機関と助産院さんと契約させていただいておりますけれども、もう少しそういったところを広げていく、担っていただく方を広げていく努力をしていかなくちゃいけないなというのは感じているところでございます。

それから、産前産後のお話の中で、例えば大学講師の方にレクチャーをしてもらって人材を育成してはというお話もございました。今、現状の段階ではそこまで考えは持ってございませんが、これから産後ケアだけで賄えるのかどうかということもありますので、そこまでいかない段階でおっしゃる委託をしないまでも、そういう訪問をしていただける人がいて、例えば地域にいらっしゃるそういう人たちの手によって、相談される、話を聞くことによって悩みが解決したり、育児不安がとれたりするということであれば、そういうのも1つの地域資源として考えていく必要があるのかなと今、この時点では認識しているところでございます。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 さまざまありがとうございました。まず1点目の子育て支援事業のファミサポは無償化による対象利用者はいなかったということでわかりました。本当に多くの事業者さんが入ってきていただいていることで、そこは何とかクリアできているのかなと思っています。平成30年度末で全体で1,115名ということで、人数によって補助金が多分変わってくると思うんですけど、その微妙なところにいたような気がするんですけども、補助金が増えることによってやれる事業も拡大していくのかなと思ったときに、この利用者支援事業をさらに充実させていくことで、保育園とかに通っていないお子さんたちも子育てのいろいろな事業が受けていただけるので、その部分は大きいかなと思うんですけども、あと何人ぐらい上回れば、その次のステップの補助金につながるのかをお聞かせいただけますでしょうか。

それから、児童発達のひまわり教室のところは、今のところ考えていないということで、もし民営化していくことになっていくと、いろいろな機関との連携が必要だし、大きくなっていくというところがあるのかなと思います。直営だと全額町負担というところになってくるし、また民営化することによって、町も保育園を民営化することで最初はいろいろありましたけれども、本当にサービスの向上だったり利便性の向上だったりとなされてきているので、そういったところも視野に入れていく必要があるんじゃないかなと思うので、そこは今後検討していただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、妊婦健診です。今のところそういった多胎児だったりハイリスクの方が14回以上かからなきゃいけないという場面になったときには、自費になってしまうのかな、そういうことがないのかもしれないですけども、仮にあった場合にしっかりと健診を受けるということはすごく大事なことだと思うので、その辺がもしないのであれば、利用するしないかわらず、条例なのかな、そういったところを改正しておく必要があるのではないかなと思いますけれども、その辺の見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、子育て世代包括支援センターのところで、産後ケアが拡充されることでいろいろなところが参入してくれば、当然近隣の自治体もまだやっていないところが参入することによって施設の重複が懸念されてくるかなと思います。そうしたときに利用が困難になってしまつては元も子もないので、そういったときに専門性が助産師さんとか保健師さんとかそういった方ではなくても、産婦さんに寄り添える、ただ家事だけではだめだし、ただ何かをするだけではなくて本当に産婦さんに寄り添えるケアができる人をしっかり育成していくことが、もしかしたら私はこの寒川町が子育てがしやすくなるた

めの大きな施策の1つになっていくかなと思うんです。

これはすごい大変なことかなと思うんですけれども、ここを早期に着手していくことで、地域の資源を活用したりして、地域で子育てをしていくというような取り組みが可能になってくるのかなと思うので、本当に初日の企画部かどこだったか、子どもたちに郷土愛をという話もありましたけれども、愛着形成とかもすごく大事なところの要素になってくると思うので、そういった部分では地域の人がかかわることによって、愛着形成から郷土愛につながっていくといった実績もあるところも出てきているので、そういったことを考えて大学の講師の先生が一番いいのかなと思いますけれども、そういった方に今の産婦に寄り添う姿勢とかというのを教えていただきながら、講習を受けていただいてみんなで産婦を子どもじゃなくてお母さんなので、お母さんに寄り添っていくシステムをつくり上げていくことが大事ではないかなと思いますけれども、今年度、それをどうこうということではなくて、2年以内に施行ということ考えたときに、今のうちからそういったところを考えていく必要があるんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、母子アプリに関しては、ぜひ県のほうに要望していただいて、せっかく使えるアプリなのに皆さんが活用できなければ意味がないので、多分お母さん方はそこを一番ネックになっていると思いますから、そういったところをぜひ改良していただきたいと思います。ここは要望で結構です。

これで2回目、多分大丈夫だと思いますが、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 順次答弁をお願いいたします。

秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 ファミリーサポートセンターの補助金の基準額なんですけど、今現在1,115名おりますので、基本額の1,000人から1,499人というところで810万円。その上になりますと1,500人から1,999人で1,210万円になります。以前999名、1,000人の壁があったので、そこからは810万を対象とさせていただいています。

以上です。

【杉崎委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず訂正をさせてください。先ほど産後ケアで私は7カ所と言ってしまったんですけど、9カ所の誤りです。申し訳ありませんでした。

まずひまわりの関係です。いろいろご心配をいただいてありがとうございます。確かにサービス向上、あるいは利便性の向上という部分でいくと、民間の力というのは大きいんだろうと思います。いろいろな連携という部分でも考えられてくるのかなと思いますが、ご意見をいただいたとおり今後1つの考え方として検討していく選択肢の中に入れていく必要があるなと今認識しているところでございます。

それから、多胎の関係です。そこについても現状ではやっていない状況がございしますが、例えば県内見てもやっているところはやっているというのもあるので、ここも1つの課題として認識をさせていただいて、研究していきたいと思います。

それから産後ケアのところでお話をいただきました。寄り添える存在、ケアできる人の育成という部分、これも早期の着手という部分が必要じゃないかというようなご意見をいただきました。ありがとうございます。ここの部分もすぐにということは厳しいですけれども、研究をしていかなきゃいけないな

と思います。ありがとうございます。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 さまざまありがとうございます。それぞれ検討していただいたり、状況もわかりましたので、これから令和2年度、出てくる課題だったりというところにしっかりと目を向けていただいて、子育てしやすい町・寒川にまたさらに一步前進できるようなところに結びつけていただければと思いますので、これで要望で終わりたいと思います。

【杉崎委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 タブレットページの6ページですね、小児医療の助成なんですけど、これは何度となく聞いているんですけども、今回5,700人を見込んでということなんですけど、その中で所得制限がかかる世帯数というのをまずお聞かせください。

【杉崎委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 現状の中ではこの5,700人とは別で、約570名が所得オーバーになるかなと見込んでおります。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 570名、現時点ということですか、見込みということですか、また後で聞きます。答えていただければいいんですけど、やはり所得制限がかかる世帯がどうしても、これは学童が減っている中で増えているのか。そのここ何年かで対象者が増えている状況なのか減っている状況なのかということをお聞かせ願えますか。

【杉崎委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 その所得オーバーの部分が増えているか、減っているかという動きについては、ここ最近こういう把握をし出しているものですから、数字として追いかけてはないんですが、当然全体のお子さんの数というのがだんだんだんだんこれから減っていくということを考えると、対象というのをもた少し減ってくるのかなというふうには考えられるかなと思っています。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 そうですね、減少していくという方向なので、それに比例してオーバーしている方々、所得制限かからない方も減っていくという状況で、町長も子育て湘南ナンバーワンを目指しているということを言っていますし、子育てをナンバーワンというところを目指すのであれば、この所得制限、額的にも今幾らかかるかと聞かなかったんですけど、ちょっとそこも答えていただいて、どのぐらいかかる見込みかということをお聞かせ願えますか。

【杉崎委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず額ですけども、影響額という部分では先ほど申し上げた570名相当で、数字としては現状の令和元年度中の11カ月分の実績から算定すると、およそ1,283万が所得オーバー部分の影響額になります。所得制限の撤廃という部分については、これまでもいろいろとお答えさせ

ていただいているとおりでございますが、そもそもこの制度の目的というのが、そもそも始まっているときの目的といいますか、そこの部分が所得の少ない方が病院にかかれないことのないようにということで、そこを助成することから始まっているところですので、そういう意味では制度の趣旨からすると、現時点ではこの制度を継続していくことのほうが大事ですので、そのために現状では所得制限についてはまだ継続していくのかなと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 私のほうから3点質問させていただきます。一部重複しますが、内容は違います。

まずファミサポのところですか。総会員数ですか、1,115名というお答えがありましたけれども、この中でおねがい会員というのは人数はどういうふうになっているのかというのと、その人数の推移がどのようになっているのかというのを教えてください。2点目がまとめてという形になりますが、不妊治療と不育症の治療のところで、これは件数はそれぞれ何名を見込んでこの予算を組んでいるのかという点です。3点目が予防接種事業について、受診していない方に再勧奨という話もありましたけれども、予防接種の受診率はというふうになっているのか。かなりメニューがいっぱいあるのでまとめて出せるのかどうかかわからないんですけども、大体こういった形、どれぐらいの接種率になっているのかというのを教えてください。

【杉崎委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 ファミリーサポートセンターの会員数なんですけれども、まかせて会員さんが30年度末で177名です。おねがい会員さんが782名おります。推移としては微増というか、ここ数年微増なので、令和2年度としてもこの数字で見ております。

【杉崎委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 2点目の不妊、不育治療の見込みは何名でというお尋ねなんですけれども、予算としては人数というよりもあくまで金額という形で見込みを立てております。制度始まってからの全体の額の推移というところで見込んでいますので、件数とか人数というところによって違うんですけども、それと金額が必ずしもリンクしていないので、そういう意味では金額で見込みを立てております。

【杉崎委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 恐れ入ります、3点目の予防接種の接種率ということなんですけれども、全部ひっくるめてということでしょうか。

（「出しやすい形で出せば一番いい」の声あり）

【宮崎子育て支援課長】 予防接種自体が1人が何回も打ったりとかというのがあったりするので、そのときに分母をどうするかというところで、率をどう出すのかというところもちょっと問題になってくるので、今即答できるものが全体としてあるかというところと厳しいんですが。

【杉崎委員長】 傾向的にはどうなんですか、低い高いとかあると思うんですが、どの程度とか、その辺はある程度。

【宮崎子育て支援課長】 おおむね対象者として受けてほしい人たちにはおおむね受けていただけているのかなという傾向はあると思います。

【杉崎委員長】 佐藤副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 わかりました。まず1点目のファミサポのところですか。おねがい会員が微増しているというのは、社会情勢というか、見れば何となく想像はできたところなんです、やはりちょっとそこで不安になるのは、おねがい会員に対して、まかせて会員が足りているのか。幼保無償化の影響もあって、今後ファミサポにおいても待機という言葉はあれかもしれないですけど、ニーズに応えられない部分というのが出てくるんじゃないのかなと思うんですが、ちょっとその見解をお聞かせいただきたいと思います。

2点目の不妊治療と不育症のところですか。人数によって算出はしていないということでわかりました。これは今までこの事業をやってきて実績というのはどれぐらい出ているのかということを知りたいと思います。市によってはかなり不妊治療とかによって出産に結びついたという傾向があって、たまたま視察に行った市、鹿児島県の市ですけれども、かなり実績を出しているところがあって、寒川町の場合は状況がどのようになっているのかということをお聞かせください。

3点目が予防接種、おおむね受けているということですか。毎年決算においてかなり不用額も出ている部分とかもあったので、その接種率はどれぐらいになっているのかなと思ったんですが、町としてはほぼほぼ受けていると、その中で一部受けていない人もいますので、その方に対して受診勧奨して受けてもらっている、結果として受けているというような認識でよろしいのかどうか、お答えください。

【杉崎委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず1点目のまかせて会員さんが充足しているか、今後の懸念という部分で確におっしゃるとおり、今、まかせて会員さんのなり手が非常に少ないというのは状況として認識しております。まかせて会員さんになるには研修会を受けていただいたりということはあるんですけれども、その参加者というのも新規に参加される方というのが非常に少なく、1桁ということが実情としてあるので、今その部分については例えば広報等でまかせて会員さんの活動の状況の特集したりですとか、ファミリーサポートセンターのほうで出している案内のパンフレットなんかに毎年毎年状況を載せるなどして、周知を図りながら少しでも多くの方に担っていただけるように努めてはいるところです。

それから、2点目の部分で実績というのは要は実際に出産に結びついていった部分の実績というお話です。具体的な件数としてはその治療を受けた方がその後出産したかどうかということまで、個別に追いかけてはないので数字としては持っていないんですが、ただ中にはいろいろな妊娠の届出とかいろいろなものを見的过程中で受けていた方が来ているというのを見受けたりもするので、数が何%とかというのは申し上げようがないんですが、少なからず妊娠、出産に結びついているというのは実感はしております。

3点目、予防接種の部分なんですけれども、過去に残が多かった部分というのは確かにちょっと見込みに対して実際に受けた接種の数があまりに少なかったという年があったのは事実でございます。そこについてはその年に急遽接種をするという決り事になったために補正か何かで盛り込んだんですが、結

果的に接種がなかったというようなことがあったと記憶していますが、今、定例的にお子さんの定期接種ということでやっているものに関しては、おおむね受けてほしい数は受けていただけているかなという認識であります。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 わかりました。やはりファミサポのまかせて会員のところは今後課題なのかなというところは感じました。町としては広報なり講習会をやっているということなのですが、今後恐らく幼保無償化の影響というか、その政策が反映されるのが来年度から丸々反映されるというところで、やはりニーズは確実に増えていくと思うんです。それを踏まえたときにまかせて会員をどのように確保するのかというところ、これはもう間違いなく課題だと思っております。広報とかそういったことでだけで解決できるのかなというところは、ちょっと不安なんです。

例えば、潜在的保育士の方にお問い合わせするとか、ある程度的を絞って確保に努めていかないと、ちょっと進んでいかないなという感じがしているんですが、その点についてお考えをお聞かせください。

不妊治療と不育症のところはわかりました。実績は出ている、実績はおそらく不妊治療だと思うんですけど、これは今後も進めていっていただきたい事業なんです、相談体制というのはどのようになっているのか。なかなか相談しにくいことだと思うので、それをどういった形で、誰がどういう場所で相談を受けているのかどうか、それを最後お答えいただきたいと思います。

以上です。

【杉崎委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 ファミリーサポートセンターのまかせて会員さんの課題なんですけれども、以前民生委員さんの集まる機会があったときに、そこでこういう制度があるのでお願いできないかといったケースもありますし、あと講座なんかを受けていただいて、講座を受けている間、託児があったとするとその講座を受けていた方にぜひまかせて会員さんになってもらえないかというような依頼はしています。

以上です。

あとごめんなさい、不妊治療などの相談なんです、窓口で制度のご案内という形になってしまうんですが、制度のご案内は窓口で対応させていただいております。

【杉崎委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 今、秋庭が申し上げたとおりの状況がありますが、ご質問の中でご提案いただいた例えば潜在保育士とかこちらから働きかけていく部分というのも、秋庭が言ったところ以外にも考えていきたいなと思っています。

それから、相談体制のところは窓口で今のところ制度のご質問とかそういった部分の相談がほとんどなので、窓口というところでやっていますけれども、例えば深い話、個人的な話になっていたりするような場合は、もちろん個室がありますので、そちらのほうで対応するような体制はとっております。

以上です。

【杉崎委員長】 それでは、子育て支援課所管の審査を終わりたいと思います。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。再開は午後4時20分、再開します。

【杉崎委員長】 それでは、休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

続いて健康子ども部の保育・青少年課の審査に入りたいと思います。それでは、説明をお願いします。
伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、引き続きまして保育・青少年課の審査をよろしく願いいたします。説明につきましては、伊藤保育・青少年課長よりご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 伊藤保育・青少年課長。

【伊藤保育・青少年課長】 それでは、健康子ども部保育・青少年課の予算につきまして、タブレットの資料に基づき説明をさせていただきます。説明に先立ちまして、令和2年度の当課の予算につきまして、令和2年度予算の概要の20ページ、歳出の概要、目的別歳出の(3)民生費の説明にも記載がございますが、昨年10月よりスタートした幼児教育・保育の無償化による子育てのための施設等利用給付費の皆増や令和2年度、3年度で実施する寒川さくら幼稚園の認定こども園化に向けた園舎建て替え工事、さむかわ保育園内部の大規模改修、これらに対する保育所等整備事業補助金の増、令和3年4月1日開所を目指す旭小学校敷地内における児童クラブの建設工事による皆増がございまして、私立幼稚園就園奨励事業の廃止による就園奨励費補助金の減はあるものの、前年度当初予算と比較いたしますと、大きく増えている状況となっております。

それでは、説明のほうに移らせていただきます。まず予算書は56、57ページ、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費になります。初めに、1の2職員給与費につきましては、子育て支援課にて一括でご説明させていただいてございます。

続きまして、タブレット資料に移らせていただきます。資料2ページをお開きください。9の1私立幼稚園就園奨励事業費でございますが、こちらについては廃止事業となります。使用料及び賃借料は就園奨励費システムのリース料、負担金補助及び交付金については、施設型給付の対象とならない私立幼稚園に通っているお子さんを持つ保護者の経済的な負担を軽減するため、保護者の所得状況に応じて保育料の一部を補助するもので、町内では私学助成を受ける幼稚園の2園が対象となっておりますが、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されたことにより、令和元年9月末で私立幼稚園就園奨励事業が廃止となったため、皆減となっております。

続きまして、タブレット資料3ページをごらんください。3目保育所費でございます。予算書は58、59ページをお開きください。1の1保育環境充実事業費は、児童の保育を認可保育所に委託して実施するための委託料や補助、また、施設型給付の幼稚園等に対する給付や補助、保育環境充実のための施設整備にかかる補助、幼児教育・保育の無償化に伴う私学助成を受ける幼稚園の保育料や幼稚園の預かり保育、保育園の一時預かり、ファミリーサポートセンター利用などの補助になります。

委託料につきましては、認可保育所への児童保育委託料で、町内では4園の認可保育所が対象となります。負担金補助及び交付金は、備考欄に記載した主な経費のとおりとなりますが、その内容につきましては、民間保育所運営費等補助金は、延長保育事業、一時預かり事業、職員加配などの保育奨励事業のほか、幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費が免除となる幼稚園の住民税非課税世帯や第3子以降

への補助などになります。

幼稚園長時間預かり保育事業費補助金は、保育所と同様に11時間の開園を行う私立幼稚園の預かり保育等に関する運営費の補助、子どものための教育・保育給付費は、施設型給付の対象となっている幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業に対する運営のための給付費になります。保育所等整備事業補助金は、さむかわ保育園の内装等大規模修繕及び寒川さくら幼稚園の幼保連携型認定こども園の移行に伴い、園舎建て替えの補助です。この園舎建て替えにつきましては、令和2年度、3年度の継続事業となり、全体としては8億5,000万円を補助対象経費として見込んでおりますが、国補助は2分の1、町補助は4分の1、事業者負担が4分の1となります。

また、各年度の出来高として令和2年度は67%、令和3年度は33%を予定していることから、令和2年度歳出予算といたしましては、出来高67%のうち国補助、町補助に当たる4分の3の額を計上しております。

保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金は、保育士等が研修を受けやすい環境を整えるとともに、職員研修参加期間における保育の質を確保するための代替保育士の雇用に対する補助です。保育対策総合支援事業費補助金は、小規模保育事業や家庭的保育事業との連携を積極的に行う保育所等に対して、利用する乳幼児に集団保育を体験させるための行事参加などの調整を担う連携施設コーディネーターの配置や事務所経費に対する補助です。

子育てのための施設等利用給付費は、幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに予算計上したものです。3歳児から5歳児までに関するものとしては、私学助成を受ける幼稚園、幼稚園における預かり保育事業や保育所等の一時預かり事業、ファミリーサポートセンター、認可外保育施設、これらを利用した場合の給付と、ゼロから2歳児については住民税非課税世帯の方が一時預かり事業やファミリーサポートセンター、認可外保育施設を利用した場合の給付となります。その他の主な増減理由といたしましては備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、特定財源でございますが、全体で15件の細節がございまして、各予算書のページは記載のとおりとなります。数が多いので大変申し訳ございませんが、細節のみで説明させていただきます。番号1の子どものための教育・保育給付費利用者負担金は、保育所利用者の保育料で委託料に充当いたします。幼児教育・保育の無償化に伴い、減額となっております。

次に、番号2、8の子どものための教育・保育給付費は、委託料として支出する認可保育所負担金補助及び交付金として支出する施設型給付の対象となっております幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業などに対する国及び県からの負担金となり、それぞれの科目に充当いたします。なお補助率は対象事業費の国が2分の1、県が4分の1となります。

続きまして番号3、9の子育てのための施設等利用給付費は、幼児教育・保育の無償化に伴うもので、先ほど申し上げた3歳児から5歳児における私学助成を受ける幼稚園、幼稚園における預かり保育、保育所等の一時預かり事業、ファミリーサポートセンター、認可外保育施設利用、またゼロから2歳児における住民税非課税世帯の一時預かり事業やファミリーサポートセンター、認可外保育施設を利用した場合の給付に対する国及び県からの負担金となり、それぞれの科目に充当いたします。なお、補助率は対象事業費の国が2分の1、県が4分の1となります。

その他の特定財源は、全て負担金補助及び交付金に充当するもので、番号4、10の子どものための教育・保育給付費補助金は、認定こども園への移行を目指す町外の幼稚園における長時間預かりに対する国、県からの補助で、補助率は対象事業費の国の2分の1、県が4分の1となります。

次に、番号5、11の子ども・子育て支援交付金及び県費の事業費補助金につきましては、民間保育所運営費等補助金のうち延長保育事業と一時預かり事業、実費徴収にかかる補足給付を行う事業等に対する補助で、補助率は国、県ともに対象事業費の3分の1となります。なお、この補助金は、備考欄に記載のとおり、その他5事業が対象となる補助金で、当課では、保育等事務経費の保育コンシェルジュの配置、児童クラブ運営事業費が対象となるほか、子育て支援課が所管いたします子育て支援センター事業やファミリーサポートセンターに対する子育て支援事業費等に充当いたします。

次に、番号6の保育所等整備交付金は、さむかわ保育園の内装等大規模修繕及び寒川さくら幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う園舎建て替えに対する国からの補助で、補助率は対象事業費の2分の1となります。

次に、番号7の保育対策総合支援事業費補助金は、連携施設コーディネーターの配置をして、地域型保育事業者との3歳児の受け入れ接続を促進している連携施設に対する国からの補助で、補助率は対象事業費の2分の1となります。

番号12の子どものための教育・保育給付費（施設型給付費等）補助金は、施設型給付の対象となっております幼稚園等の地方単独負担分に対する県からの補助で、補助率は対象事業費の2分の1となります。

番号13の代替保育士雇用経費補助事業費補助金は、保育士のキャリアアップ研修等に対応する代替保育士雇用費に対する県からの補助で、補助率は対象事業費の4分の3となります。

番号14の保育緊急対策事業費補助金は、民間保育所運営費等補助金のうち、配置基準を超えて低年齢児を受け入れる体制を整えるための経費や、看護師を配置した場合に対応する健康管理体制強化事業、要保護児童の受け入れ等に対する県からの補助で、補助率は対象事業費の2分の1となります。

最後に番号15は、保育環境充実事業債で、寒川さくら幼稚園の認定こども園化に伴う園舎建て替え工事に対するものでございます。

続きまして、タブレット資料の4ページをごらんください。2の1保育等事務経費でございます。報酬につきましては、保育コンシェルジュが非常勤職員から会計年度任用職員となることに伴い、賃金から報酬となるものです。職員手当等は会計年度任用職員の期末勤勉手当、共済費につきましては、会計年度任用職員雇用のための社会保険料になります。旅費につきましては、職員の会議等に出席するための普通旅費、需用費の消耗品費は参考図書を購入、印刷製本費は封筒等の印刷代、役務費は納付書や入所決定などの郵送料、口座振替手数料でございます。委託料は、保育料のコンビニ収納代行委託料及びモバイルレジ、モバイルクレジット収納代行委託料、負担金補助及び交付金は私立幼稚園の教員の資質向上を図るため、開催される神奈川県私立幼稚園教育研究県央地区大会の開催に要する費用の補助でございます。主な増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、特定財源でございますが、番号1、3、子ども・子育て支援交付金及び県費の事業費補助金は、報酬、職員手当、共済費へ合計で193万8,000円を充当いたしますが、先ほど申し上げましたが、

ほか5事業への充当はございます。なお、国、県ともに補助対象事業費の3分の1が補助となります。

番号の②、幼児教育の無償化の実施に要するシステム改修費補助金につきましては、幼児教育の無償化に伴うシステム改修委託料へ充当していたものですが、システム改修の終了に伴い補助も終了となり、皆減となっております。

続きましてタブレット資料の5ページをごらんください。3の1幼児教育の無償化推進事務経費でございます。本経費につきましては、平成31年度当初予算においては、幼児教育・保育の無償化関係の予算が未確定の部分が多かったため、当初予算での計上はせずに補正予算で本経費を計上したものであることから、前年度当初予算からは皆増となっているものです。

報酬は無償化事務にかかる会計年度任用職員の1名分の報酬、職員手当等は幼児教育・保育の無償化に伴う職員の時間外勤務手当、共済費は会計年度任用職員の社会保険料、旅費は会計年度任用職員の通勤にかかる費用弁償及び職員の普通旅費、役務費は幼児教育・保育の無償化事務に伴う郵送料などです。

続きまして、特定財源でございますが、番号1、予算書の24、25ページ、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、幼児教育・保育の無償化事務に対する国庫補助で、全額本事業費へ充当いたします。

次に、タブレット資料の6ページをごらんください。4目青少年育成費1の1青少年育成事業費でございます。青少年の健全育成に向けさまざまな事業を展開するとともに、指導員やリーダーの育成を図るための経費になります。報酬は、年2回の開催を見込む青少年問題協議会委員の報酬でございます。報償費は地方自治法、地方公務員法の改正に伴い、青少年指導員の位置づけを非常勤特別職から有償ボランティアに変更することに伴い、報酬から謝礼へと変更するとともに、額の見直しをしたものでございます。旅費は、職員の普通旅費、需用費の被服費は青少年指導員の改選に伴う貸与被服購入によるものです。役務費は成人式の案内状の郵送料と青少年指導員の傷害保険料です。

委託料は、子どもまつりや小学生体験学習、成人式の委託料です。負担金補助及び交付金は、備考に記載の団体に対する補助金となっております。主な増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

続きまして、特定財源でございますが、番号1、予算書の26、27ページ、市町村事業推進交付金は子どもまつり等の委託料、団体への交付金へ計34万1,000円を充当いたします。なお、補助対象事業費の3分の1が県からの補助となります。

次に、タブレット資料の7ページをごらんください。2の1児童クラブ運営事業費でございます。児童クラブ運営事業費は、保護者が就労等により放課後家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ることを目的に実施する事業で、需用費の修繕料につきましては、修繕内容の精査により今回計上はございません。役務費につきましては、各児童クラブの建物火災保険料です。委託料は、町内6クラブをNPO法人へ運営委託を行うための経費で、入所児童数に応じて配置する支援員などの人件費や光熱水費など各クラブの運営にかかわる経費と、NPO法人本部の事務所費等を合わせたもので、予算額の根拠は、国が定める補助金の基準額を基本として算出しております。

使用料及び賃借料は、AED設置に伴うリース料でございます。主な増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、特定財源でございますが、番号1の子ども・子育て支援交付金及び県費の事業費補助金につきましては、委託料へ合計で3,229万6,000円を充当いたします。こちらに記載のとおりほか5事業への充当はございます。なお、国、県ともに補助対象事業費の3分の1が補助金となります。

次に、タブレット資料の8ページをごらんください。2の2ふれあい塾運営事業費でございます。ふれあい塾は、地域の方々にご協力いただき、全小学校で週3回の実施を基本といたしまして、児童の遊び場を開設している事業です。報償費は、臨時職員から有償ボランティアとなるふれあい塾指導員と見守りボランティアに対する謝礼で、地方自治法、地方公務員法の改正に伴い、ふれあい塾指導員の位置づけを臨時職員から有償ボランティアに変更することに伴い、賃金から謝礼としたことにより増となっています。旅費は職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、ドッジボールやバドミントンのラケットなど遊び道具を更新するための経費で、医薬材料費は、常備しております虫よけスプレーやばんそうこの購入のための経費です。役務費につきましては、ふれあい塾指導員等の傷害保険料でございます。

続きまして、特定財源でございますが、番号1、放課後子ども教室推進事業費補助金より170万2,000円を記載の科目へそれぞれ充当するもので、事業費の3分の2が県からの補助となります。

続きまして、タブレット資料の9ページをごらんください。2の3児童クラブ建設事業費でございます。役務費につきましては、令和元年度に建築確認を完了したことによる減となっております。また、委託料につきましては、旭小学校区児童クラブ建設にかかる建設工事監理委託料です。工事請負費につきましては、旭小学校区児童クラブの建設工事費となっております。主な増減理由については記載のとおりとなります。

続きまして、特定財源でございますが、番号1、子ども・子育て支援整備交付金及び番号2、子ども・子育て支援整備交付金事業費補助金は全額工事請負費に充当いたします。対象事業費の3分の2が国からの補助、6分の1が県からの補助となります。番号3、まちづくり基金繰入金につきましては、令和元年度にアズビル山武財団様よりご寄附いただいた200万円を基金に積み立てたものを繰り入れるものでございます。番号4、児童クラブ建設事業債については委託料及び工事請負費に3,470万円を充当いたします。

次に、タブレット資料の10ページをごらんください。3の1青少年広場維持管理経費でございます。青少年広場の維持管理のための経費でございます。報償費は、広場の維持管理を個人の方へのお願いから委託に変更したことにより謝礼が減となっております。需用費の消耗品費は蛍光灯などの消耗品、光熱水費は、電気料及び水道料となります。修繕料は、修繕内容の精査により今年度は計上はございません。委託料は、広場の除草の委託料及び青少年広場の維持管理委託料です。使用料及び賃借料は、地権者に対する借地料で、青少年広場全体の面積のおよそ半分が借地となっております。工事請負費は、公衆用トイレ設置後の簡易トイレの解体工事の完了に伴い減となっております。主な増減理由は備考欄に記載のとおりとなっております。なお、この事業費は全て一般財源での対応となります。

続きまして、タブレット資料の11ページをごらんください。3の2ちびっこ広場維持管理経費でございます。町内3カ所がございますちびっこ広場の除草の委託料で、大村ちびっこ広場につきましては年3回、倉見と中倉見のちびっこ広場につきましては、年2回の実施を見込んでおります。なお、事業費は全て一般財源での対応となります。

続いて、タブレット資料の12ページをごらんください。予算書は62、63ページをお開きください。4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費になります。5の1青少年広場公衆便所維持管理経費でございます。青少年広場内の公衆用トイレの維持管理に伴う経費でございます。公衆用トイレとして位置づけているため経費については衛生費として計上してございます。

需用費の光熱水費は、公衆用トイレの水道料、役務費はトイレの建物火災保険料、委託料はトイレの清掃業務委託料でございます。工事請負費はトイレ設置完了のため減となっております。備品購入費につきましては、トイレのユニット購入完了に伴い減となっております。増減理由については備考欄に記載のとおりとなっております。なお、事業費は全て一般財源での対応となります。

続きまして、その他の歳入になります。タブレット資料は13ページをお開きください。13款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金3節滞納繰越分につきましては、保育料の滞納繰越分で、今年度10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしたことにより、10月から3月までの滞納繰越が少なくなることを見込み、算出をしてございます。

最後に、21款諸収入4項雑入1目雑入3節民生費雑入につきましては、一之宮小学校区わんぱくクラブ及び小谷小学校区元気っこクラブの水道料となります。

資料14ページにつきましては、廃止事業ということで先ほどご説明させていただいた私立幼稚園就園奨励事業費についての記載をさせていただいてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方、挙手にてお願いいたします。

青木委員。

【青木委員】 7ページの児童クラブについてお聞きしたいと思います。今、ここで質問するのはどうか、今後のことも含めて聞きたいと思うんですが、新型コロナで時間も長くなったということで、さまざまに大変な思いをされているんじゃないかなと思って、今現状を聞きたいなと思ひまして質問をさせていただきます。

まず、町としては児童クラブに対してどういった指導をされているのか、例えば助成についてもどういった援助をしているかということをお聞きしたいんですけど、例えば今、児童クラブの中では結構人が集まっているのかですとか濃厚接触の心配もありますし、それと町としてどういった援助をされているのかというところの、わかる限りのところを説明していただければということでよろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 予算審査じゃないので、現状の違う場面がありますか。

（「改めてまた」の声あり）

【杉崎委員長】 青木委員、申し訳ないけどそれは。

【青木委員】 もう一つです。済みません、12ページ目の青少年広場の公衆維持管理経費のところなんですけど、これは新しく建てたということで、トイレの評判なんかもちよっと聞きたいなと思ひまして、あとどこに委託されているのかということをお聞かせください。

【杉崎委員長】 横山副主幹。

【横山副主幹】 青少年広場の公衆便所の設置後の評判ということなのですが、設置前はトイレが汚くて使えなかった、使いづらかった、わざわざ近くのコンビニエンスストア等に行って利用していたぐらいだったというお話を聞いております。設置後につきましては大変きれいなトイレで、利用者からは使いやすいというような意見も聞いております。

次に、委託業者なのですが、業者名はご説明してよろしいですか。

【杉崎委員長】 委託先ということですか。令和元年度であれば。

【横山副主幹】 元年度につきましては、8月末までは個人の方に謝礼をお支払いする形で維持管理をしてもらっていました。9月の設置後からは町内のサンエーサンクスに委託をしております。

以上です。

【杉崎委員長】 伊藤保育・青少年課長。

【伊藤保育・青少年課長】 利用者の声として横山副主幹のほうからありましたけれども、やはりコンビニ等を利用していたというのは特に女性の方が多かったようで、少年野球等の応援に来ている保護者の方などは、非常にトイレができてよかったという声はいただいているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 女性の方が利用の方が特に評判がいいということでわかりました。ですけど、今は新しいんですけど、経年していけばだんだんと古くなってきて、いろいろなところがあるんですけど、その清掃については今こういった形で進めているのか、何回やっているのかというところを気になるところなので、お聞かせください。

【杉崎委員長】 伊藤保育・青少年課長。

【伊藤保育・青少年課長】 ただいまご質問にありました公衆トイレの維持管理という部分でございますが、基本的には毎日の清掃をしていただいております。通常清掃という形で仕様としてはなっているんですけども、中身としてはほこりですとかクモの巣ですとか軽度ないたずらによる汚れなんかも対象としていただきながら、トイレ内の床、壁、便器、手洗い器、窓ガラス、鏡などを実施していただいております。さらに特別清掃という形で徐々に蓄積してしまうような汚れですとか通常の清掃の範囲外となるような部分につきましては、ドアですとか排水、掃除口というのがあるんですけど、それ以外に照明器具、天井、外壁、排水設備なども対象としまして、年に2回の実施をしていただいているといった状況でございます。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

岸本委員。

【岸本委員】 2点お聞きいたします。4ページの保育等事務経費のまずは保育料モバイルレジ、モバイルクレジットが来年度から導入することで、これに至る経緯とございますか、事業所さんからなのか、それとも保護者さんからなのか、導入をしてほしいという声があったのか、その点についてまずお聞かせください。

2点目に8ページのふれあい塾運営事業費でございますが、以前質問したときにボランティアさんの

高齢化であるとか人数が足りないといったことを答弁いただきましたが、今現状ボランティアさんの人数であるとかあとは利用している生徒さんの数、その点について質問いたします。

【杉崎委員長】 徳江副主幹。

【徳江副主幹】 ただいまご質問がありましたモバイルレジとモバイルクレジットについてお答えさせていただきます。もともとは収納課のほうが税や料についてモバイルレジ、モバイルクレジットを導入するというお話から来たもので、そこに一緒に参加をさせていただいているという状況でございます。よろしくお願いします。

【杉崎委員長】 伊藤保育・青少年課長。

【伊藤保育・青少年課長】 それでは、ふれあい塾のほうの質問にお答えいたします。3月1日現在で把握させていただいている部分でいきますと、指導員さんが13名、そしてボランティアさんが39名ということで、52名の方がいらっしゃるという状況です。ただ、3月に入りまして申し込みがあるような状況もございまして、済みません、ちょっとその数字を押さえ込んでいないんですけれども、実際はまだ動きはあるような状況です。実際に利用している令和元年度として登録人数という形で押さええている部分につきましては、実際学校の生徒さんが5月1日現在で2,609人いらっしゃる中で、実際に登録しているのが1,464人ということで、56.1%の方が登録をしているという状況はございます。ちょっと利用の状況につきましては、今年度の部分では年度も終了していないので細かく押さえ切っていないところですが、実際にはそれだけの方が登録をして、利用を希望されているといった状況でございます。

【杉崎委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 保育と事務経費のほうのモバイルの収納というところで、収納課のほうでまずは導入して、こちらに落ちてきたということでございますが、その効果というか、どのように見込まれるか、担当課として今の希望的な数字もあるかもしれませんが、収納率がどのくらい上がるかというところの見解をまずお聞きしたいというところと、あとふれあい塾については、1,464名が登録しているところで、担当課として指導員、ボランティアさんが足りているのかどうか、そのあたりの見解についてお尋ねいたします。

【杉崎委員長】 質疑の途中ですが、暫時時間を延長いたします。

答弁をお願いします。徳江副主幹。

【徳江副主幹】 モバイルレジとモバイルクレジットの収納率への効果についてということですが、保育料ですので若い保護者の方が多いというところで、スマホから手軽に収納ができるというところで収納率のアップにつながると考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 伊藤保育・青少年課長。

【伊藤保育・青少年課長】 ふれあい塾のほうなんですけれども、現状週3回の実施をしている中で、今参加していただいている人数としましては、おおむね事業としては対応できていると考えますが、やはりボランティアさんもそれぞれのご都合があったりという中では、我々としてはもっともっとボランティアさんを増やしていってきたいと。今後、月水金とやっているものをなかなか拡大するというのは簡単ではないかもしれないんですが、そういうことも今後考えていかなければいけないと考えており

ます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 大きく言うと1点ですけど、その中にいろいろ何点かあるんですが、保育環境充実事業費で、まずお聞きしたいのが1点が幼保無償化の関係で、かなり委託料が令和2年度から丸々1年かかるということで、委託料が増えるのかなと思ったんですけども、去年の予算とほぼ変わっていない部分があって、それはどういうことなのかなというのを1点お願いしたいのと、2点目が、一時預かり保育であると思うんですが、それに関する予算というのは幾ら組まれているのかというところと、あとは委託先というのは何園あるのかというところが2点目です。3点目がここ数年でこの保育園の法律にしろ状況にしろかなり変わってきていて、家庭的保育と認定こども園と小規模保育が寒川町でも導入されて、少しずつ課題等は見えてきたのかなと思うんですが、この事業者とのやりとりというのはどのようにしているのかというところと、あとはその中で何らかの課題というのは見えてきたのかどうかというところをお聞かせください。

【杉崎委員長】 伊藤保育・青少年課長。

【伊藤保育・青少年課長】 まず1点目の委託料の部分についてお答えをします。委託料につきましては基本的に委託先のほうにお支払いをさせていただくものなので、実際にそこに今充当する保護者からの保育料といったものは当然無償化によって少なくなっております。しかし、実際に委託する金額として町が事業者に払うものというのは減るものではありませんので、当然そこにおける国、県、そして町の持ち出しというものが増える中で、委託料としてはほぼ同等の金額をお支払いするといったところになっております。

【杉崎委員長】 徳江副主幹。

【徳江副主幹】 済みません、2番目の一時預かり保育事業の委託料ということなんですけれども、無償化による一時預かり保育事業については、子育てのための施設等利用給付費の中に組み込まれておりまして、園、施設としては予算上では一応1カ月90人程度を見込んでおります。ここで言う一時預かりについて幼稚園は私学助成を受ける幼稚園を想定しておりまして、町内で言いますと一之宮相和幼稚園と倉見幼稚園がこの給付費に当たります。

それと3番目の新しい保育施設が建った中で事業者とのやりとりということなんですけれども、毎月毎月給付費や補助金をお支払いする中で、公定価格の積み上げの仕方というのは大変難しく、事業者の方と説明をしながらこういう形で給付費の算定をしていくんですというお話をしたりとか、あと保育の面については保育コンシェルジュが伺いをして、保育の状況を伺ったりとか、あと園の中で困っていることはないかというような聞き取りをしながら、円滑に運営ができるように事業者とのかかわりを持って進めているところです。

以上です。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 ちょっと1点目のところだったんですが、私の認識が違うのかな。幼保の無償化になったことによって、無償化部分というのは町が払うということになりますよね。そうすると

全体の予算額というのが増えてくるんじゃないのかなと。その中で変わっていないのは何でかという質問だったんですが、もしかすると私の認識が違うのかもしれないんですけど、その点をちょっとお答えいただきたいというのと、あとは無償化によって全体の流れが半年運営してきた中で、全体の流れが変わっているようなことってあるのかなというのをちょっと聞きたくて、例えば今までは3歳以降も保育園に入れていたのが幼稚園に入れる人が多くなったとか、またその逆になったとか、あとは3歳児以降の保育園の入所の総数が増えたとか、そういった全体の流れの中で何か変化が起きたのか、これから起きるのかというところをちょっとお聞かせください。

2点目が、一時預かりの部分で、毎年この一時預かりの部分、予算が補正を組まれています、更正減になっていると思うんですが、利用者から見て果たして使いやすい、使える形になっているのかなというのがちょっと疑問が生じる部分であって、例えば預けたいんだけど、いろいろもろもろ定員の関係だったり、預けられないこととかがあったりするのかなとちょっと思っているんですが、その点の見解をお聞かせください。

3点目が新しい形態の事業のところ、町と事業者さんでいろいろやりとりをさせていただいているというのはわかったんですけど、一番導入されるときに懸念されていたのが保育の質の担保というところが懸念されていて、そういった観点で町はどの程度そこに対して指導という言い方があれかもしれないですけど、町の考えと事業者の考えをすり合わせる機会とかそういった機会があるのかどうか、どういう形でそれをやっているのかどうかというところをお答えいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 徳江副主幹。

【徳江副主幹】 一時預かりの件なんですけれども、済みません、先ほど私が申し上げたのは無償化のところの件数でして、毎年毎年とおっしゃっているところは多分幼稚園の長時間預かりのことではないかなと思ひまして、申し訳ございません。そこについてはちょっと該当する園が1園しかなくて、平塚にある大神美里幼稚園というところなんですけれども、毎年更正減をしているんですが、今年度については利用者の年齢によって金額が、補助額がかわってくるので、今年度については満3歳児の利用があったというところで、満3歳児さんはやはり手がかかるというか、4、5歳児に比べると手がかかるということで、逆に予算を増やしているような状況があります。

それと3番目の新しい事業に対しての保育の質の担保をというお話でございますが、保育コンシェルジュが毎月お伺いをして、困っているようなお話を聞いたりとか、町のほうでも監査をする機会がありますので、その中で認可基準を満たしていないところだとか、そういったところの指摘をした上で、改善報告等を受けて保育の質の担保を保つように、町としても進めているところです。

以上です。

【杉崎委員長】 伊藤保育・青少年課長。

【伊藤保育・青少年課長】 1点目の部分で全体の流れが幼保無償化で変わったのかというご質問があったかと思います。こちらにつきましては、実際に導入はされてから保育を必要とする人たちがいきなり多くなるといったことですか、あと、実際来年度に向けた入所の申し込みといった中では、この無償化によって保育のニーズが著しく高まっている、そこまでの感じは正直なところとれておりません。

実際、入所を希望されている数、その部分は確定的なことは今申し上げられませんが、例年

と比べてこの幼保無償化の影響により大きく増えているというところまでは言えないような状況かなと今見えています。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 わかりました。1点目のところは大きく変わっていないというところで、それは安心した部分ではあるんですが、ややこしいので待機児童だけに絞りますけれども、大体毎年10人程度で待機児童は推移していますけれども、令和2年度、目標はどういうふうになっているのか、ゼロなのか目標値があれば教えていただきたいと思います。

あとは幼保無償化によって3歳児以降の入所もそんなに変わっていないという現状だとお答えですかね。それであるならばいいんですが、ちょっと懸念というか思うのは、3歳児以降の枠がちょっと余ってくるんじゃないのかなと感じるんです。ゼロ、1、2についてはどう考えても足りない状態なんですけど、3歳児以降の枠がちょっと余ってくるように感じちゃうんですが、その件について町の見解をお聞かせいただけたらと思います。

2点目なんですが、私の認識がちょっと違ったのかなと思って、申し訳ないんですけども、寒川湘南保育園で一時預かりってやっていると思うんです。先ほど平塚のというお答えをいただいて、それは長時間保育、ごめんなさい、私の認識があれだったので、寒川湘南保育園でやっている一時預かりについて、そういった預けたいけれども、預けられない状況のようなことというのが生じていないのかどうかについて、お答えをお願いします。

【杉崎委員長】 徳江副主幹。

【徳江副主幹】 申し訳ございません、私がよく聞き取りができていなくて申し訳ございません。湘南保育園については、平成27年度に開園したんですけど、当時は定員いっぱいまでいかなかったのが余裕活用型という一時預かりで、かなり多くの利用者がいたんですけども、年々定員を満たしてくるようになると余裕がなくなってくる中で、平成27年度当時よりは確かに利用児童数、受け入れられないというような状況もございます。ただ、既にあるさむかわ保育園、旭保育園、一之宮愛児園のほうでも余裕活用型ではありますが、一時預かりを実施しておりますので、そちらのほうの利用も可能ということで満遍なく町内4園については利用ができるというところで、皆さん利用していただいているところです。

以上です。

【杉崎委員長】 伊藤保育・青少年課長。

【伊藤保育・青少年課長】 恐れ入ります。待機児童の目標はというご質問がございました。当然町として目指したいのは待機児童ゼロでございます。ただ、もちろんこれは状況でございますので、ゼロを達成したいという担当としての思い、目標というのはもちろん申し上げたいんですが、そこに向けていろいろな形で頑張っていきたいというところになってしまいます。

【杉崎委員長】 徳江副主幹。

【徳江副主幹】 先ほどの3歳児以上の枠が余っているのではないかというお話ですが、幼児教育・保育の無償化が始まったことによって、幼稚園の長時間預かり、一時預かりについても無償化の対象になっているところから、保育園ほど長時間ではないですけども、例えばパートでお仕事をされている

方は幼稚園に通いながらもお仕事ができる状況です。そこについても無償化の対象になっております。3歳児の枠については今のところ例年とほぼ変わらない空き状況ではないかと思っております。3歳児さんについては多少枠があるところなんですけれども、4、5歳児さんについては枠がある程度あって、例えば年度途中で引っ越しをしたからどうしても入りたいという方にも対応ができています状況でございます。

以上です。

【杉崎委員長】 伊藤課長、どうぞ。

【伊藤保育・青少年課長】 先ほど目標のこと申し上げました。保育の現場のほうでは実際、定員がある中でそれに対して保育士さんが対応できる数の定員を超えての対応を、できる範囲での保育の対応を現状もしていただいているという部分もございます。その中でもどうしても現状待機児童が出てきてしまっているという現実はあるんですけれども、引き続き園のほうとも連携等をしながら、目標に向けた取り組みを進めていければと考えてございます。

以上です。

【杉崎委員長】 それでは、質疑をここで打ち切りたいと思います。保育・青少年課所管の審査をこれで終わります。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

健康子ども部最後の所管となります。健康・スポーツ課の審査に入りたいと思います。それでは、説明をお願いいたします。

伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、健康子ども部最後の課となります健康・スポーツ課の審査をよろしくお願い申し上げます。説明につきましては亀井健康・スポーツ課長より行いますので、よろしくお願い申し上げます。

【杉崎委員長】 亀井健康・スポーツ課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 それでは、健康子ども部健康・スポーツ課所管の令和2年度予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、健康づくり担当所管の予算でございます。予算書は60、61ページの4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。タブレット資料は2ページをごらんください。健康増進事業費につきましては、健康維持や生活習慣病予防に関心を持ち、適切な保健行動がとれるよう、健康手帳の交付、各種健診を行うとともに、健康についての正しい知識を得ることで健康に対する心配や不安の解決を図るため、健康教育、健康相談、保健指導の各対象者へ事業の周知と勧奨を行うものでございます。

報酬は、健康教育事業実施により雇用する会計年度任用職員であります管理栄養士及び歯科衛生士への報酬、報償費は、ロコモ予防教室及び歯科講演会開催に伴う講師謝礼、旅費は健康教育事業実施により雇用する会計年度任用職員の旅費、消耗品費は、健康増進事業におけるパンフレット、がん検診受診勧奨のための用紙などの購入費、印刷製本費は、健康診査のための問診表、がん検診受診券などの作成

費用、役務費は、主に健康診査及びがん検診の実施に伴う勧奨通知等の郵送料でございます。委託料は、歯科保健教育、健康診査、がん検診、歯科検診、肝炎ウイルス検診及び口腔がん検診を実施するためのものでございます。主な増減の理由は、備考欄記載のとおりとなっております。

続いて、ページ下の表をごらんください。健康増進事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書24ページ、25ページの新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金5万6,000円は、がん検診受診勧奨通知作成のための用紙購入費及び受診勧奨のための通信運搬費に充当しております。補助率は2分の1となっております。

歳入番号②、予算書26、27ページの市町村健康事業費補助金151万8,000円は、健康教育事業の講師謝礼、保健衛生にかかる情報誌の購入、健康診査事業の歯科健診、健康診査等の委託料に充当しており、補助率については、健康教育及び健康診査にかかるものが3分の2、肝炎ウイルス検診にかかるものが10分の10となっております。

続きまして、タブレット資料3ページをごらんください。保健衛生事務経費につきましては、保健衛生事務にかかる旅費、健康システムの改修委託料及び借上料、協議会への負担金などの経費でございます。旅費は、健康増進事業主管課長会議や保健師等専門職を対象とした研修などに参加するための交通費でございます。委託料につきましては備考欄記載の理由と本年度のシステム改修の予定がないことから皆減となっております。使用料及び賃借料は、健康システム借り上げのためのリース料、負担金補助及び交付金は、神奈川県町村保健衛生連絡協議会及び公益財団法人かながわ健康財団、腎・アイバンクへの負担金でございます。なお、本事業において特定財源の充当はございません。

タブレット資料4ページをごらんください。健康普及事業費につきましては、町民のライフステージにあわせた健康づくりを支援するため、町民が自主的に健康づくりや食育に取り組むための機会や場を提供し、町民一人ひとりの自分の健康は自分で守るという意識の促進を図るものでございます。

報償費は、運動ボランティア養成セミナーの講師及びさむかわ元気プラン推進委員会委員への謝礼、消耗品費は、食生活改善推進事業を実施するための消耗品や食材の購入費でございます。役務費はこの3月末に計画期間が終了するさむかわ元気プランの事業検証と次期計画策定に向けて実施するアンケート調査票の送付及び回収のための通信運搬費で、15歳以上の町民を無作為抽出し、1,300件に調査票を送付し、回収については送付件数の35%に当たる455件を見込んでございます。委託料は、食生活改善推進事業を実施するための委託料、負担金補助及び交付金は、ME-BYOサミット神奈川に参加するための負担金でございます。なお、本事業において特定財源の充当はございません。

予算書は60ページから63ページ、2目予防費でございます。タブレット資料5ページをごらんください。高齢者予防接種事業費につきましては、高齢者の肺炎、インフルエンザの重症化予防とその蔓延を防ぐために、予防接種を行うものでございます。消耗品費は、予防接種事務にかかる書籍の購入費、印刷製本費は、インフルエンザ予診票の作成費、役務費は、予防接種実施医療機関及び肺炎球菌予防接種対象者への通知のための郵送料、委託料は、インフルエンザ及び肺炎球菌の予防接種実施のための委託料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、施設に入所しているなど特別な理由により委託医療機関での予防接種が受けられない方に対し、償還払いにより補助をするものでございます。主な増減の理由は備考欄記載のとおりとなっております。なお、本事業において特定財源の充当はござい

ません。

タブレット資料6ページをごらんください。予防事務経費につきましては、予防事業にかかる会議に出席するための旅費、予防事業にかかる冊子を作成するための経費でございます。旅費は予防接種、災害医療、救急医療及び地域医療にかかる会議などに参加するための交通費、印刷製本費は、全戸配布する「健康だより」を作成するための経費でございます。

続いてページ下の表をごらんください。予防事務経費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書は32、33ページの広告掲載料30万円は、印刷製本費の「健康だより」作成に充当しており、本年度は10件の広告掲載を見込んでございます。

タブレット資料7ページをごらんください。感染症予防事業費につきましては、水害時等の伝染病予防や、感染症発生時の蔓延防止のため、床下等の消毒等を実施するとともに、町民への普及啓発を行うものでございます。委託料は、水害により床下浸水した家屋の床下等の消毒を実施するための委託料でございます。本事業において特定財源の充当はございません。

タブレット資料8ページをごらんください。救急医療体制充実事業費につきましては、休日、夜間において、病気、けが等による診療手当が必要なときに、いつでも医療機関で診療が受けられる救急医療体制の充実を図るものでございます。

負担金補助及び交付金は、耳鼻咽喉科及び眼科の初期救急医療を確保するため、茅ヶ崎医師会に交付する補助金、そして、昨年の4月から寒川町民の医科及び歯科の初期救急医療を実施している茅ヶ崎市地域医療センターを運営管理する茅ヶ崎市への負担金でございます。増減の理由については備考欄記載のとおりで、地域医療センターの事業実績を踏まえ、その負担額を見直ししたことによる減でございます。本事業において特定財源の充当はございません。

続きまして、タブレット資料9ページをごらんください。地域医療体制充実事業費につきましては、医学医術の研さん及び地域医療の充実を図るため、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科医師会、茅ヶ崎・寒川薬剤師会の3団体に対し事業費補助を、また、質の高い医療の確保のための看護師確保対策の一環として、藤沢市医師会が設立した看護専門学校の施設整備費補助及び運営に対する支援を藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の広域で行うものでございます。負担金補助及び交付金は、ただいま申し上げました3団体及び湘南看護専門学校への補助金でございます。増減の理由については備考欄記載のとおりで、湘南看護専門学校が実施する看護師定着支援の強化を目的に、本年度より補助金を増額するものでございます。

続いて、ページ下の表をごらんください。地域医療体制充実事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書30、31ページのまちづくり寄附金3万1,790円につきましては、財政課よりご説明したものでございます。

タブレット資料10ページをごらんください。食品衛生事業費につきましては、会員の知識・技術の向上を通じて、町民の食品安全の確保や食品衛生に関する知識の充実を図るため、寒川町自治食品衛生協会に事業費補助を行うものでございます。本事業において特定財源の充当はございません。

続きまして、3目保健施設費でございます。タブレット資料は11ページをごらんください。健康管理センター維持管理経費につきましては、町の健康増進事業、健康診査事業、母子保健事業等の実施拠点となる健康管理センターの維持管理にかかる経費でございます。

需用費の消耗品費は、駐車場及びゲートボール場用地借り上げのために締結する契約書の印紙代、修繕費は、本年度計画的な修繕予定がないため皆減となっております。役務費は施設の火災保険料、委託料は、指定管理者である社会福祉協議会への指定管理料、使用料及び賃借料は、健康管理センター南側の駐車場及びゲートボール場の土地借上料と、町職員が事業のために使用するコピー機の借上料でございます。主な増減の理由は、備考欄記載のとおりとなっております。当経費への特定財源の充当はございません。

これまでの説明は、健康づくり担当が所管する予算に関するものでございます。

それでは、引き続きまして、スポーツ推進担当所管の予算についてご説明いたします。予算書は86ページから89ページ、10款教育費 5 項保健体育費 1 目保健体育総務費でございます。タブレット資料は、12ページをごらんください。職員給与費につきましては、スポーツ推進担当職員 3 人と庭球場職員 1 人、計 4 人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

続いてタブレット資料13ページをごらんください。保健体育総務事務経費につきましては、スポーツ推進審議会の運営や職員の旅費に関するものでございます。報酬は、スポーツ推進審議会委員への報酬、旅費は、スポーツ推進審議会委員である県職員の費用弁償及びスポーツ担当職員が県の主催する会議等に参加するための旅費でございます。主な増減の理由は備考欄記載のとおりとなっております。また当経費への特定財源の充当はございません。

それでは、タブレット資料14ページをごらんください。スポーツ支援体制強化事業費につきましては、スポーツの推進を図るため、スポーツ推進委員が実施する講習会により、誰でも手軽に楽しむことができるニュースポーツを啓発するものでございます。報酬は、多くの町民の皆様が気軽に楽しむことができるニュースポーツの普及や町のイベントの運営支援を担うスポーツ推進委員への報酬、旅費は、スポーツ推進委員が指導技術等の向上のための研修会に参加するための旅費、被服費は、被服の貸与を必要とするスポーツ推進委員 5 人分の活動用ユニホームの購入費、負担金補助及び交付金は、町のスポーツ推進委員で構成する協議会の上部組織でございます神奈川県スポーツ推進委員連合会への負担金、全国及び関東スポーツ推進委員研究協議会への参加費でございます。主な増減の理由は、備考欄記載のとおりとなっております。また、本事業において特定財源の充当はございません。

タブレット資料は15ページをごらんください。スポーツ活動推進事業費につきましては、スポーツ活動の推進を図るため、若い世代から高齢者に対して、スポーツに対するきっかけづくりと場の提供を行うとともに、競技力の向上を目指す場として各種スポーツ教室やスポーツ大会を実施するものでございます。報償費は寒川神社において開催するパラリンピック採火式を進行する司会者への謝礼、消耗品費はパラリンピック採火式にかかる消耗品費の購入、委託料は、市町村対抗神奈川駅伝競走大会への町の代表選手を派遣するための委託料、そして、ストリートスポーツの普及及び推進を図るための委託料となっております。負担金補助及び交付金は、スポーツの全国大会や世界大会に出場する方への交付金、そして、体育協会及びレクリエーション協会への事業費補助、さむかわスポーツデイ実行委員会の交付金となっております。主な増減の理由は、備考欄記載のとおりとなっております。また、本事業において特定財源の充当はございません。

続きまして、タブレット資料16ページをごらんください。スポーツ推進計画事業費でございます。寒

川町スポーツ推進計画は令和2年度末をもって計画期間が終了いたしますが、引き続き町民の皆様の健康寿命の延伸と自主的なスポーツ活動を推進するための次期計画を策定するものでございます。本事業はその策定にかかる費用を予算計上したものでございます。消耗品費は現計画の検証と次期計画の策定のために実施するアンケートにかかる封筒の購入費、役務費はアンケート調査票の送付及び回収にかかる郵送料でございます。アンケートにつきましては15歳以上の町民の方400人を無作為に抽出し、送付、また、回収については前回実施したアンケートの実績に基づき、40%に当たる200件を見込んでございます。本事業において特定財源の充当はございません。

続きまして、予算書は88、89ページ、2目体育施設費でございます。タブレット資料は17ページをごらんください。スポーツ施設運営管理経費につきましては、町の野外体育施設や庭球場の運営管理にかかる経費でございます。消耗品費は、さむかわ庭球場維持管理のための消耗品費、燃料費は、さむかわ庭球場草刈機の混合ガソリン代、光熱水費は、さむかわ庭球場の電気料、水道料及びプロパンガス代、倉見スポーツ公園の水道料、そして町営プール警備機器のための電気料となっております。修繕料につきましては、本年度は予定がございません。役務費は、さむかわ庭球場の電気料及び町営プール警備機器通信用の電話料、さむかわ庭球場の浄化槽定期検査料、町営プール休業中にその代替として開放している小学校プール5カ所の水質検査料、そして、田端スポーツ公園管理棟やパンプトラックさむかわなどの保険料でございます。

委託料は、さむかわ庭球場及び町営プール警備委託、さむかわ庭球場の浄化槽維持管理委託、倉見スポーツ公園、川とのふれあい公園野球場及びサッカー場のトイレのくみ取りと除草委託、学校プール開放業務委託料、そして、田端スポーツ公園及びパンプトラックさむかわの指定管理委託料となっております。使用料及び賃借料は、田端スポーツ公園にかかる共有地及び県有地の借地料とさむかわ庭球場のAED機器の借上料、原材料費は、倉見スポーツ公園維持管理のための川砂の購入費となっております。負担金補助及び交付金は、いこいの広場の共有施設の維持管理経費にかかる負担金でございます。その負担金については、県企業庁の施設である水道記念館、町施設のさむかわ庭球場及び町営プールの利用期間を考慮して案分したもので、その負担割合はこれまで水道記念館が40%、さむかわ庭球場が40%、夏季のみ開場する町営プールが20%の負担となっておりましたが、町営プール再整備に伴い、施設をいったん企業庁に譲渡することから、本年度の負担割合はさむかわ庭球場の40%のみとなっております。主な増減の理由は、備考欄記載のとおりとなっております。

続いてページ下の表をごらんください。スポーツ施設管理経費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書19、20ページの庭球場使用料は165万6,000円を、さむかわ庭球場の維持管理に充当してございます。

続いて、タブレット資料18ページをごらんください。フラットパーク整備事業につきましては、若者に人気のストリートスポーツを中心に、健康寿命の延伸に寄与するとともに、幅広い年齢層の方々が交流できる施設を整備するもので、整備に当たりましては民間事業者のノウハウを活用し、寒川町のランドマーク的な施設となるよう、周知啓発を行うものでございます。町民のスポーツ活動の推進につきましては、この2月にスポーツを取り巻く新たな環境整備基本方針を定め、新たな取り組みを進めていくこととなりましたが、当施設の整備につきましてもその一環として行うもので、パンプトラックとともに

に若い世代が積極的に町内でスポーツ活動を行うための選択肢を広げていくということで、その推進に寄与できるものと考えているところでございます。

工事請負費は建設工事だけではなく、設計業務と一体化したもので公募型のプロポーザル実施の準備を進めているところでございます。なお、建設予定地につきましては役場と総合図書館の間にあります公有地を予定してございます。

続いてページ下の表をごらんください。（仮称）フラットパーク整備事業費の特定財源でございます。歳入番号①、予算書は34、35ページの（仮称）フラットパーク整備事業費1億4,060万円につきましては、財政課よりご説明したものでございます。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明申し上げます。タブレット資料19ページをごらんください。予算書は18、19ページの14款使用料及び手数料1項使用料でございます。3目衛生使用料01保健衛生使用料及び6目教育使用料保健体育使用料の行政財産使用料につきましては、健康管理センター及びさむかわ庭球場に設置されている飲料水の自動販売機などにかかる使用料でございます。

予算書は32、33ページの21款諸収入4項雑入1目雑入でございます。雑入の自動販売機等電気使用料につきましては、さむかわ庭球場に設置されている飲料水の自動販売機にかかるものでございます。

以上で、健康・スポーツ課が所管する予算についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりましたが、ちょっとここで暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

亀井健康・スポーツ課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 済みません、説明資料の中で1カ所、訂正がございますので、訂正させていただきます。タブレット資料は15ページになります。歳出の部分で18負担金補助及び交付金のところで、増減の数字が5,101となっておりますが、135の間違いでございます。合計につきましては合っていますので、その差し引き額だけ訂正をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 よろしいですか。

（「資料は後で訂正」の声あり）

【杉崎委員長】 資料は後で訂正をしていただきたいと思います。それでは、質疑を受け付けます。

青木委員。

【青木委員】 今のところなんですけども、スポーツ活動推進事業費です。これの委託料なんですけど、今回ストリートスポーツ普及事業委託の増となっているんですけど、そこら辺のこういった事業かということについてお聞きます。

それと18ページのフラットパークの整備事業費ですが、まず建設の目的が何かということをはっきりとお聞きしたいのと、このかなりの額なんで、どのような施設を今予定されているのか。また、これもちょっと議会のほうでも、どこで審議してこの事業を決定したかということをお聞かせください。

【杉崎委員長】 亀井健康・スポーツ課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 まずストリートスポーツ推進事業でございます。この事業につきましては今年度につきましてはフラットパークにおいてストリートスポーツを推進するための事業として扱

って、来年度以降もそのような内容で、ストリートスポーツを中心にそれを推進していただく。これも町がストリートスポーツを推進していくと、聖地化を目指しているということがございますので、そのための事業の一環でございます。

それから、フラットパークの目的でございますが、昨年度アークリーグを開きまして、それも一過性に終わらせることなくストリートスポーツを推進するという意味で、それができる施設をつくるものでございますが、内容につきましては今あるフラットパークの機能をそのまま移転するような形で、その施設を建設していくと。ただ、それだけではなく他の事業もできるような形で整備するものでございます。

この建設の審議については、全庁会議という内部の会議がございまして、5月14日の中に事案として上げさせていただいて、その中で整備を進めていくというのが決定をしております。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 その聖地化を目指すということで、スポーツ推進関連のほうですが、ということで目指すということでの事業ということで、その点はわかりました。委託はどちらのほうに委託するか、ここは差し支えなければお答えしていただきたいなと思います。

それとフラットパークなんですけど、今あそこの室内プールのところにつくっているんですけど、現在の施設を残すことができなかつたのかなんて思ったりするんです。複合施設の予定地のところに有効活用してと施政方針に書いてあったんですけども、そこにフラットパークを建設するとしているんですけど、今複合施設を建てるということについて未定になっているんです。

フラットパークを建設するとなるとどうなんですかね。何年ぐらい期間的なものを見込んでいるんですか、その点をちょっとお聞かせください。

【杉崎委員長】 亀井健康・スポーツ課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 まずストリートスポーツ推進事業の委託先ということでございます。今行っている株式会社内野というのを継続してやっていただく予定としております。それから、フラットパークを建設する場所なんですけれども、いろいろな事業が今後重なってくるので、何年間かはそこが（仮称）健康福祉総合センターの建設がなかなかできないということで、そのあいている期間について有効利用していくということで、設置するものでございます。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 その今期間、いろいろなことでいろいろな建てられない状態だからということで、建てると言ったんですけど、その期間をどのぐらい見込んでいるかと今聞いたんですけど、その期間のこと。答えられなかったらちょっと難しいのであればあれですけど、大体見込みとしてはどのぐらいを見込んでいるのかということをお聞かせください。

それとこの事業はやはり地方債を約1億4,000万ということで使われるんですけども、民間事業に投資してもらうなんていう考えはなかったのかなんていうことで、またこの投資した分の、これだけ投資するわけですから、その投資した分の税の税收増というのはどういうふうに見込んでいるのかということをお聞かせ願いたい。前後してしまいましたが、それとその委託先が引き続き株式会社内野という

ころに委託をしている。なかなか新しい事業というか、新しいのでいろいろな投資という言い方はあれですが、税収等への見返りをどう見込んでいるのかということもあわせてお聞かせください。

【杉崎委員長】 亀井健康・スポーツ課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 まず有効利用する期間ですけれども、16年間を見込んでございます。それから、なぜ民間投資しなかったというところで、昨年4月にアークリーグをして、ストリートスポーツに対する機運が高まっている。それが一過性のものとしないうちに、やはり素早く対応しなきゃいけないという部分がございます。そういった意味で町が関与していくという形かと思います。その後、税収等の回収につきましては、魅力あるまちづくりとしての1つのシンボリックなものになって、生産世代を呼び込んでいきたい。人口減少にもつながるし、高齢化の歯止めも多少影響が出るということで、そういった効果を見込んでとの設置となるものでございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

太田委員。

【太田委員】 2点お伺いしたいと思います。1点目は予防というところで、高齢者の方に対してのインフルエンザの補助があると思うんですけれども、これまでお子さんに対してのインフルエンザの予防接種への考え方というのは、町としてどういうふうな考えを持っているのかというのが1点。

それから、2点目が今青木委員もおっしゃっていましたが、フラットパークの整備事業のところ。1億5,000万という本当に大きなお金をかけて機運の醸成と言いながらかなりインパクトがあるなというのはすごく印象として残っています。ましてずっと使われていなかった場所を16年間という限定だけでも、フラットパークを建設して、さまざまな健康増進また若い世代の呼び込み等に寄与していくというようなことで決定をして、予算化されたわけですが、16年という期間が長いのか短いのかちょっとわかりませんが、このフラットパークを今あるようなものを移すというようなことですが、中身的にはもしつくるのであればいろいろな多様な方たちが交流できるようなスペースとかもあったほうがいいのではないかなというのがあるんですけれども、これはどのぐらいの面積というんですか、大きさ、規模を予定しているのか。あそこは基本的に駐車場になっていますけれども、どの辺に建てて、今ある駐車場の建てない部分はどういう活用をしていくのか、お聞かせいただけますでしょうか。

【杉崎委員長】 今澤技幹。

【今澤技幹】 1点目の予防接種、高齢者の予防、インフルエンザについては補助があるが、子どものインフルエンザについてのお考えはという点についてお答えいたします。高齢者につきましてはインフルエンザに罹患しますと重症化しやすいということがございますので、町の予防接種として補助しております。子どもの予防接種につきましては、年代が多岐にわたることと、子どものときにヒブというインフルエンザ系の予防接種をしておりますので、現在のところ子どもの予防接種については検討しておりません。

【杉崎委員長】 亀井健康・スポーツ課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 フラットパークの機能的なものなんですけれども、今、フラットランドを主にフラットパークでやっていますけれども、今回設置しようとしているところにはそれ以外のもの

の、健康事業であつたりレクリエーション事業であつたり文化的な事業も多分披露できるような場所になるかと思しますので、そういったことにも積極的に活用していきたいと考えてございます。

大きさについては700平米程度というイメージでいただければと思います。場所につきましては、今あいている公有地の西側半分のどこかにということで、細かい詳細まで決まっていらないんですけども、それを予定してございます。

【杉崎委員長】 今のは何平米かわかりますか、今、あれで今何平米なのか。700平米で想像ができる方と、イメージができない方のほうがほとんどだと思うんですが。

課長、どうぞ。

【亀井健康・スポーツ課長】 今の臨時的に活用している屋根付きのプールのあの大きさが大体イメージに近いかなと思います。

【杉崎委員長】 だそうです。駐車場、答えられますかね、その他の活用に関してわかっている範囲で答えられればお願いしたいんですが。

亀井健康・スポーツ課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 申し訳ありませんけど、フラットパークについてはうちのほうで把握していますけれども、残りについては今お答えできません。

【杉崎委員長】 そうです。

太田委員。

【太田委員】 まず1点目のインフルエンザの高齢者は重症化しやすいというところで、それはもう十分承知しております、かなり小児医療費がいろいろな案が出ている中で、インフルエンザの予防接種をぜひ補助してもらいたいという声が多くて、特に中3の受験生の親御さんから多かったでするので、そういったところの考えが今後検討される余地があるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それから、フラットパークの整備です。今の大きさとほぼ変わらないという中で、いろいろな文化的要素、また発表もできるとかいろいろな機能がついてくるようですが、中途半端なものになってしまつては、お金をこれ以上かけてとかということではなくて、この金額の中でしっかりといいものをつくり上げていただきたいなと思いますけれども、例えば皆さんが演技を見ながらコーヒーを飲めたり、ちょっと皆さんが憩える場所みたいな、そういったスペースとかというのも考えていらっしゃるのかどうか、お伺いしたいと思います。

【杉崎委員長】 今澤技幹。

【今澤技幹】 1点目の子どもの予防接種、インフルエンザの補助のことで、確かに他市町村で高校受検のお子さんを対象としたインフルエンザの補助をしている市町村があることは承知しております。現在、町で行っております予防接種は、子どもについては予防接種法の1類で、高齢者につきましては予防接種法の2類、全て予防接種法に位置づけられたものを実施しております。それ以外の任意の実施ということになりますと、もし予防接種の健康被害が出た場合の補償等が予防接種法では受けられないという状況が出てまいりますので、現在町のほうでは予防接種法に位置づけられた予防接種以外の任意の予防接種については検討しておりません。

以上です。

【杉崎委員長】 亀井健康・スポーツ課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 フラットパークについてでございます。この建設に当たっては設計施工のプロポーザルを今予定してございます。それに当たって要求水準書と言ってある程度の要件は提示するんですけど、細かい部分、デザインとか配置であったりとか主な内容については、そのプロポーザルという形の中で、民間のアイデアをうまく取り入れてよりよいものにしていくと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 太田委員。

【太田委員】 1点目のインフルエンザは今のところ任意の接種はしないということで、もちろんいろいろな懸念されることもあるので、安易にはできないと思いますけれども、他自治体がやっている中でどういうふうに活用されているのか、ぜひ研究をしていていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

また、フラットパークについてはプロポーザルでやっていく、公募、プロポーザルでやっていくということですので、このストリートスポーツに関してはおおむね町民の皆さんも好意的に思っておりますけれども、やっぱり多くの人々がこれを建てたことで、多分ハード面で建つのは久しぶりの建物になるのかなと思いますので、そういった意味で皆さんが本当に建ててよかったなと思っていただけるように、しっかりと推進をしていていただきたいなと思います。これは要望で結構です。

【杉崎委員長】 今澤技幹。

【今澤技幹】 それでは、1点目のインフルエンザの予防接種、小中学生の補助ということかと思いますが、子育て支援課のほうと共同して、研究してまいります。

以上です。

【杉崎委員長】 よろしいですね。他にございますか。

岸本委員。

【岸本委員】 2点質問させていただきます。16ページのスポーツ推進計画推進事業費の中の次期スポーツ推進計画をつくっていくという中で、今の委員の中にもありました、今後、ストリートスポーツの聖地化を目指して、町がかじを切ったというところで、ストリートスポーツだけに引っ張られてしまうのではないかと危惧しております。今までにさまざまな団体がこの町で活動している中で、しっかりその団体との連携といいますか、融合しなければならないのかなと私は思っております。各団体、今まで町の中で例えばですけども、観桜駅伝であるとかびっちょり祭であるとか、そういったところで町のためにと尽くしてきた、町をつくってきた中で、どこかぽんと飛んできたストリートスポーツに予算も含め、今後の活動がどうなのかという方が多いと聞いておりますので、スポーツ推進計画の中に今後寒川町の新しいスポーツの形をつくるんだということを町としてしっかりとリーダーシップをとりながら、つくってってもらいたいという願いでございますが、その点についての今の担当課としての考えを聞いてみたいと思います。

もう一つは、仮称フラットパーク整備事業費でございますが、今後ここに建設するに当たって稼ぐインフラといいますか、利用料も含めて進めていくと思いますが、その中でもう既存にあるパンプトラックさむかわ、そしてフラットパーク、これの利用者数とともに利用料金の数字がある程度今後のフラッ

トパークの建設の中で利用料などの算出の基準になるかと思いますが、まずその点についてお聞かせいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 亀井健康・スポーツ課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 まず今度策定する計画についてでございます。この2月に新たな環境ということで、基本方針をお示しさせていただいて、その中にもストリートスポーツだけではなく、既存のスポーツも共存していくということが書いてございます。その意思を酌み取って、次の計画も既存のスポーツ、それから、新たなスポーツとしてストリートスポーツを加味した総合的な計画で、担当の思いとしては子どもたちにいろいろな競技の選択肢を与えて、好きなスポーツを見つけていただく。その中に好きなスポーツが見つかったら、それが継続するということを実現できるような思いを込めて、計画については策定していきたいと。

策定に当たって既存の関係団体、その他の意見等も十分聞きながら、計画のほうに反映してまいりたいと思います。ストリートスポーツを推進することが、ある意味起爆剤となって既存のスポーツも反映できればいいなと感じているところでございます。

【杉崎委員長】 大山副主幹。

【大山副主幹】 それでは、もう一つの質問です。パンプトラックとフラットパークの利用者数と利用料金についてお答えさせていただきます。まず、パンプトラックについてですが、昨年の4月から2月末まで11カ月になりますけれども、3,800人の利用がございまして。月平均でいいますと345人ぐらいの利用ということで、町内の利用者が1割、町外が9割というような状況です。

利用料金についてですけれども、やはり11カ月分になりますが、利用料で144万4,500円、レンタル料の収入が54万1,600円で、合わせて198万6,100円となっております。

フラットパークについては、やはり11カ月分になりますけれども、2,561人、月平均233人の利用がございまして。やはり町内の利用者が約半分、町外が半分ということで、町外からも多くの利用者に利用させていただいておりまして、パンプトラックと合わせて他の自治体にはない注目されている施設だと感じています。

以上です。

【杉崎委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 パンプトラックとフラットパークについては了解いたしました。次期スポーツ推進計画についてですけど、今後ストリートスポーツが根づくに当たって、今の利用者数を見てもフラットパークに関してもパンプトラックも町民の方が過半数を超えていないというのを考えると、今後の課題というのはそこなのかなと思っています。その中で既存にある協会さんであるとかの中に、もしかするとストリートスポーツも入り込むことが大事なのかなと思っています。それは体育協会という名前とか、無理で、スポーツ協会としてだったらオーケーなのかなとかあるかもしれませんけれども、もっともっと根づかせるために、健康・スポーツ課も含めてさまざまところでこういう計画の中に落とし込んでいくのが大事だと思っていますので、そういったところもいま一度会議の中でお話しできるような、そんな形で進めていってもらいたいということで、これは要望で結構でございますので、お願いいたします。

【杉崎委員長】 よろしいですか。

それでは、最後に佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 私からもフラットパークの件です。いろいろ論点は出たと思いますので、まだ出ていない部分でちょっとお聞きしたいんですが、まず1点目が1億5,000万という金額について、700平米という話がありましたけど、大分高いなという印象を受けます。平米単価だと200万ですかね、もちろん内装とかいろいろあると思うんですけど、この試算というか、どういう形でこれを見積もっているのかという点をまずお聞かせいただきたいのと、あとは、当然建てるということは、ある程度のランニングコストというのにもかかってくると思うんですが、現時点でランニングコストについてどのように考えているのか、2点お聞かせください。

【杉崎委員長】 亀井健康・スポーツ課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 まず、建設費の1億5,000万でございます。基本的には今あるフラットパークの機能をそのまま移転するということで、ステージのスペースだったりその辺を加味して、民間業者にちょっとお願いして、参考見積もりをとったものでございます。

ランニングコストなんですけれども、細かい算定までは今できていない状況でございます。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 ランニングコストについては、それはプロポーザルで募集して、その中でですかね、ある程度明らかになってくるのかなというところですかね、わかりました。

やっぱり聞いていると今と700平米だし、今と同じような施設を想定しているということは、なかなかその広さでほかの要素、カフェとかという話もありましたし、ほかのスポーツという話もありましたし、ほかの要素を入れる余地があるのかなと思っていて、何となく想像するのが今と同じ形で、そこに余地がないんじゃないのかなと思うんです。

今までいろいろ話を聞いていると聖地化を目指すというところと、健康寿命の延伸という話もありましたけれども、その健康寿命の延伸の部分について、当然これを使うのは若者中心になってくるのかなと思うんですが、その若者以外の方の健康寿命の延伸にも寄与するような施設にすることができるのかどうか。今、余地がないということも言いましたけれども、ちょっとそれも含めてその点について見解をお聞かせいただきたいのが1点と、あとはこれちょっと、ここだけで答えられるかわからないですけども、16年間の耐用年数ということになると、やっぱり（仮称）健康福祉総合センターですよ、その16年間の間建たないという話なのか、それとも700平米のフラットパークがあっても建てられるような形なのか、もし答えられたら答えていただきたいと思うんですが。

【杉崎委員長】 大山副主幹。

【大山副主幹】 まず1つ目のほかの要素を入れる余地がないのではないかなという部分ですけども、今の町営プールにあるフラットパークについては、プールの中にステージが立ってしまって、プールの大きさが割と大きい形になってしまって、25メートルプールの長さの中にステージが入っているわけですけど、競技で使うステージが15メートル掛ける15メートルのサイズ、14メートル50センチぐらいになるんですけど、ちょっとステージのサイズが小さくなりますので、余りのスペースはできるのかなというようなところでございます。

あともう一つ、16年間というところですが、公共施設再編計画の第1期の2036年までの16年間は新たな複合施設の建設は困難であるというようなことになってございますので、その期間として決定したということでございます。新しい複合施設ができるときには、フラットパークを取り壊して、移転などの新たな検討をするというところでございます。

【杉崎委員長】 亀井健康・スポーツ課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 若者以外の市場の部分なんですけど、ステージということもありますので、主なものがステージみたいながありますので、それが舞台みたいな形として利用できます。例えば高齢者の方の民謡とかダンスとかフラダンスとか、そういったことにも活用できてある程度の観客スペース、観覧スペースみたいなのもできると思いますので、そういった中で発表会を行う、あと健康事業でやっている高齢者向けの体操事業も展開できるという施設にしたいと思っていますので、その辺は高齢者の方にも十分ご利用できるものになると思います。

【杉崎委員長】 佐藤正憲副委員長。

【佐藤（正）副委員長】 わかりました。若者以外の利用の観点については、それはちょっと必ず入れていただきたいなと思います。先ほど委員からもありましたけれども、なかなか寒川で公共施設が建たない中で、こういう施設、1億5,000万という大金をかけてつくるわけですし、その要素は必ず入れていただきたいなと思いますので、今後の推移は見ていきたいと思っています。特にお答えは大丈夫なんですけど、公共施設の計画との整合性の部分は確かにわかりました。2036年までに建たないからそれまでの間と、それは確かに矛盾はしていない、理屈は通っているかなと思います。それがどうなのかという議論はここじゃないと思いますので、また別のところすべきなのかなと思っておりまして、最後聞きたいのが、まずこの建てることによってストリートスポーツの聖地化を目指すというところが1つです。

この目的というのはそれはそれでいいと思うんですけれども、聖地化になったことによって人口増につなげるという考えがある、あった、そういうような答弁があったと思うんですけれども、そこがどうもつながらないんです。聖地化になったことによって人口増に寄与することになるのかどうかということ、そのつながりがちょっといまいわからない、不明確な部分なので、その点について最後お答えをいただきたいんです。

【杉崎委員長】 亀井健康・スポーツ課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 聖地化するということで、他の自治体にはない個性というんですか、オンリーワンというんですか、そういったまちづくりすることで、それに魅力を感じた方々が移住するというのを期待しているというところで、先ほどの答弁をさせていただきました。

【杉崎委員長】 以上で質疑を打ち切りたいと思います。これをもちまして健康子ども部健康・スポーツ課所管の審査並びに健康子ども部の審査を終了したいと思います。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

本日、今の健康・スポーツ課をもちまして、皆様のご協力のおかげで、予定の審査が所管課の審査が

終わりました。

きょうはこの程度にとどめてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【杉崎委員長】 またあしたも長時間となるかと思いますが、また皆様のご協力よろしくお願いを申し上げます、本日はこれにて終了とさせていただきます。お疲れさまでございました。

午後6時18分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 2年 6月 2日

委員長 杉 崎 隆 之